

改正要旨

○設計業務共通仕様書関係

①国土交通省の共通仕様書の改正等を参考とし、記述を改正

第1編 共通編

第1章 総則

- ・総括監督員、主任監督員、監督員を定義
- ・テクリスへの低入札登録について記述
- ・第3者の土地への立入について記述
- ・電子納品対象業務について記述
- ・守秘義務についての記述を追加
- ・個人情報の取扱について新規に記述
- ・屋外での業務の監督員との協議等について記述
- ・行政情報流出防止対策の強化について新規に記述

第2章 設計業務等一般

- ・コスト縮減の検討について追加記述
- ・環境配慮資材の利用等について新規に記述
- ・主要技術基準及び参考図書を追加、削除、編集又は発行所及び発行年月の改正

第2編 河川編

第1章 河川環境調査

- ・河川水辺総括資料作成調査を新規に記述
- ・文言の修正(調査員→監督員)

第2章 河川調査・計画

- ・河道計画について大規模河川と中小河川に分け記述
- ・文言の修正(調査員→監督員)
- ・正常流量検討について大規模河川と中小河川に分け記述
- ・文言の修正(調査員→監督員)

第3章 河川構造物設計

- ・護岸詳細設計に周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を記述
- ・文言の修正(調査員→監督員)

第6編 道路編

第4章 道路設計

- ・道路詳細設計、歩道詳細設計の照査に支障物件(地下埋設物)の設計への反映を追加記述
- ・歩道詳細設計の現地確認に排水系統、用地境界を追加
- ・一般構造物詳細設計の仮設設計の土留工の業務内容を記述

第8章 橋梁設計

- ・仮設橋設計の業務内容を記述

○測量業務共通仕様書関係

①国土交通省の共通仕様書の改訂等を参考とし、記述を改正

第1編 共通編

第1章 総則

- ・総括監督員、主任監督員、監督員を定義

- ・テクリスへの低入札登録について記述
- ・電子納品対象業務について記述
- ・守秘義務についての記述を追加
- ・個人情報の取扱について新規に記述
- ・屋外での業務の監督員との協議等について記述
- ・行政情報流出防止対策の強化について新規に記述
- ・文言の修正(作業→業務)

○用地調査等業務共通仕様書関係

①国土交通省の用地調査等共通仕様書の改正等を参考とし、全章にわたり関係条文の記述を改正

②第 132 条以下が条ずれ

第 1 章 総則

- ・第 4 条第 3 号の表 2 の機械設備にキュービクル式受変電設備を明記

第 2 章 用地調査等の基本的処理方法

- ・第 8 条の条文改正、作業計画の策定から作業計画書の作成と明記
- ・第 9 条第 3 ～ 5 項の条文追加、監督職員の指示、承諾、協議に関する様式の扱いを追加
- ・第 10 条の条文改正、支給材料を貸与品等と変更
- ・第 15 条の条文改正
- ・第 16 条の条文改正

第 3 章 権利調査

- ・第 30 条の 2 の条文追加、土地利用履歴等の調査の実施について明記
- ・第 32 条第 3 項の条文追加

第 4 章 用地測量

- ・第 37 条の条文改正
- ・第 38 条第 2 項の条文改正、提出様式を追加。
- ・第 40 条、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 45 条の条文改正、「島根県公共測量作業規定に定めるところによるものとする」と明記
- ・第 45 条に別表用地実測図表示記号により表示すると明記

第 6 章 建物等の調査

- ・第 55 条の条文改正、木造建物調査積算要領に変更
- ・第 57 条の条文改正、非木造建物調査積算要領に変更
- ・第 66 条に第 4 項の条文追加
- ・第 67 条に第 3 項の条文追加
- ・第 68 条に第 3 項の条文追加

第 1 2 章 補償説明

- ・第 115 条に第 2 の条文追加
- ・第 117 条の条文改正

第 1 3 章 事業認定申請図書等の作成

- ・現地踏査についての第 132 条、第 135 条を削除し、第 124 条の条文改正
- ・別表 用地実測図表示記号を追加

1. 様式

- ・様式 1 ～ 4 号の名称変更(支給材料を貸与品等と変更)

2. 別記 1 木造建物調査積算要領に変更

- 3. 別記 2 非木造建物調査積算要領に変更
- 5. 別記 4 成果品一覧表に土地利用履歴等の調査の様式を追加
- 9. 別記 8 保安林解除申請図書等等作成要領を一部変更
- 12. 用地調査等業務委託特記仕様書の一部変更
- 13. 別記 9 機械設備調査算定要領を一部変更（キュービクルを明記）
- 14. 別記10 附帯工作物調査算定要領を一部変更（キュービクルを明記）
- 15. 別記11 土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領を追加

○漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書

①水産庁の共通仕様書の改訂等を参考とし、記述を追加、改正

第 1 章 総則

- ・用語の定義について改正
- ・作業時間について追加
- ・損害について追加
- ・業務コスト調査について追加

第 2 章 深淺測量

- ・水深測量の区分について改正
- ・汀線測量について追加
- ・地形測量について追加
- ・表「音響測深機の性能」を改正
- ・表「未測深幅」を改正

第 3 章 探査工

- ・探査準備について追加
- ・磁気探査について改正
- ・設標について追加

第 4 章 磁気探査

- ・準備工について改正
- ・台船方式ボーリングについて追加
- ・試験の適用年を改正
- ・台船方式原位置試験について追加
- ・岩盤資料採取について追加
- ・探査準備について追加
- ・表「ボーリングの必要孔径」を改正

第 5 章 環境調査

- ・調査準備について追加
- ・位置測量について追加
- ・資料収集整理について追加
- ・協議・報告について追加
- ・表「水質試験方法」を改正
- ・表「底質試験方法」を改正
- ・表「悪臭物質成分濃度測定方法」を改正
- ・表「悪臭物質臭気濃度測定方法」を改正

第 6 章 気象・海象調査

- ・調査準備について追加

第7章 計画調査

- ・社会・経済条件について改正
- ・産業(漁業以外)について追加
- ・貨客流動について追加
- ・交通体系について追加
- ・地域開発計画について追加
- ・地域指定状況について追加
- ・陸域・水域の環境及び利用現況について追加
- ・権利関係について追加
- ・取扱漁獲量について改正
- ・漁港環境整備施設等計画について改正
- ・土地造成及び土地利用計画について改正
- ・協議・報告について追加
- ・照査について改正
- ・表「ゾーン区分」を改正

第8章 環境影響評価調査

- ・地域指定状況について改正
- ・適用の範囲について改正
- ・協議・報告について追加

第9章 設計

- ・適用の範囲について改正
- ・使用する基準及び図書について改正
- ・機能条件について追加
- ・基礎の検討について追加
- ・図面作成について追加
- ・協議・報告について追加
- ・適用の範囲について改正
- ・設計計画について追加
- ・設計波の算定について追加
- ・細部設計について改正
- ・図面作成について追加
- ・付帯施設について追加
- ・実施設計について改正

調査業務写真管理基準

- ・適用の範囲について改正
- ・表「探査工」を改正
- ・表「土質調査」を改正
- ・表「環境調査」を改正

付属資料

- ①「共通仕様書掲載 J I S ・ J G S 一覧表」の改正
- ②「海上工事における関係法令一覧」の改正

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

目 次

〔1〕仕様書関係

- 1-1 設計業務共通仕様書
- 1-2 測量業務共通仕様書
- 1-3 地質・土質調査業務共通仕様書
- 1-4 用地調査等業務共通仕様書
- 1-5 工損調査業務共通仕様書
- 1-6 設計・測量・調査等業務委託共通仕様書（別添）
- 1-7 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書

〔2〕島根県公共測量作業規定

〔3〕測量作業等における保安施設設置基準

〔4〕提出書類及び書類様式

〔 1 〕 仕様書関係

1 - 1 設計業務共通仕様書

1 - 2 測量業務共通仕様書

1 - 3 地質・土質調査業務共通仕様書

1 - 4 用地調査等業務共通仕様書

1 - 5 工損調査業務共通仕様書

1 - 6 設計・測量・調査等業務共通仕様書（別添）

1 - 7 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書

1 - 1 設計業務共通仕様書

第1編 共通編

- 第1章 総則
- 第2章 設計業務等一般

第2編 河川編

- 第1章 河川環境調査
- 第2章 河川調査・計画
- 第3章 河川構造物設計

第3編 海岸編

- 第1章 海岸構造物設計

第4編 砂防及び地すべり対策等編

- 第1章 砂防環境調査
- 第2章 砂防調査・計画
- 第3章 砂防構造物設計
- 第4章 地すべり対策調査・計画・設計
- 第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計
- 第6章 雪崩対策調査・計画・設計

第5編 ダム編

(特記仕様書による)

第6編 道路編

- 第1章 道路環境調査
- 第2章 交通現況調査
- 第3章 道路網・路線計画
- 第4章 道路設計
- 第5章 地下構造物設計
- 第6章 地下駐車場計画・設計
- 第7章 トンネル設計
- 第8章 橋梁設計

第7編 公園緑地編

- 第1章 公園緑地設計

第8編 下水道編

(「下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託」国土交通省都市・地域整備局下水道部発行を適用する)

第9編 港湾編

(港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書による)

第10編 農業農村整備編

- 第1章 総則
- 第2章 ポンプ場設計
- 第3章 水路工設計
- 第4章 ほ場整備設計
- 第5章 農道設計
- 第6章 ため池設計

第11編 森林整備編

- 第1章 治山設計
- 第2章 林道設計

第12編 漁港漁場整備編

(「1 - 7 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書」による)

設計業務共通仕様書

目 次

第1編 共通編

第1章 総 則

第1101条 適 用	1-1-1
第1102条 用語の定義	1-1-1
第1102条の2 受注者の義務	1-1-3
第1103条 業務の着手	1-1-4
第1104条 設計図書の支給及び点検	1-1-4
第1105条 監督職員	1-1-4
第1106条 管理技術者	1-1-4
第1107条 照査技術者及び照査の実施	1-1-5
第1108条 担当技術者	1-1-5
第1109条 提出書類	1-1-5
第1110条 打合せ等	1-1-6
第1111条 業務計画書	1-1-6
第1112条 資料等の貸与及び返却	1-1-7
第1113条 関係官公庁への手続き等	1-1-7
第1114条 地元関係者との交渉等	1-1-7
第1115条 土地への立入り等	1-1-7
第1116条 成果品の提出	1-1-8
第1117条 関連法令及び条例の遵守	1-1-8
第1118条 検 査	1-1-8
第1119条 修 補	1-1-9
第1120条 条件変更等	1-1-9
第1121条 契約変更	1-1-9
第1122条 履行期間の変更	1-1-9
第1123条 一時中止	1-1-10
第1124条 発注者の賠償責任	1-1-10
第1125条 受注者の賠償責任	1-1-10

第1126条	部分使用	1 - 1 - 10
第1127条	再委託	1 - 1 - 10
第1128条	成果品の使用等	1 - 1 - 11
第1129条	守秘義務	1 - 1 - 11
第1129条の2	個人情報の取扱い	1 - 1 - 12
第1130条	安全等の確保	1 - 1 - 13
第1131条	臨機の措置	1 - 1 - 14
第1132条	履行報告	1 - 1 - 14
第1133条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1 - 1 - 14
第1134条	行政情報流出防止対策の強化	1 - 1 - 14

第2章 設計業務等一般

第1201条	使用する技術基準等	1 - 1 - 16
第1202条	現地踏査	1 - 1 - 16
第1203条	設計業務等の種類	1 - 1 - 16
第1204条	調査業務の内容	1 - 1 - 16
第1205条	計画業務の内容	1 - 1 - 16
第1206条	設計業務の内容	1 - 1 - 16
第1207条	調査業務の条件	1 - 1 - 17
第1208条	計画業務の条件	1 - 1 - 17
第1209条	設計業務の条件	1 - 1 - 17
第1210条	調査業務及び計画業務の成果	1 - 1 - 19
第1211条	設計業務の成果	1 - 1 - 19
第1212条	環境配慮の条件	1 - 1 - 20
1.	主要技術基準及び参考図書	1 - 1 - 21

第2編 河川編

第1章 河川環境調査

第1節	河川環境調査の種類	1 - 1 - 25
第2101条	河川環境調査の種類	1 - 1 - 25
第2節	環境影響評価	1 - 1 - 25
第2102条	環境影響評価の区分	1 - 1 - 25
第2103条	方法書（案）の作成	1 - 1 - 25

第2104条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 …	1 - 1 - 26
第2105条	調査 ……………	1 - 1 - 27
第2106条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討 ……………	1 - 1 - 27
第2107条	準備書（案）の作成 ……………	1 - 1 - 28
第2108条	評価書（案）の作成 ……………	1 - 1 - 29
第2109条	評価書の補正等 ……………	1 - 1 - 29
第3節	河川水辺環境調査 ……………	1 - 1 - 30
第2110条	河川水辺環境調査の区分 ……………	1 - 1 - 30
第2111条	魚介類調査 ……………	1 - 1 - 30
第2112条	底生動物調査 ……………	1 - 1 - 31
第2113条	植物調査 ……………	1 - 1 - 31
第2114条	鳥類調査 ……………	1 - 1 - 32
第2115条	両生類・爬虫類・哺乳類調査 ……………	1 - 1 - 32
第2116条	陸上昆虫類等調査 ……………	1 - 1 - 32
第2117条	河川環境基図作成調査 ……………	1 - 1 - 33
第2118条	河川空間利用実態調査 ……………	1 - 1 - 33
第2118条の2	河川水辺総括資料作成調査 ……………	1 - 1 - 34
第4節	成果品 ……………	1 - 1 - 34
第2119条	成果品 ……………	1 - 1 - 34

第2章 河川調査・計画

第1節	河川調査・計画の種類 ……………	1 - 1 - 36
第2201条	河川調査・計画の種類 ……………	1 - 1 - 36
第2節	洪水痕跡調査 ……………	1 - 1 - 36
第2202条	洪水痕跡調査 ……………	1 - 1 - 36
第3節	計画降雨検討 ……………	1 - 1 - 37
第2203条	計画降雨検討の区分 ……………	1 - 1 - 37
第2204条	ティーセン法による検討 ……………	1 - 1 - 37
第2205条	降雨強度曲線による検討 ……………	1 - 1 - 38
第4節	基本高水・計画高水流量検討 ……………	1 - 1 - 39
第2206条	基本高水・計画高水流量検討の区分 ……………	1 - 1 - 39
第2207条	貯留関数法による検討 ……………	1 - 1 - 39
第2208条	準線形貯留型モデルによる検討 ……………	1 - 1 - 41
第2209条	雨量確率手法による検討 ……………	1 - 1 - 41

第2210条 流量確率手法による検討	1 - 1 - 42
第5節 低水流出解析	1 - 1 - 43
第2211条 低水流出解析	1 - 1 - 43
第6節 河道計画	1 - 1 - 45
第2212条 河道計画（大規模河川）	1 - 1 - 45
第2212条の2 河道計画（中小河川）	1 - 1 - 47
第7節 内水処理計画	1 - 1 - 48
第2213条 内水処理計画	1 - 1 - 48
第8節 利水計画	1 - 1 - 51
第2214条 利水計画検討	1 - 1 - 51
第9節 正常流量検討	1 - 1 - 53
第2215条 正常流量検討（大規模河川）	1 - 1 - 53
第2215条の2 正常流量検討（中小河川）	1 - 1 - 56
第10節 氾濫水理解析	1 - 1 - 58
第2216条 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合）	1 - 1 - 58
第11節 総合治水対策調査	1 - 1 - 59
第2217条 総合治水対策調査	1 - 1 - 59
第12節 洪水予測システム検討	1 - 1 - 68
第2218条 洪水予測システム検討	1 - 1 - 68
第13節 成果品	1 - 1 - 72
第2219条 成果品	1 - 1 - 72

第3章 河川構造物設計

第1節 河川構造物設計の種類	1 - 1 - 73
第2301条 河川構造物設計の種類	1 - 1 - 73
第2節 護岸設計	1 - 1 - 73
第2302条 護岸設計の区分	1 - 1 - 73
第2303条 護岸予備設計	1 - 1 - 73
第2304条 護岸詳細設計	1 - 1 - 76
第3節 樋門設計	1 - 1 - 79
第2305条 樋門設計の区分	1 - 1 - 79
第2306条 樋門予備設計	1 - 1 - 79
第2307条 樋門詳細設計	1 - 1 - 81
第4節 床止め設計	1 - 1 - 84

第2308条	床止め設計の区分	1-1-84
第2309条	床止め予備設計	1-1-85
第2310条	床止め詳細設計	1-1-87
第5節	堰設計	1-1-89
第2311条	堰設計の区分	1-1-89
第2312条	堰予備設計	1-1-90
第2313条	堰詳細設計	1-1-93
第6節	水門設計	1-1-98
第2314条	水門設計の区分	1-1-98
第2315条	水門予備設計	1-1-98
第2316条	水門詳細設計	1-1-100
第7節	排水機場設計	1-1-102
第2317条	排水機場設計の区分	1-1-102
第2318条	排水機場予備設計	1-1-102
第2319条	排水機場詳細設計	1-1-104
第8節	成果品	1-1-108
第2320条	成果品	1-1-108

第3編 海岸編

第1章 海岸構造物設計

第1節	海岸構造物設計の種類	1-1-111
第3101条	海岸構造物設計の種類	1-1-111
第2節	堤防、護岸設計	1-1-111
第3102条	堤防、護岸設計の区分	1-1-111
第3103条	堤防、護岸予備設計	1-1-111
第3104条	堤防、護岸詳細設計	1-1-113
第3節	胸壁設計	1-1-116
第3105条	胸壁設計の区分	1-1-116
第3106条	胸壁予備設計	1-1-116
第3107条	胸壁詳細設計	1-1-118
第4節	突堤設計	1-1-120
第3108条	突堤設計の区分	1-1-120
第3109条	突堤予備設計	1-1-120
第3110条	突堤詳細設計	1-1-122
第5節	離岸堤設計	1-1-124

第3111条	離岸堤設計の区分	1-1-124
第3112条	離岸堤予備設計	1-1-124
第3113条	離岸堤詳細設計	1-1-126
第6節	潜堤・人工リーフ設計	1-1-127
第3114条	潜堤・人工リーフ設計の区分	1-1-127
第3115条	潜堤・人工リーフ予備設計	1-1-127
第3116条	潜堤・人工リーフ詳細設計	1-1-129
第7節	消波堤設計	1-1-131
第3117条	消波堤設計の区分	1-1-131
第3118条	消波堤予備設計	1-1-131
第3119条	消波堤詳細設計	1-1-132
第8節	津波防波堤設計	1-1-134
第3120条	津波防波堤設計の区分	1-1-134
第3121条	津波防波堤予備設計	1-1-134
第3122条	津波防波堤詳細設計	1-1-136
第9節	砂浜設計	1-1-138
第3123条	砂浜設計の区分	1-1-138
第3124条	砂浜予備設計	1-1-138
第3125条	砂浜詳細設計	1-1-140-1
第10節	附帯設備設計	1-1-140-2
第3126条	附帯設備設計の種類	1-1-140-2
第3127条	水門及び樋門設計の区分	1-1-140-3
第3128条	水門及び樋門予備設計	1-1-140-3
第3129条	水門及び樋門詳細設計	1-1-140-5
第3130条	排水機場設計の区分	1-1-140-7
第3131条	排水機場予備設計	1-1-140-7
第3132条	排水機場詳細設計	1-1-140-10
第3133条	陸閘設計の区分	1-1-140-13
第3134条	陸閘予備設計	1-1-140-13
第3135条	陸閘詳細設計	1-1-140-15
第11節	成果品	1-1-140-18
第3136条	成果品	1-1-140-18

第4編 砂防及び地すべり対策編

第1章 砂防環境調査

第1節	砂防環境調査の種類	1-1-141
-----	-----------	---------

第4101条	砂防環境調査の種類	1-1-141
第2節	自然環境調査	1-1-141
第4102条	自然環境調査の区分	1-1-141
第4103条	魚類調査	1-1-141
第4104条	植物調査	1-1-142
第4105条	鳥類調査	1-1-142
第4106条	両生類・は虫類・ほ乳類調査	1-1-143
第4107条	陸上昆虫類調査	1-1-143
第4108条	低生生物調査	1-1-143
第3節	景観調査	1-1-144
第4109条	景観調査	1-1-144
第4節	溪流空間利用実態調査	1-1-144
第4110条	溪流空間利用実態調査	1-1-144
第5節	成果品	1-1-145
第4111条	成果品	1-1-145
第4112条	貸与資料	1-1-145

第2章 砂防調査・計画

第1節	砂防調査・計画	1-1-145
第4201条	砂防調査・計画の種類	1-1-145
第2節	砂防調査	1-1-146
第4202条	砂防調査の区分	1-1-146
第4203条	水系砂防調査	1-1-146
第4204条	土石流対策調査	1-1-149
第4205条	流木対策調査	1-1-150
第4206条	火山砂防調査	1-1-152
第3節	砂防計画	1-1-152
第4207条	砂防計画の区分	1-1-152
第4208条	水系砂防計画	1-1-153
第4209条	土石流対策計画	1-1-154
第4210条	流木対策計画	1-1-155
第4211条	火山砂防計画	1-1-156
第4節	成果品	1-1-159
第4212条	成果品	1-1-159

第3章 砂防構造物設計

第 1 節 砂防構造物設計	1 - 1 - 162
第4301条 砂防構造物設計の種類	1 - 1 - 162
第 2 節 砂防えん堤及び床固工の設計	1 - 1 - 162
第4302条 砂防えん堤及び床固工設計の区分	1 - 1 - 162
第4303条 砂防えん堤及び床固工予備設計	1 - 1 - 162
第4304条 砂防えん堤及び床固工詳細設計	1 - 1 - 164
第 3 節 溪流保全工の設計	1 - 1 - 167
第4305条 溪流保全工設計の区分	1 - 1 - 167
第4306条 溪流保全工予備設計	1 - 1 - 167
第4307条 溪流保全工詳細設計	1 - 1 - 169
第 4 節 土石流対策工及び流木対策工の設計	1 - 1 - 171
第4308条 土石流対策工及び流木対策工設計の区分	1 - 1 - 171
第4309条 土石流対策工予備設計	1 - 1 - 171
第4310条 土石流対策工詳細設計	1 - 1 - 173
第4311条 流木対策工予備設計	1 - 1 - 175
第4312条 流木対策工詳細設計	1 - 1 - 177
第 5 節 護岸工の設計	1 - 1 - 179
第4313条 護岸工設計の区分	1 - 1 - 179
第4314条 護岸工予備設計	1 - 1 - 179
第4315条 護岸工詳細設計	1 - 1 - 180-2
第 6 節 山腹工の設計	1 - 1 - 180-4
第4316条 山腹工設計の区分	1 - 1 - 180-4
第4317条 山腹工予備設計	1 - 1 - 180-4
第4318条 山腹工詳細設計	1 - 1 - 180-5
第 7 節 成果品	1 - 1 - 180-7
第4319条 成果品	1 - 1 - 180-7

第 4 章 地すべり対策調査・計画・設計

第 1 節 地すべり対策調査・計画・設計	1 - 1 - 181
第4401条 地すべり対策調査・計画・設計の種類	1 - 1 - 181
第 2 節 地すべり調査	1 - 1 - 181
第4402条 地すべり調査の区分	1 - 1 - 181
第4403条 予備調査	1 - 1 - 181
第4404条 概 査	1 - 1 - 182
第4405条 精 査	1 - 1 - 183
第4406条 機構解析	1 - 1 - 183

第3節 地すべり対策計画	1-1-185
第4407条 地すべり対策計画	1-1-185
第4節 地すべり防止施設設計	1-1-186
第4408条 地すべり防止施設設計の区分	1-1-186
第4409条 地すべり防止施設予備設計	1-1-187
第4410条 地すべり防止施設詳細設計	1-1-188
第5節 成果品	1-1-190
第4411条 成果品	1-1-190

第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計

第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計	1-1-193
第4501条 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類	1-1-193
第2節 急傾斜地調査	1-1-193
第4502条 急傾斜地調査の区分	1-1-193
第4503条 急傾斜地予備調査	1-1-193
第4504条 急傾斜地概査	1-1-194
第4505条 急傾斜地機構解析	1-1-195
第3節 急傾斜地崩壊対策計画	1-1-199
第4506条 急傾斜地崩壊対策計画	1-1-199
第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計	1-1-200
第4507条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分	1-1-200
第4508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計	1-1-200
第4509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計	1-1-202
第5節 成果品	1-1-205
第4510条 成果品	1-1-205

第6章 雪崩対策調査・計画・設計

第1節 雪崩対策調査・計画・設計	1-1-207
第4601条 雪崩対策調査・計画・設計の種類	1-1-207
第2節 雪崩調査	1-1-207
第4602条 雪崩調査の区分	1-1-207
第4603条 雪崩予備調査	1-1-207
第4604条 雪崩解析調査	1-1-208
第3節 雪崩防止施設計画	1-1-210
第4605条 雪崩防止施設計画	1-1-210
第4節 雪崩防止施設設計	1-1-211

第4606条	雪崩防止施設設計の区分	1-1-211
第4607条	雪崩防止施設予備設計	1-1-211
第4608条	雪崩防止施設詳細設計	1-1-212
第5節	成果品	1-1-214-2
第4609条	成果品	1-1-214-2

第5編 ダム編 (特記仕様書による)

第6編 道路編

第1章 道路環境調査

第1節	環境影響評価	1-1-215
第6101条	環境影響評価の区分	1-1-215
第6102条	方法書(案)の作成	1-1-215
第6103条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	1-1-216
第6104条	調査	1-1-217
第6105条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	1-1-217
第6106条	準備書(案)の作成	1-1-218
第6107条	評価書(案)の作成	1-1-219
第6108条	評価書の補正等	1-1-219
第2節	成果品	1-1-220
第6109条	成果品	1-1-220

第2章 交通現況調査

第1節	交通現況調査	1-1-221
第6201条	交通現況調査の種類	1-1-221
第2節	交通量調査	1-1-221
第6202条	交通量調査の区分	1-1-221
第6203条	単路部交通量調査	1-1-221
第6204条	交差点部交通量調査	1-1-222
第3節	速度調査	1-1-222
第6205条	速度調査の区分	1-1-222
第6206条	走行速度調査	1-1-222
第6207条	旅行速度調査	1-1-223
第4節	起終点調査	1-1-224
第6208条	起終点調査の種類	1-1-224

第6209条 路側OD調査	1-1-224
第6210条 オーナーインタビューOD調査	1-1-225
第5節 交通渋滞調査	1-1-226
第6211条 交通渋滞調査	1-1-226
第6節 駐車場調査	1-1-227
第6212条 駐車場調査の区分	1-1-227
第6213条 駐車場施設実態調査	1-1-227
第6214条 駐車原単位調査	1-1-227
第7節 成果品	1-1-229
第6215条 成果品	1-1-229

第3章 道路網・路線計画

第1節 道路網・路線計画の種類	1-1-230
第6301条 道路網・路線計画の種類	1-1-230
第2節 現況調査	1-1-230
第6302条 現況調査	1-1-230
第3節 交通量推計調査	1-1-231
第6303条 交通量推計調査	1-1-231
第4節 道路網・路線計画	1-1-232
第6304条 道路網・路線計画	1-1-232
第5節 成果品	1-1-234
第6305条 成果品	1-1-234

第4章 道路設計

第1節 道路設計の種類	1-1-235
第6401条 道路設計の種類	1-1-235
第2節 道路設計	1-1-235
第6402条 道路設計の区分	1-1-235
第6403条 道路概略設計	1-1-235
第6404条 道路予備設計（A）	1-1-237
第6405条 道路予備修正設計（A）	1-1-239
第6406条 道路予備設計（B）	1-1-239
第6407条 道路予備修正設計（B）	1-1-242
第6408条 道路詳細設計	1-1-242

第3節 歩道設計（自転車歩行車道を含む）	1-1-245
第6409条 歩道設計の区分	1-1-245
第6410条 歩道詳細設計	1-1-245
第4節 平面交差点設計	1-1-247
第6411条 平面交差点設計の区分	1-1-247
第6412条 平面交差点予備設計	1-1-247
第6413条 平面交差点詳細設計	1-1-248
第5節 立体交差設計	1-1-250
第6414条 立体交差設計の区分	1-1-250
第6415条 ダイヤモンド型IC予備設計	1-1-250
第6416条 ダイヤモンド型IC詳細設計	1-1-252
第6417条 トランペット・クローバー型IC予備設計	1-1-254
第6418条 トランペット・クローバー型IC詳細設計	1-1-255
第6節 道路休憩施設設計	1-1-257
第6419条 道路休憩施設設計の区分	1-1-257
第6420条 道路休憩施設予備設計	1-1-257
第6421条 道路休憩施設詳細設計	1-1-258
第7節 一般構造物設計	1-1-260
第6422条 一般構造物設計の区分	1-1-260
第6423条 一般構造物予備設計	1-1-260
第6424条 一般構造物詳細設計	1-1-263
第6425条 落石防護柵詳細設計	1-1-265
第6426条 一般構造物基礎工詳細設計	1-1-266
第8節 成果品	1-1-267
第6427条 成果品	1-1-267

第5章 地下構造物設計

第1節 地下構造物設計の種類	1-1-272
第6501条 地下構造物設計の種類	1-1-272
第2節 地下横断歩道等設計	1-1-272
第6502条 地下横断歩道等設計の区分	1-1-272
第6503条 地下横断歩道等基本計画	1-1-272
第6504条 地下横断歩道等予備設計	1-1-274
第6505条 地下横断歩道等詳細設計	1-1-276

第3節 共同溝設計	1-1-280
第6506条 共同溝設計の区分	1-1-280
第6507条 共同溝基本検討	1-1-280
第6508条 開削共同溝予備設計	1-1-283
第6509条 開削共同溝詳細設計	1-1-285
第6510条 シールド共同溝予備設計	1-1-289
第6511条 シールド共同溝立杭予備設計	1-1-291
第6512条 シールド共同溝詳細設計	1-1-293
第6513条 シールド共同溝立杭詳細設計	1-1-297
第4節 電線共同溝設計	1-1-301
第6514条 電線共同溝設計の区分	1-1-301
第6515条 電線共同溝予備設計	1-1-301
第6516条 電線共同溝詳細設計	1-1-303
第5節 成果品	1-1-307
第6517条 成果品	1-1-307

第6章 地下駐車場計画・設計

第1節 地下駐車場計画・設計の種類	1-1-314
第6601条 地下駐車場計画・設計の種類	1-1-314
第2節 地下駐車場基本計画	1-1-314
第6602条 地下駐車場基本計画の区分	1-1-314
第6603条 基本調査	1-1-314
第6604条 基本計画	1-1-316
第3節 地下駐車場予備設計	1-1-318
第6605条 地下駐車場予備設計の区分	1-1-318
第6606条 地下駐車場本体予備設計	1-1-318
第6607条 地下駐車場設備予備設計	1-1-319
第4節 地下駐車場詳細設計	1-1-322
第6608条 地下駐車場詳細設計の区分	1-1-322
第6609条 地下駐車場本体詳細設計	1-1-322
第6610条 地下駐車場設備詳細設計	1-1-325
第5節 成果品	1-1-327
第6611条 成果品	1-1-327

第7章 トンネル設計

第1節 トンネル設計の種類	1-1-329
第6701条 トンネル設計の種類	1-1-329
第2節 トンネル設計	1-1-329
第6702条 山岳トンネル設計の区分	1-1-329
第6703条 山岳トンネル予備設計	1-1-329
第6704条 山岳トンネル詳細設計	1-1-332
第3節 シールドトンネル設計	1-1-336
第6705条 シールドトンネル設計の区分	1-1-336
第6706条 シールドトンネル予備設計	1-1-336
第6707条 シールドトンネル詳細設計	1-1-339
第6708条 立坑予備設計	1-1-343
第6709条 立坑詳細設計	1-1-345
第4節 開削トンネル設計	1-1-348
第6710条 開削トンネル設計の区分	1-1-348
第6711条 開削トンネル予備設計	1-1-348
第6712条 開削トンネル詳細設計	1-1-350
第5節 トンネル設備設計	1-1-354
第6713条 トンネル設備設計の区分	1-1-354
第6714条 トンネル設備予備設計	1-1-354
第6715条 トンネル設備詳細設計	1-1-356
第6節 成果品	1-1-362
第6716条 成果品	1-1-362

第8章 橋梁設計

第1節 橋梁設計の種類	1-1-368
第6801条 橋梁設計の種類	1-1-368
第2節 橋梁設計	1-1-368
第6802条 橋梁設計の区分	1-1-368
第6803条 橋梁予備設計	1-1-368
第6804条 橋梁詳細設計	1-1-370
第3節 橋梁拡幅設計	1-1-373
第6805条 橋梁拡幅設計の区分	1-1-373
第6806条 橋梁拡幅予備設計	1-1-373

第6807条 橋梁拡幅詳細設計	1 - 1 - 375
第4節 橋梁補強設計	1 - 1 - 378
第6808条 橋梁補強設計の区分	1 - 1 - 378
第6809条 橋梁補強予備設計	1 - 1 - 378
第6810条 橋梁補強詳細設計	1 - 1 - 380
第5節 成果品	1 - 1 - 383
第6811条 成果品	1 - 1 - 383

第7編 公園緑地編

第1章 公園緑地設計

第1節 公園設計の区分	1 - 1 - 387
第7101条 設計の区分	1 - 1 - 387
第2節 公園緑地設計	1 - 1 - 387
第7102条 基本計画	1 - 1 - 387
第7103条 基本設計	1 - 1 - 388
第7104条 実施設計	1 - 1 - 388
第3節 成果品	1 - 1 - 390
第7105条 成果品	1 - 1 - 390

第8編 下水道編

(「下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託」

国土交通省都市・地域整備局下水道部発行を適用する)

第9編 港湾編

(港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書による)

第10編 農業農村整備編

第1章 総 則

第1節 総 則	1 - 1 - 391
第10101条 適 用	1 - 1 - 391
第10102条 用語の定義	1 - 1 - 391
第10103条 業務の着手	1 - 1 - 391
第10104条 設計図書の支給及び点検	1 - 1 - 391

第10105条	監督職員	1 - 1 - 391
第10106条	管理技術者	1 - 1 - 391
第10107条	照査技術者及び照査の実施	1 - 1 - 391
第10108条	担当技術者	1 - 1 - 391
第10109条	提出書類	1 - 1 - 391
第10110条	打合せ等	1 - 1 - 392
第10111条	業務計画書	1 - 1 - 392
第10112条	資料等の貸与及び返却	1 - 1 - 392
第10113条	関係官公庁への手続き等	1 - 1 - 392
第10114条	地元関係者との交渉等	1 - 1 - 392
第10115条	土地への立入り等	1 - 1 - 392
第10116条	成果品の提出	1 - 1 - 392
第10117条	関連法令及び条例の遵守	1 - 1 - 392
第10118条	検 査	1 - 1 - 392
第10119条	修 補	1 - 1 - 392
第10120条	条件変更等	1 - 1 - 392
第10121条	契約変更	1 - 1 - 392
第10122条	履行期間の変更	1 - 1 - 392
第10123条	一時中止	1 - 1 - 392
第10124条	発注者の賠償責任	1 - 1 - 392
第10125条	受注者の賠償責任	1 - 1 - 393
第10126条	部分使用	1 - 1 - 393
第10127条	再委託	1 - 1 - 393
第10128条	成果品の使用等	1 - 1 - 393
第10129条	守秘義務	1 - 1 - 393
第10130条	安全等の確保	1 - 1 - 393
第10131条	臨機の措置	1 - 1 - 393
第10132条	履行報告	1 - 1 - 393
第 2 節	設計業務等一般	1 - 1 - 393
第10133条	使用する技術基準等	1 - 1 - 393
第10134条	現地踏査	1 - 1 - 393
第10135条	設計業務等の種類	1 - 1 - 393
第10136条	調査業務の内容	1 - 1 - 393
第10137条	計画業務の内容	1 - 1 - 393
第10138条	設計業務の内容	1 - 1 - 393

第10139条	調査業務の条件	1-1-394
第10140条	計画業務の条件	1-1-394
第10141条	設計業務の条件	1-1-394
第10142条	調査業務及び計画業務の成果	1-1-394
第10143条	設計業務の成果	1-1-394

第2章 ポンプ場設計

第1節	総則	1-1-395
第2節	設計業務等一般	1-1-395
第3節	ポンプ場設計	1-1-395
第10201条	ポンプ場設計の分類	1-1-395
第10202条	構想設計	1-1-395
第10203条	基本設計	1-1-396
第10204条	実施設計	1-1-398
第4節	成果品	1-1-401
第10205条	成果品	1-1-401

第3章 水路工設計

第1節	総則	1-1-402
第2節	設計業務等一般	1-1-402
第3節	水路工設計の種類	1-1-402
第10301条	水路工設計の種類	1-1-402
第4節	用水路路線計画	1-1-402
第10302条	用水路路線設計の分類	1-1-402
第10303条	構想設計	1-1-402
第10304条	基本設計	1-1-403
第10305条	実施設計	1-1-405
第5節	用水路（開水路）設計	1-1-406
第10306条	用水路（開水路）設計の分類	1-1-406
第10307条	構想設計	1-1-406
第10308条	基本設計	1-1-407
第10309条	実施設計	1-1-409
第6節	水路トンネル設計	1-1-410
第10310条	水路トンネル設計の分類	1-1-410

第10311条	構想設計	1-1-410
第10312条	基本設計	1-1-412
第10313条	実施設計	1-1-413
第7節	排水路路線計画設計	1-1-414
第10314条	排水路路線計画設計の分類	1-1-414
第10315条	構想設計	1-1-415
第10316条	基本設計	1-1-416
第10317条	実施設計	1-1-417
第8節	排水路設計	1-1-418
第10318条	排水路設計の分類	1-1-418
第10319条	構想設計	1-1-418
第10320条	基本設計	1-1-420
第10321条	実施設計	1-1-421
第9節	パイプライン路線計画設計	1-1-422
第10322条	パイプライン路線計画設計の分類	1-1-422
第10323条	構想設計	1-1-423
第10324条	基本設計	1-1-424
第10325条	実施設計	1-1-425
第10節	パイプライン設計	1-1-426
第10326条	パイプライン設計の分類	1-1-426
第10327条	構想設計	1-1-426
第10328条	基本設計	1-1-427
第10329条	実施設計	1-1-429
第11節	暗渠設計	1-1-430
第10330条	暗渠設計の分類	1-1-430
第10331条	構想設計	1-1-430
第10332条	基本設計	1-1-431
第10333条	実施設計	1-1-433
第12節	落差工設計	1-1-434
第10334条	落差工設計の分類	1-1-434
第10335条	構想設計	1-1-434
第10336条	基本設計	1-1-435
第10337条	実施設計	1-1-437
第13節	急流工設計	1-1-438
第10338条	急流工設計の分類	1-1-438

第10339条	構想設計	1-1-438
第10340条	基本設計	1-1-439
第10341条	実施設計	1-1-440
第14節	斜流分水工並びにチェックゲート設計	1-1-441
第10342条	斜流分水工並びにチェックゲート設計の分類	1-1-441
第10343条	構想設計	1-1-442
第10344条	基本設計	1-1-443
第10345条	実施設計	1-1-444
第15節	直接分水工設計	1-1-445
第10346条	直接分水工設計の分類	1-1-445
第10347条	構想設計	1-1-445
第10348条	基本設計	1-1-446
第10349条	実施設計	1-1-447
第16節	合流工設計	1-1-448
第10350条	合流工設計の分類	1-1-448
第10351条	構想設計	1-1-448
第10352条	基本設計	1-1-449
第10353条	実施設計	1-1-450
第17節	サイホン設計	1-1-452
第10354条	サイホン設計の分類	1-1-452
第10355条	構想設計	1-1-452
第10356条	基本設計	1-1-453
第10357条	実施設計	1-1-454
第18節	付帯橋梁設計	1-1-456
第10358条	付帯橋梁設計の分類	1-1-456
第10359条	構想設計	1-1-456
第10360条	基本設計	1-1-457
第10361条	実施設計	1-1-458
第19節	水路横断構造物設計	1-1-459
第10362条	水路横断構造物設計の分類	1-1-459
第10363条	構想設計	1-1-459
第10364条	基本設計	1-1-460
第10365条	実施設計	1-1-461
第20節	成果品	1-1-462
第10366条	成果品	1-1-462

第4章 ほ場整備設計

第1節 総則	1-1-463
第2節 設計業務等一般	1-1-463
第3節 ほ場整備設計	1-1-463
第10401条 ほ場整備設計の分類	1-1-463
第10402条 基本設計	1-1-463
第10403条 実施設計	1-1-468
第4節 成果品	1-1-472
第10404条 成果品	1-1-472

第5章 農道設計

第1節 総則	1-1-473
第2節 設計業務等一般	1-1-473
第3節 農道設計の種類	1-1-473
第10501条 農道設計の分類	1-1-473
第4節 現況調査計画	1-1-473
第10502条 基本設計	1-1-473
第5節 道路計画	1-1-475
第10503条 構想設計	1-1-475
第10504条 基本設計	1-1-476
第10505条 実施設計	1-1-478
第6節 道路トンネル	1-1-479
第10506条 基本設計	1-1-479
第10507条 実施設計	1-1-480
第7節 道路トンネル設備	1-1-482
第10508条 実施設計	1-1-482
第8節 橋梁	1-1-482
第10509条 構想設計	1-1-482
第9節 成果品	1-1-482
第10510条 成果品	1-1-482

第6章 ため池設計

第1節 総則	1-1-483
--------	---------

第2節 設計業務等一般	1-1-483
第3節 ため池改修設計	1-1-483
第10601条 実施設計	1-1-483
第4節 成果品	1-1-486
第10602条 成果品	1-1-486

第11編 森林整備編

第1章 治山設計

第1節 総則

第11001条 適用	1-1-487
第11002条 用語の定義	1-1-487
第11003条 業務の着手	1-1-487
第11004条 設計図書の支給及び点検	1-1-487
第11005条 監督職員	1-1-487
第11006条 管理技術者	1-1-487
第11007条 照査技術者及び照査の実施	1-1-487
第11008条 担当技術者	1-1-487
第11009条 提出書類	1-1-487
第11010条 打合せ等	1-1-487
第11011条 業務計画書	1-1-487
第11012条 資料等の貸与及び返却	1-1-488
第11013条 関係官公庁への手続き等	1-1-488
第11014条 地元関係者との交渉等	1-1-488
第11015条 土地への立入り等	1-1-488
第11016条 成果物の提出	1-1-488
第11017条 関係法令及び条例の遵守	1-1-488
第11018条 検査	1-1-488
第11019条 修補	1-1-488
第11020条 条件変更等	1-1-488
第11021条 契約変更	1-1-488
第11022条 履行期間の変更	1-1-488
第11023条 一時中止	1-1-488
第11024条 発注者の賠償責任	1-1-488

第11025条	受注者の賠償責任	1-1-488
第11026条	部分使用	1-1-488
第11027条	再委託	1-1-488
第11028条	成果品の使用等	1-1-488
第11029条	守秘義務	1-1-489
第11030条	安全等の確保	1-1-489
第11031条	臨機の措置	1-1-489
第11032条	履行報告	1-1-489

第2節 設計業務等一般

第11033条	使用する技術基準等	1-1-489
第11034条	現地踏査	1-1-489
第11035条	設計業務等の種類	1-1-489
第11036条	調査業務の内容	1-1-489
第11037条	計画業務の内容	1-1-489
第11038条	設計業務の内容	1-1-489
第11039条	調査業務の条件	1-1-489
第11040条	計画業務の条件	1-1-489
第11041条	設計業務の条件	1-1-489
第11042条	調査業務及び計画業務の成果	1-1-490
第11043条	設計業務の成果	1-1-491

第3節 治山計画調査

第1項 山地治山等調査

1. 山地治山等調査の概要

第11044条	山地治山等調査の概要	1-1-491
---------	------------	---------

2. 調査項目

第11045条	予備調査	1-1-494
第11046条	現地踏査	1-1-494
第11047条	地形・地質・土壌等調査	1-1-494
第11048条	海象・漂砂調査	1-1-495
第11049条	林況、植生調査	1-1-495
第11050条	気象調査	1-1-496
第11051条	水文調査	1-1-496
第11052条	荒廃現況調査	1-1-496
第11053条	荒廃危険地調査	1-1-498
第11054条	荒廃森林調査	1-1-499

第11055条	海岸荒廃現況調査	1-1-499
第11056条	風害調査	1-1-500
第11057条	なだれ調査	1-1-500
第11058条	火山特性調査	1-1-501
第11059条	環境調査	1-1-501
第11060条	社会的特性調査	1-1-501
第11061条	総合検討及び基本方針の策定	1-1-502
3. 全体計画の策定		
第11062条	基本事項の策定	1-1-502
第11063条	施設等整備計画	1-1-502
第11064条	森林整備計画	1-1-502
第11065条	管理道等整備計画	1-1-502
第11066条	災害予知施設等の計画	1-1-502
第11067条	事業量の算定	1-1-503
4. 山地治山調査等の取りまとめ		
第11068条	全体計画図の作成	1-1-503
第11069条	照査	1-1-503
第11070条	報告書等の作成	1-1-503
第4節 設計		
第1項 治山設計業務一般		
第11071条	治山設計に関する一般事項	1-1-506
第11072条	治山設計業務の種類	1-1-506
第11073条	照査	1-1-506
第2項 山地治山等設計		
1. 溪間工の設計		
第11074条	溪間工の設計内容	1-1-507
第11075条	現地調査	1-1-507
第11076条	基本事項の決定	1-1-507
第11077条	治山ダム工の設計	1-1-507
第11078条	護岸工の設計	1-1-507
第11079条	水制工等の設計	1-1-508
第11080条	流路工の設計	1-1-508
2. 山腹工の設計		
第11081条	山腹工の設計内容	1-1-508

第11082条	現地調査	1-1-508
第11083条	基本事項の決定	1-1-509
第11084条	山腹工の設計	1-1-509
3. 海岸防災林造成の設計		
第11085条	海岸防災林造成の設計内容	1-1-509
第11086条	現地調査	1-1-509
第11087条	基本事項の決定	1-1-509
第11088条	海岸防災林造成の設計	1-1-509
4. 防風林造成の設計		
第11089条	防風林造成の設計内容	1-1-510
第11090条	現地調査	1-1-510
第11091条	基本事項の決定	1-1-510
第11092条	防風林造成の設計	1-1-510
5. なだれ防止林造成の設計		
第11093条	なだれ防止林造成の設計内容	1-1-510
第11094条	現地調査	1-1-511
第11095条	基本事項の決定	1-1-511
第11096条	なだれ防止林造成の設計	1-1-511
6. 土砂流出防止林造成の設計		
第11097条	土砂流出防止林造成の設計内容	1-1-511
第11098条	現地調査	1-1-511
第11099条	基本事項の決定	1-1-511
第11100条	土砂流出防止林造成の設計	1-1-512
7. 保安林整備の設計		
第11101条	保安林整備の設計内容	1-1-512
第11102条	現地調査	1-1-512
第11103条	基本事項の決定	1-1-512
第11104条	保安林整備の設計	1-1-512
8. 保安林管理道の設計		
第11105条	通則	1-1-513
9. 水土保持山等の設計		
第11106条	水土保持山等の設計内容	1-1-513
第11107条	現地調査	1-1-513
第11108条	基本事項の決定	1-1-513

第11109条 水土保全治山等の設計	1-1-513
--------------------	---------

第3項 地すべり防止工の設計

第11110条 一般事項	1-1-513
--------------	---------

第2章 林道設計

第1節 総則

第11501条 適用	1-1-520
第11502条 用語の定義	1-1-520
第11503条 業務の着手	1-1-520
第11504条 設計図書の支給及び点検	1-1-520
第11505条 監督職員	1-1-520
第11506条 管理技術者	1-1-520
第11507条 照査技術者及び照査の実施	1-1-520
第11508条 担当技術者	1-1-520
第11509条 提出書類	1-1-520
第11510条 打合せ等	1-1-520
第11511条 業務計画書	1-1-520
第11512条 資料等の貸与及び返却	1-1-521
第11513条 関係官公庁への手続き等	1-1-521
第11514条 地元関係者との交渉等	1-1-521
第11515条 土地への立入り等	1-1-521
第11516条 成果品の提出	1-1-521
第11517条 関連法令及び条例の遵守	1-1-521
第11518条 検査	1-1-521
第11519条 修補	1-1-521
第11520条 条件変更等	1-1-521
第11521条 契約変更	1-1-521
第11522条 履行期間の変更	1-1-521
第11523条 一時中止	1-1-521
第11524条 発注者の賠償責任	1-1-521
第11525条 受注者の賠償責任	1-1-521
第11526条 部分使用	1-1-521
第11527条 再委託	1-1-521
第11528条 成果品の使用等	1-1-521

第11529条	守秘義務	1-1-522
第11530条	安全等の確保	1-1-522
第11531条	臨機の措置	1-1-522
第11532条	履行報告	1-1-522
第2節 設計業務等一般		
第11534条	使用する技術基準等	1-1-522
第11535条	現地踏査	1-1-522
第11536条	設計業務等の種類	1-1-522
第11537条	調査業務の内容	1-1-522
第11538条	計画業務の内容	1-1-522
第11539条	設計業務の内容	1-1-522
第11540条	調査業務の条件	1-1-522
第11541条	計画業務の条件	1-1-522
第11542条	設計業務の条件	1-1-522
第11543条	調査業務及び計画業務の成果	1-1-523
第11544条	設計業務の成果	1-1-524
第3節 林道計画調査		
第1項 林道計画調査の区分		
第11545条	林道計画調査の種類	1-1-526
第2項 林業、社会的特性等調査		
第11546条	調査準備等	1-1-526
第11547条	社会的特性調査	1-1-526
第11548条	生活環境調査	1-1-527
第11549条	森林施業等調査	1-1-527
第3項 基本計画の策定		
第11550条	路線開設又は地区事業実施の目的	1-1-529
第11551条	基本計画の策定	1-1-529
第4項 自然環境等調査		
第11552条	自然環境等調査	1-1-530
第11553条	地形調査	1-1-531
第11554条	地質調査	1-1-532
第11555条	気象調査	1-1-532
第11556条	植物調査	1-1-532
第11557条	動物調査	1-1-533

第11558条	荒廢地調査	1-1-534
第11559条	土地利用調査	1-1-535
第11560条	水系利用調査	1-1-535
第11561条	文化財調査	1-1-536
第11562条	法令・規制等調査	1-1-537
第11563条	森林レクリエーション調査	1-1-537
第11564条	景観調査	1-1-538
第5項 全体計画作成		
第11565条	計画の立案	1-1-539
第11566条	路線選定・比較路線の検討	1-1-539
第11567条	現地測設	1-1-540
第11568条	総合解析	1-1-540
第11569条	動線計画	1-1-542
第11570条	施設計画・森林整備計画	1-1-542
第11571条	全体計画図・事業費の積算	1-1-543
第11572条	予測・評価	1-1-544
第11573条	照査	1-1-544
第11574条	成果品	1-1-545
第4節 林道設計		
第1項 路線設計		
第11575条	路線線形計画	1-1-553
第11576条	現地調査	1-1-553
第11577条	線形決定	1-1-554
第11578条	協議等	1-1-554
第11579条	平面・縦断設計	1-1-554
第11580条	横断設計	1-1-554
第2項 構造物の設計		
第11581条	構造物設計	1-1-554
第3項 地区全体計画に係る施設等の設計		
第11582条	地区全体計画に係る施設等の設計	1-1-555
第4項 設計図		
第11583条	設計図	1-1-555
第5項 数量計算		
第11584条	数量計算	1-1-556
第6項 照査		

第11585条 照査	1 - 1 - 558
第7項 成果品	
第11586条 成果品	1 - 1 - 558

第12編 漁港漁場整備編

(「1 - 7 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書」による)

設計業務共通仕様書

第1章 総 則

第1101条 適 用

1. 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、島根県の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。以下「設計業務等」という。）に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 測量作業及び地質・土質調査に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者（会計規則第2条第5項に規定する契約担当者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。
5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並び

に主任監督業務および一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
7. 「検査職員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
9. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
10. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
11. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
12. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
13. 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。
14. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
15. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
16. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
17. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
18. 「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
19. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
20. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
21. 「図面」とは、入札等の際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
22. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
23. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

24. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
25. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
26. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
27. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
28. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
29. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
31. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
32. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
33. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。
34. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
35. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
36. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
37. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
38. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
39. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が請負者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
40. 「受理」とは、契約図書に基づき、請負者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第1102条の2 受注者の義務

受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

第1103条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第1104条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第1105条 監督職員

1. 発注者は、設計業務等における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

第1106条 管理技術者

1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 管理技術者は、第1107条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

7. 受注者又は管理技術者は、屋外における設計業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、設計業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

第1107条 照査技術者及び照査の実施

1. 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
2. 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。
3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
4. 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
5. 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。

第1108条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

第1109条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登

録申請しなければならない。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円以上の競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報システム（テクリス）に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。例：【低】〇〇〇〇業務

なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第1110条 打合せ等

1. 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
2. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第1111条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果品の品質を確保するための計画
 - (7) 成果品の内容、部数
 - (8) 使用する主な図書及び基準
 - (9) 連絡体制(緊急時含む)
 - (10) 使用する主な機器
 - (11) その他

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4. 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第1112条 資料等の貸与及び返却

1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

第1113条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第1114条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第1115条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場

合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第1116条 成果品の提出

1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
4. 提出部数は、正副各1部を標準とする。

なお、電子納品対象業務においては、対象とする書類等を受発注者間の協議で決定し、紙媒体で1部、「電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務編・工事編】島根県土木部技術管理課」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で2部の提出とする。

第1117条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第1118条 検査

1. 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - （1）設計業務等成果品の検査
 - （2）設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第1119条 修 補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第1120条 条件変更等

1. 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第28条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 監督職員が、受注者に対して契約書第17条、第18条及び第20条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第1121条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第1120条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第1122条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でない判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができる。
3. 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第22条に基づき発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業

務工程表を修正し提出しなければならない。

第1123条 一時中止

1. 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1131条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認められた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

第1124条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第1125条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第1126条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途設計業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第1127条 再委託

1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、

これを再委託することはできない。

- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

2. 契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 地方自治法施行令第百六十七条の二第二号の規定に基づき、契約でその性質又は目的が競争入札に適しないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。
5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第1128条 成果品の使用等

1. 受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第1129条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1111条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。

6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第1129条の2 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第1130条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針(平成13年改訂版)」(国土交通省大臣官房技術審議官 通達平成21年3月31日)を参考にして常に設計業務等の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災

害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8. 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第1131条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第1132条 履行報告

受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第1133条 屋外で業務を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で業務を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で業務を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に業務を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

第1134条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置するものとする。

2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第2章 設計業務等一般

第1201条 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。特に、環境配慮については、環境影響評価法、島根県環境影響評価条例の遵守のほか、島根県公共事業環境配慮指針に基づいて行うものとする。

なお、使用にあたっては、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

第1202条 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。

第1203条 設計業務等の種類

1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。
2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

第1204条 調査業務の内容

調査業務とは、第1202条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

第1205条 計画業務の内容

計画業務とは、第1112条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。

なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

第1206条 設計業務の内容

1. 設計業務とは、第1112条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として基本計画、概略設計、予備設計あるいは詳細設計を行うことをいう。
2. 基本計画とは、設計の同一の業務として設計対象となる各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。
3. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案するものをいう。
4. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数

量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。

なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。

5. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。

第1207条 調査業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。

第1208条 計画業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。

第1209条 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。

3. 受注者は、本条2項において、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。
5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督職員の承諾を得るものとする。
6. 設計に採用する材料、製品は原則としてJ I S、J A Sの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。
7. 設計において、土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。
8. 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。

特に、建設リサイクル法に規定する、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊）については、「島根県特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」に基づき、再資源化等を先導する観点から、最終処分する量をゼロにする設計に努めるものとする。

また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督職員と協議するものとする。
11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト縮減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。

この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用した、「推奨技術」「準推奨技術」「設計比較対象技術」「少実績優良技術」「活用促進技術」等有用な

新技術・新工法及び「しまねハツ建設ブランド」登録技術（県内開発新技術）を積極的に活用するための検討を行うものとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用した、「推奨技術」「準推奨技術」「設計比較対象技術」「少実績優良技術」「活用促進技術」等有用な新技術・新工法及び「しまねハツ建設ブランド」登録技術（県内開発新技術）を積極的に活用するための検討を行い、監督職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

13. 受注者は、設計にあたり島根県公共土木工事木製構造物等設計指針に基づき木製構造物を利用できる箇所については積極的に活用を検討するものとし、監督職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

第1210条 調査業務及び計画業務の成果

1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。
2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。
3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。
4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
5. 受注者は、成果品の作成にあたって、成果品一覧表又は特記仕様書によるものとする。

第1211条 設計業務の成果

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

(1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(2) 設計計算書等

計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。

(3) 設計図面

設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は、「土木工事数量算出要領(案)」により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」を参考に工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

概算工事費は、監督職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

(6) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

(イ) 計画工程表 (ロ) 使用機械 (ハ) 施工方法

(ニ) 施工管理 (ホ) 仮設備計画 (ヘ) 特記事項その他

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

第1212条 環境配慮の条件

1. 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月法律第110号）に基づき、エコマテリアル（自然素材、リサイクル資材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。
2. 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成15年7月法律第119号）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。

1. 主要技術基準及び参考図書

H24.3現在 他

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共 通			
1	国土交通省制定土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準	土 木 学 会	H21. 2
3	水理公式集	土 木 学 会	H11.11
4	J I Sハンドブック	日 本 規 格 協 会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会	H22. 4
6	土木工事安全施工技術指針の解説	国土技術研究センター	H13.12
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H 5. 2
8	建設機械施工安全技術指針	国 土 交 通 省	H17. 3
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル(第2版)	日本建設機械化協会	H12. 3
10	島根県公共工事共通仕様書	島 根 県	H24. 4
11	地盤調査の方法と解説	地 盤 工 学 会	H16. 6
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地 盤 工 学 会	H21.11
13	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	国 土 交 通 省	H20.12
14	公共測量 作業規定の準則	国 土 交 通 省	H23. 4
15	公共測量 作業規定の準則 解説と運用	日 本 測 量 協 会	H21. 2
16	測量成果電子納品要領(案)	国 土 地 理 院	H20.12
17	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国 土 地 理 院	H19.11
18	基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国 土 地 理 院	H13. 5
19	公共測量成果改定マニュアル	国 土 地 理 院	H20. 4
20	電子納品運用ガイドライン(簡易版)【業務編・工事編】	島根県土木部技術管理課	H25. 2
21	2007年制定 コンクリート標準示方書(設計編)	土 木 学 会	H20. 3
22	2007年制定 舗装標準示方書	土 木 学 会	H19. 3
23	2007年制定 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)	土 木 学 会	H20. 3
24	2010年制定 コンクリート標準示方書(規準編)	土 木 学 会	H22.11
25	2007年制定 コンクリート標準示方書(維持管理編)	土 木 学 会	H20. 3
26	2007年制定 コンクリート標準示方書(施工編)	土 木 学 会	H20. 3
27	土木設計業務等の電子納品要領(案)	国 土 交 通 省	H20. 5
28	デジタル写真管理情報基準(案)	国 土 交 通 省	H22. 9
29	ボーリング柱状図作成要領(案)解説書	日本建設情報総合センター	H11. 5
30	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土 木 学 会	H 3. 4
31	トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説	土 木 学 会	H18. 7
32	トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説	土 木 学 会	H18. 7
33	トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説	土 木 学 会	H18. 7
34	地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工計測指針	日本トンネル技術協会	S57. 3
35	地中構造物の建設に伴う近接施工指針	日本トンネル技術協会	H11. 2
36	シールド工事前標準セグメント	日本下水道協会	H13. 7
37	除雪・防雪ハンドブック	日本建設機械化協会	H16.12
38	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土 木 学 会	H 4.11
39	グラウンドアンカー設計・施工基準同解説	地 盤 工 学 会	H12. 3
40	グラウンドアンカー設計・施工手引書(案)	日本アンカー協会	H15. 5
41	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23. 9
42	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23. 9
43	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H 6.10

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
44	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法ガイドライン	建設省土木研究所	H 4. 3
45	薬液注入工法設計施工指針	日本グラウト協会	H1. 6
46	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行
47	薬液注入工積算資料	日本グラウト協会	毎年発行
48	近接基礎設計・施工要領(案)	建設省土木研究所	S58. 6
49	煙・熱感知器連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19. 7
50	高圧受電設備規程	日本電気協会	H20. 9
51	防災設備に関する指針	日本電設工業協会	H16. 9
52	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H 7. 8
53	日本建設機械要覧	日本建設機械化協会	H13. 3
54	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械化協会	H13. 2
55	建設発生土利用技術マニュアル 第3版	土木研究センター	H16. 9
56	建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進会議	H14.11
57	災害復旧工事の設計要領	全 国 防 災 協 会	毎年発行
58	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改定版(案)	国 土 地 理 院	H20. 3
59	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】	国 土 地 理 院	H21.10
60	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H 8.10
61	地すべり対策技術設計実施要領	斜面防災対策技術協会	H19.11
62	猛禽類保護の進め方(特にイワシ・クマカ・オカについて)	日本鳥類保護連盟	H15. 7
63	環境省大気常観マニュアル	環境省水・大気環境局	H22. 3
64	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環 境 庁	H11. 6
65	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編(道路に関する地域)	環 境 庁	H12. 4
66	面的評価支援システム操作マニュアル(本編)	環境省水・大気環境局	H23.10
67	改訂・解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11
68	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国 土 地 理 院	H21.12
69	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国 土 地 理 院	H21. 7
70	基準点測量製品仕様書(詳細版)(簡易版)	国 土 地 理 院	H22. 7 H22. 3
71	水準測量(新設・復旧)製品仕様書(詳細版)(簡易版)	国 土 地 理 院	H22. 3
72	水準測量(改測・地盤変動)製品仕様書	国 土 地 理 院	H22. 3
73	地図情報レベル1000データ作成の製品仕様書(案)	国 土 地 理 院	H20. 3
74	写真地図作成の製品仕様書(案)	国 土 地 理 院	H21. 6
75	路線測量製品仕様書	国 土 地 理 院	H21. 3
76	河川測量製品仕様書	国 土 地 理 院	H21. 3
77	用地測量製品仕様書	国 土 地 理 院	H21. 3
78	土木工事数量算出要領(案)	国 土 交 通 省	H23
79	土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案)	国 土 交 通 省	H20

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建 設 省	S60. 9
2	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12.12
3	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13. 6

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
4	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H 2. 4
5	改訂建設省河川砂防技術基準(案)調査編	日本河川協会	H 9.10
6	国土交通省河川砂防技術基準 同解説 計画編	国土交通省	H17.11
7	改訂建設省河川砂防技術基準(案)設計編(I・II)	日本河川協会	H 9.10
8	河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12. 1
9	防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例	日本河川協会	H19. 9
10	流域貯留施設等技術指針(案)	雨水貯留浸透技術協会	H19. 4
11	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H19. 9
12	数字で見る港湾 2011	日本港湾協会	H23. 7
13	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合編)-付解説 ・FRP(M)水圧管編	電力土木技術協会	H19. 9 H19. 6 H22. 4
14	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
15	河川土工マニュアル	国土開発技術研究センター	H21. 4
16	ダム・堰施設技術基準(案)	ダム・堰施設技術協会	H21. 6
17	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12
18	鋼製起状ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10
19	防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例	日本河川協会	H19. 9
20	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H13. 2
21	海岸保全施設築造基準解説(複製版)	全国海岸協会	H16. 6
22	海岸便覧	全国海岸協会	H14. 3
23	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8
24	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H22. 6
25	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13. 5
26	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44. 1
27	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 3
28	ダム構造物管理基準	日本大ダム会議	S61. 5
29	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11. 6
30	河川改修事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
31	河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル河川版	リバーフロント整備センター	H18. 3
32	河川水辺の国勢調査基本調査マニュアルダム湖版	ダム水源地環境整備センター	H18. 3
33	河川関係法令例規集	第一法規	—
34	護岸の力学的設計法	国土開発技術研究センター	H19.11
35	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3
36	漁港・漁場の施設の設計の手引2003年版(上・下巻)	全国漁港漁場協会	H15.10
37	ジャケット式鋼製護岸設計指針	日本港湾協会	S52. 3
38	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	毎年発行
39	河岸等の植樹基準(案)	建設省河川局治水課	H 1. 4
40	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13. 2
41	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9
42	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H 5. 6
43	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H 5.10
44	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8.11
45	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8.11
46	土木構造物設計マニュアル(案) -樋門編-	全日本建設技術協会	H14. 1
47	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
48	海岸保全計画の手引き	全 国 海 岸 協 会	H 6. 3
49	緩傾斜堤の設計の手引き	全 国 海 岸 協 会	H18. 1
50	人工リーフの設計の手引き	全 国 海 岸 協 会	H16. 3
51	治水経済調査マニュアル(案)	国 土 交 通 省 河 川 局	H17. 4
52	港湾調査指針	日 本 港 湾 協 会	S62. 6
53	面的な海岸防御方式の計画・設計マニュアル	日 本 港 湾 協 会	H 3. 3
54	ビーチ計画・設計マニュアル	日 本 マ リ ー ナ ビ ー チ 協 会	H17.10
55	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿 岸 開 発 技 術 開 発 セ ン タ ー	H 3. 3
56	農地防災事業便覧	農 地 防 災 事 業 研 究 会	H11. 1
57	漁港計画の手引き	全 国 漁 港 協 会	H 4.11
58	漁港海岸事業設計の手引き	全 国 漁 港 協 会	H 8. 9
59	水と緑の溪流づくり調査	建 設 省 河 川 局 砂 防 部	H 3. 8
60	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建 設 省 河 川 局 砂 防 部	H 6. 9
61	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建 設 省 河 川 局 砂 防 部	H 3. 1
62	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全 国 治 水 砂 防 協 会	S59.10
63	ダム貯水池水質調査要領	国 土 開 発 技 術 研 究 セ ン タ ー	S55. 6
64	グラウチング技術指針・同解説	国 土 開 発 技 術 研 究 セ ン タ ー	H15. 7
65	鋼製砂防構造物設計便覧	砂 防 ・ 地 す べ り 技 術 セ ン タ ー	H21. 9
66	総合土石流対策基本計画作成マニュアル(案)	総 合 土 石 流 対 策 基 本 計 画 検 討 委 員 会	H 1. 9
67	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	建 設 省 河 川 局 砂 防 部	H11. 4
68	新版地すべり鋼管杭設計要領	斜 面 防 災 対 策 技 術 協 会	H20. 5
69	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全 国 治 水 砂 防 協 会	H19. 9
70	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H 1. 4
71	フィルダムの耐震設計指針(案)	国 土 開 発 技 術 研 究 セ ン タ ー	H 3. 6
72	多目的ダムの建設	全 国 建 設 研 修 セ ン タ ー	H17. 6
73	コンクリートダムの細部技術	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H22. 8
74	ルジオンテスト技術指針・同解説	国 土 開 発 技 術 研 究 セ ン タ ー	H18. 7
75	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き	電 力 土 木 技 術 協 会	H23. 3
76	ダムの地質調査	土 木 学 会	S62. 6
77	ダムの岩盤掘削	土 木 学 会	H 4. 4
78	原位置岩盤試験法の指針 -平板載荷試験法- -せん断試験法- -孔内載荷試験法-	土 木 学 会	H12.12
79	軟岩の調査・試験の指針(案)	土 木 学 会	H 4.12
80	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国 土 交 通 省 河 川 局	H20. 5
81	河川景観の形成と保全の考え方	国 土 交 通 省 河 川 局	H18.10
82	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国 土 交 通 省 河 川 局 河 川 環 境 課	H18. 8
83	多自然川づくりポイントブック 河川改修時の課題と留意点	リバーフロント整備センター	H19. 3
84	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国 土 交 通 省 砂 防 部	H19. 2
85	海岸景観形成ガイドライン	国 土 交 通 省 河 川 局 ・ 港 湾 局 、 農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 、 水 産 庁	H18. 1
86	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国 土 交 通 省	H18. 6
87	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13. 8
88	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国 土 交 通 省	H16. 3
89	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)	建 設 省 河 川 局	-

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
90	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19. 9
91	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22. 5
92	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H19. 3
93	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H19. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔3〕 道 路 関 係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	道路環境影響評価要覧	道路環境研究所	H 4. 9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H16. 2
4	道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎょうせい	H14. 3
5	林道規程-運用と解説-	日本林道協会	H23. 9
6	全国道路交通情勢調査実施要綱 一般交通量調査(調査編)	国土交通省	—
7	全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点(調査調査編)	国土交通省	—
8	全国道路街路交通情勢調査実施要綱 駐車場調査(調査編)	国土交通省	—
9	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H 2. 2
10	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
11	自転車道必携	自転車道路協会	S60. 3
12	交通工学ハンドブック2008 DVD-ROM版	交通工学研究会	H20. 7
13	クロソイドポケットブック	日本道路協会	S49. 8
14	道路の交通容量	日本道路協会	S59. 9
15	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62. 2
16	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research Board	2010
17	平面交差の計画と設計・基礎編	交通工学研究会	H19. 7
18	平面交差の計画と設計・応用編	交通工学研究会	H19.10
19	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24. 1
20	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12
21	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H23. 1
22	道路環境影響評価の技術手法 I・II・III	道路環境研究所	H19. 9
23	道路土工要綱	日本道路協会	H21. 6
24	道路土工-切土工・斜面安定工指針	日本道路協会	H21. 6
25	道路土工-盛土工指針	日本道路協会	H22. 4
26	道路土工-軟弱地盤対策工指針	日本道路協会	H24. 8
27	道路土工-仮設構造物工指針	日本道路協会	H11. 3
28	道路土工-擁壁工指針	日本道路協会	H11. 3
29	道路土工-カルバート工指針	日本道路協会	H11. 3
30	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター	H14.10
31	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H15.11
32	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル	土木研究センター	H12. 2
33	プレキャストカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H23. 3
34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針	強化プラスチック複合管協会	H11. 3
35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針	全国セラミックパイプ工業組合	H11. 3
36	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管・継手協会	H16. 3
37	PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本PCボックスカルバート製品協会	H 3.10
38	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H18.11

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
39	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅱ鋼橋編)	日本道路協会	H14. 3
40	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅲコンクリート橋編)	日本道路協会	H24. 3
41	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編)	日本道路協会	H24. 3
42	道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)	日本道路協会	H24. 3
43	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H24. 3
44	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55. 8
45	鋼道路橋施工便覧	日本道路協会	S60. 2
46	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20. 1
47	杭基礎設計便覧(改訂版)	日本道路協会	H19. 1
48	杭基礎施工便覧	日本道路協会	H19. 1
49	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H 9.12
50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1
51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H 6. 2
52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10. 1
53	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H 4.10
54	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H 5. 4
55	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H 5. 5
56	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.11
57	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16. 4
58	鋼道路橋塗装・防食便覧	日本道路協会	H17.12
59	鋼道路橋塗装便覧別冊資料 写真集	日本道路協会	H12. 6
60	鋼橋の疲労	日本道路協会	H19. 5
61	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54. 2
62	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H 3. 7
63	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4
64	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59. 2
65	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19. 3
66	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62. 1
67	鋼構造架設設計施工指針	土木学会	H14. 4
68	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H 5. 3
69	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H 5. 7
70	道路橋景観便覧 ・橋の美 Ⅰ ・橋の美 Ⅱ ・橋の美 Ⅲ(橋梁デザインノート)	日本道路協会	S52. 7 S56. 6 H 4. 5
71	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版)	日本道路協会	H20.10
72	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11
73	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13.10
74	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	H 5.11
75	道路トンネル観察・計測指針	日本道路協会	H21. 2
76	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H 8.10
77	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21. 2
78	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9
79	舗装設計施工指針	日本道路協会	H18. 2
80	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 8.11
81	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 2.11
82	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	日本道路協会	H 4.12

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
83	舗装設計便覧	日本道路協会	H18. 2
84	舗装施工便覧	日本道路協会	H18. 2
85	アスファルト混合所便覧	日本道路協会	H 8.10
86	舗装再生便覧	日本道路協会	H22.11
87	砂利道の歴青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59. 9
88	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61. 9
89	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 6
90	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 7
91	製鋼スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S60. 9
92	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキング ブロック舗装技術協会	H19. 3
93	設計要領第一集 舗装編	N E X C O	H23. 7
94	構内舗装・排水設計基準及び同解説	公共建築協会	H13. 4
95	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37. 5
96	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62. 1
97	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63.11
98	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7
99	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H22. 1
100	道路震災対策便覧(震前対策編) 改訂版	日本道路協会	H18. 9
101	道路震災対策便覧(震災復旧編) 改訂版	日本道路協会	H19. 3
102	落石対策便覧	日本道路協会	H12. 6
103	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63.12
104	道路防雪便覧	日本道路協会	H 2. 5
105	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3
106	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H 6. 3
107	土木研究所資料 共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10
108	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H 5. 8
109	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H20. 1
110	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16. 3
111	改訂路面表示設置の手引	交通工学会	H20.12
112	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S62. 1
113	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10
114	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10
115	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H20. 8
116	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
117	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9
118	道路標識ハンドブック	全国道路標識・表示業協会	H16. 8
119	路面標示ハンドブック	全国道路標識・表示業協会	H10. 4
120	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H 4.11
121	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11. 9
122	道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	道路環境研究所	H17. 7
123	平成21年度道路環境センサ調査要領	国土交通省道路局 地方道環境課、国土技 術政策総合研究所	H21. 6
124	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19. 1
125	道路防災総点検要領[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H 8. 8
126	道路防災総点検要領[地震]	道路保全技術センター	H 8. 8

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
127	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H 8.12
128	道路防災点検の手引[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H19. 9

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔 4 〕 公園緑地関係			
1	都市公園技術標準	国 土 交 通 省	H22. 4
2	都市公園技術標準解説書	日本公園緑地協会	H22. 6
3	造園施工管理 技術編・法規編	日本公園緑地協会	H23. 4
4	屋外体育施設の建設指針	日本体育施設協会	H24. 5
5	道路緑化技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S63.12
6	開発許可制度の手引き(案)技術編	島根県土木部都市計画課	H19.11
7	開発許可制度の手引き(案)事務編	島根県土木部都市計画課	H23.10
8	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	公 共 建 築 協 会	H22. 8
9	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	公 共 建 築 協 会	H22. 5
10	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	公 共 建 築 協 会	H22. 7
11	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	公 共 建 築 協 会	H22. 6
12	公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	公 共 建 築 協 会	H22.12
13	建築工事標準詳細図	公 共 建 築 協 会	H22.11
14	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解	日 本 建 築 学 会	H22. 3
15	建築基礎構造設計指針	日 本 建 築 学 会	H13.10
16	消防設備等の技術基準	広島県消防設備管理協会	H18.10
17	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国 土 交 通 省	H24. 3
18	みんなのための公園づくり	日本公園緑地協会	H20. 2
19	都市公園における遊具の安全確保に関する指針	国 土 交 通 省	H20. 8
20	遊具の安全に関する規準JPFA-S:2008	日本公園施設業協会	H20. 8
21	公園緑地マニュアル	日本公園緑地協会	H24. 6
22	島根県ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル	島根県 健康福祉部障がい福祉課 土木部建築住宅課	H17. 4
23	防災公園計画・設計ガイドライン	都市緑化技術開発機構	H11. 8
24	防災公園技術ハンドブック	都市緑化技術開発機構	H12. 3
25	続・防災公園技術ハンドブック	都市緑化技術開発機構	H17.10
26	遊泳プールの安全・衛生管理の解説	日本体育施設協会	H19. 7
27	Neo Green Space Design(新・緑空間デザインマニュアル)①普及マニュアル	都市緑化技術開発機構	H 7.11
28	Neo Green Space Design(新・緑空間デザインマニュアル)②技術マニュアル	都市緑化技術開発機構	H 8. 4
29	Neo Green Space Design(新・緑空間デザインマニュアル)③植物マニュアル	都市緑化技術開発機構	H 8.6
30	Neo Green Space Design(新・緑空間デザインマニュアル)④設計・施設マニュアル	都市緑化技術開発機構	H16.10
31	ドッグラン整備ガイドブック	NPO社会動物環境整備協会	H20. 9
32	グランドカバー緑化ガイドブック	都市緑化技術開発機構	H 6.11
33	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説	日本緑化センター	H21. 2
34	植栽基盤整備技術マニュアル	日本緑化センター	H21. 3
35	公園・緑化技術5ヶ年計画	都市緑化技術開発機構	H 6.11
36	造園CPD(継続教育)ガイドブック	日 本 造 園 学 会	H21. 4

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔5〕 農業農村整備			
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(計画「農業用水(水田)」)	農 林 水 産 省	H22. 7
2	土地改良事業計画設計基準(計画「農業用水(畑)」)	(社)農業土木学会	H 9. 6
3	土地改良事業計画設計基準(計画「水温水質」)	(社)農業土木学会	S42.11
4	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(計画「排水」)	(社)農業土木学会	H18. 3
5	土地改良事業計画設計基準(計画「河口改良」)	(社)農業土木学会	S42.11
6	土地改良事業計画設計基準(計画「開墾」)	(社)農業土木学会	S31.12
7	土地改良事業計画設計基準(計画「農地開発(開畑)」)	(社)農業土木学会	S59. 1
8	土地改良事業計画設計基準(計画「海面干拓」)	(社)農業土木学会	S27.12
9	土地改良事業計画設計基準(計画「湖沼干拓」)	(社)農業土木学会	S31.12
10	土地改良事業計画設計基準(計画「埋立」)	(社)農業土木学会	S31.12
11	土地改良事業計画設計基準(計画「ほ場整備(水田)」)	(社)農業土木学会	H12. 1
12	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(計画「ほ場整(畑)」)	(社)農業土木学会	H19. 4
13	土地改良事業計画設計基準(計画「暗きょ排水」)	(社)農業土木学会	H12.11
14	土地改良事業計画設計基準(計画「土層改良」)	(社)農業土木学会	S59. 1
15	土地改良事業計画設計基準(計画「農地保全」)	(社)農業土木学会	S54. 7
16	土地改良事業計画設計基準(計画「農地地すべり防止対策」)	(社)農業土木学会	H16. 5
17	土地改良事業計画設計基準(計画「水質障害対策」)	(社)農業土木学会	S55. 8
18	土地改良事業計画設計基準(計画「農道」)	(社)農業土木学会	H13. 8
19	土地改良事業計画設計基準(設計「ダム」)	(社)農業土木学会	H15. 4
20	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(設計「頭首工」)	(社)農業農村工学会	H20. 3
21	土地改良事業計画設計基準(設計「水路工」)	(社)農業土木学会	H13. 2
22	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(設計「パイプライン」)	(社)農業農村工学会	H21. 3
23	土地改良事業計画設計基準(設計「水路トンネル」)	(社)農業土木学会	H 8.10
24	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(設計「ポンプ場」)	(社)農業土木学会	H18. 3
25	土地改良事業計画設計基準(設計「海面干拓」)	(社)農業土木学会	S41. 3
26	土地改良事業計画設計基準(設計「農道」)	(社)農業土木学会	H17. 3
27	土地改良事業計画設計基準(設計「水利アスファルト工(前編)」)	(社)農業土木学会	S42. 2
28	土地改良事業計画設計基準(設計「水利アスファルト工(後編)」)	(社)農業土木学会	S45. 6
29	土地改良事業計画指針(防風施設)	(社)農業土木学会	S62. 9
30	土地改良事業計画指針(畑地帯集水利用)	(社)農業土木学会	H 2. 4
31	土地改良事業計画指針(農村環境整備)	(社)農業土木学会	H 9. 2
32	土地改良事業計画指針(農地開発(改良山成工))	(社)農業土木学会	H 4. 5
33	土地改良事業計画指針(マイクロかんがい)	(社)農業土木学会	H 6. 4
34	土地改良事業設計指針(耐震設計)	(社)農業土木学会	H59. 3
35	土地改良事業設計指針(ファーム Pond)	(社)農業土木学会	H11. 3
36	土地改良事業設計指針(ため池整備)	(社)農業土木学会	H12. 2
37	土地改良事業標準設計(擁壁)	(社)土地改良技術情報センター	H11. 3
38	土地改良事業標準設計(農地造成)	(社)土地改良技術情報センター	H 1. 1
39	土地改良事業標準設計(ほ場整備)	(社)土地改良技術情報センター	H 3. 3
40	土地改良事業標準設計(水路付帯構造物)	(社)土地改良技術情報センター	H 1. 1
41	土地改良事業標準設計図面集(鉄筋コンクリート二次製品)	(社)農業農村整備情報総合センター	H13. 2
42	水管理制御方式技術指針(計画設計編)	(社)農業土木機械化協会	H14. 3
43	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	(社)農業土木事業協会	H21. 3
44	鋼構造物計画設計技術指針(小形水門扉編)	農 林 水 産 省	H22. 3
45	鋼構造物計画設計技術指針(小水力発電設備編)	(社)農業土木機械化協会	S61. 4
46	鋼構造物計画設計技術指針(除塵設備編)	(社)農業土木事業協会	H13.11

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
47	電気設備計画設計技術指針(高低圧編)	(社)農業土木機械化協会	H19. 3
48	電気設備計画設計技術指針(特別高圧編)	(社)農業土木機械化協会	H20. 3
49	ゴム引布製起伏堰施設技術指針	(社)農業土木事業協会	H19. 3
50	高Ns・高流速ポンプ設備計画技術指針	(社)農業土木事業協会	H18. 3
51	バルブ設備計画設計技術指針	(社)農業土木事業協会	H14. 8
52	農業農村工学ハンドブック	(社)農業農村工学会	H22. 8
53	農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き	(社)農業土木事業協会	H18.11
54	無塗装耐候性橋梁計画・設計・施工の手引き	(社)農業土木事業協会	H 4. 6

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔6〕 森林整備			
(森林整備共通)			
1	治山林道必携(積算・施工編)	(社)日本治山治水協会・日本林道協会	H24. 7
2	治山林道必携(調査・測量・設計編)	(社)日本治山治水協会・日本林道協会	H23. 9
3	森林土木ハンドブック	林業土木コンサルタンツ	H17 .6
4	森林土木工事安全施工技術指針	森林土木工事安全施工技術指針研究会	H15. 5
5	森林土木木製構造物施工マニュアル	(社)日本治山治水協会・日本林道協会	H24. 7
(治山)			
6	治山技術基準解説(総則・山地治山編)	日本治山治水協会	H21.10
7	治山技術基準解説(防災林造成編)	日本治山治水協会	H16.12
8	治山技術基準解説(地すべり防止編)	日本治山治水協会	H15. 5
9	治山技術基準解説(保安林整備編)	日本治山治水協会	H12. 7
10	治山ダム・土留工断面表	林業土木コンサルタンツ	H11. 9
(林道)			
11	林道規程～運用と解説～	日本林道協会	H23. 8
12	林道必携(技術編)	日本林道協会	H23. 8
13	森林土木構造物標準設計 擁壁編	林業土木コンサルタンツ	H18.10
14	森林土木構造物標準設計 コンクリート管技術資料	林業土木コンサルタンツ	H15. 6

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔7〕 電気・機械・設備等			
1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—
2	(解説)電気設備の技術基準	経済産業省原子力安全保安院	H23. 7
3	内線規程	日本電気協会	H17. 9
4	電気通信設備工事共通仕様書	建設電気技術協会	H23. 3
5	電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会	H22. 9
6	建築設備設計基準	国土交通省	H21. 3
7	公共建築工事標準仕様書[建築工事編]	国土交通省	H22. 3

注意：最新版を使用するものとする。

第 1 章 河川環境調査

第 1 節 河川環境調査の種類

第 2101 条 河川環境調査の種類

河川環境調査の種類は、下記のとおりとする。

- (1) 環境影響評価
- (2) 河川水辺環境調査

第 2 節 環境影響評価

本調査は、「堰、湖沼水位調節施設、放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（(国土交通省令第 2 号、15 号・平成 22 年 4 月 1 日) 以下、「技術指針省令」という) に準拠して実施するものとする。

第 2102 条 環境影響評価の区分

環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。

- (1) 方法書（案）の作成
- (2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定
- (3) 調査
- (4) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討
- (5) 準備書（案）の作成
- (6) 評価書（案）の作成
- (7) 評価書の補正等

第 2103 条 方法書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第二条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 対象事業内容（事業特性）の把握

受注者は、技術指針省令第五条第 1 項第一号に規定された対象事業の内容（以下、「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(3) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行うものとする。

(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第五条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下、「地域特性」という）を把握するものとする。

(5) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第六条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第七～十二条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 方法書（案）の作成

受注者は、前（2）～（6）を基に、技術指針省令第二条に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。

(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2104条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

1. 業務目的

本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第五条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事業特性の把握

受注者は、技術指針省令第五条第1項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(3) 地域特性の把握

受注者は、技術指針省令第五条第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報

を把握するものとする。

(4) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第六条に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。

(5) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第七～十二条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2105 条 調査

1. 業務目的

本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第九条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 調査

1) 受注者は、対象事業において選定された項目の調査の手法に基づき、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等を具体的に明記した調査の計画を作成するものとする。

2) 受注者は、調査計画に基づき調査を実施するものとする。

3) 受注者は、適切に予測及び評価を行うために、前項の調査の結果について、調査内容を踏まえ整理するものとする。

(3) 調査結果の解析

受注者は、必要に応じ調査地域における環境の現状を解析し、予測及び評価を行うための資料をとりまとめるものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2106 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討

1. 業務目的

本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第十条、第十一条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第十三条に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 予測

1) 受注者は、技術指針省令第十条の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。

2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。

(3) 環境保全措置の検討

受注者は、技術指針省令第十四条～第十六条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。

(4) 事後調査の検討

受注者は、技術指針省令第十七条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。

(5) 評価

受注者は、技術指針省令第十一条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。

(6) 総合評価

受注者は、技術指針省令第十八条第 6 項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2107 条 準備書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第十八条に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 準備書（案）の作成

受注者は、技術指針省令第十八条の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）

を作成するものとする。

(3) 要約書(案)の作成

受注者は、準備書(案)を要約した書類としての要約書(案)を作成するものとする。

(4) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域としての関係地域を、調査及び予測の結果から設定するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2108 条 評価書(案)の作成

1. 業務目的

本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第十九条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書(案)を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 評価書(案)の作成

受注者は、技術指針省令第十九条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書(案)を作成するものとする。

(3) 要約書(案)の作成

受注者は、評価書(案)を要約した要約書(案)を作成するものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2109 条 評価書の補正等

1. 業務目的

本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要とされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 評価書の補正等

受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。

(3) 要約書の修正等

受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする

第 3 節 河川水辺環境調査

本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(リバーフロント整備センター)及び河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)(リバーフロント整備センター)に準拠して、実施するものとする。

第 2110 条 河川水辺環境調査の区分

河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。

(1) 基本調査

- 1) 魚類調査
- 2) 底生動物調査
- 3) 植物調査
- 4) 鳥類調査
- 5) 両生類・爬虫類・哺乳類調査
- 6) 陸上昆虫類等調査
- 7) 河川環境基図作成調査

(2) 河川空間利用実態調査

(3) 河川水辺総括資料作成調査

第 2111 条 魚類調査

1. 業務目的

本調査は、河川における魚介類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(リバーフロント整備センター)」に基づき、学識経験者の助言を得るようとする。

(3) 現地調査計画策定

受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督員の承諾を得るものとする。なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢

調査 基本調査マニュアル【河川版】(リバーフロント整備センター)」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。

(4) 現地調査

受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。

(5) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、下記のようにとりまとめるものとする。

1) 考察・評価

受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(リバーフロント整備センター)」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。

2) データの入力

受注者は、「河川水辺の国勢調査入出力システム【河川版】(リバーフロント整備センター)」に基づき調査データの入力を行う。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2112 条 底生動物調査

1. 業務目的

本調査は、河川の水域における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 2111 条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(リバーフロント整備センター)」にもとづき標本を作製するものとする。

(6) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果のとりまとめについて、第 2111 条魚類調査第 2 項 (5) に準ずるものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2113 条 植物調査

1. 業務目的

本調査は、河川内における植物に関する植生調査等の生育状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査、(5)調査成果のとりまとめについては、第 2111 条魚類調査に準ずるものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2114 条 鳥類調査

1. 業務目的

本調査は、河川内における鳥類の生息状況を把握することを目的とする

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査、(5)調査成果のとりまとめについては、第 2111 条魚類調査に準ずるものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2115 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査

1. 業務目的

本調査は、河川内における両生類・爬虫類・哺乳類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査、(5)調査成果のとりまとめについては、第 2111 条魚類調査に準ずるものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2116 条 陸上昆虫类等調査

1. 業務目的

本調査は、河川内における陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 2111 条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(リバーフロント整備センター)」にもとづき標本を作製するものとする。

(6) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果のとりまとめについて、第 2111 条魚類調査第 2 項 (5) に準ずるものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2117 条 河川環境基図作成調査

1. 業務目的

河川環境基図を作成するため、河川内における植生の状況、河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等の河川環境からみた河川状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料調査

受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、資料調査の成果を踏まえ、調査を実施するものとする。

(4) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川環境基図を作成するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2118 条 河川空間利用実態調査

1. 業務目的

河川空間の利用者数、利用状況等河川空間の利用実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 河川空間利用実態調査

受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編：国土交通省）」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。

(3) 川の通信簿

受注者は、河川空間の調査として、利用者のニーズの把握等を行い、集計を行うものとする。

(4) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、考察を行うものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2118 条の 2 河川水辺総括資料作成調査

1. 業務目的

河川水辺の国勢調査結果を総括的にとりまとめ、総括資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料調査

受注者は、設計図書および「河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター）」に基づき、河川水辺の国勢調査の結果を収集整理し、総括的な考察検討をおこなうものとする。

(3) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について、所定の様式に基づき、とりまとめ、河川調査総括図を作成するものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 4 節 成果品

第 2119 条 成果品

1. 環境影響評価

受注者は、表 2.1.1 に示す成果品を作成し、第 1116 条成果の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 2.1.1 成果品一覧表

成果品項目	摘要
環境影響評価報告書一式	※ 1
方法書（案）	
準備書（案）	※ 2
評価書（案）	※ 2

※ 1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※ 2 要約書（案）を含むものとする。

2. 河川水辺環境調査

受注者は、報告書を成果品として発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。

第2章 河川調査・計画

第1節 河川環境調査の種類

第2201条 河川調査・計画の種類

河川調査・計画の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 洪水痕跡調査
- (2) 計画降雨検討
- (3) 基本高水・計画高水流量検討
- (4) 低水流出解析
- (5) 河道計画
- (6) 内水処理計画
- (7) 利水計画
- (8) 正常流量検討
- (9) 氾濫水理解析
- (10) 総合治水対策調査
- (11) 洪水予測システム検討

第2節 洪水痕跡調査

第2202条 洪水痕跡調査

1. 業務目的

本業務は、河道計画等の基礎として洪水流の流下に係わる特性分析を行うための基礎情報を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、洪水の痕跡状況の把握、測量作業計画等のための現地踏査を行うものとする。また、現地踏査にあたっては、事前に図上で予備的な調査を行い、工程計画等を検討し、調査結果を取りまとめるものとする。

(3) 現地確認作業

受注者は、洪水の痕跡位置の確認調査（聞き込み等による方法を含む）を行い、痕跡状況写真の撮影を行うとともに、確認された痕跡位置にマーキングを行い、貸与された平面図に痕跡位置を記入するものとする。

(4) 痕跡測量

受注者は、堤外側における左右岸の痕跡位置、各1点の測量（高さ、位置）を直接測量により行うものとする。

なお、測点間隔は200mを標準とする。また直接測量が実施できない場合、間接測量により同様の作業を行うものとする。

(5) 痕跡図及び写真集の作成

受注者は、貸与された図面に痕跡測量で得られた結果を記入し、下記の痕跡図面を作成するものとする。また、現地確認作業の結果を基に痕跡状況写真集を作成するものとする。

- 1) 河川平面図
- 2) 河川縦断図
- 3) 河川横断図
- 4) 痕跡状況写真集

(6) 点検整理

受注者は、痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を行うものとする。

第3節 計画降雨検討

第2203条 計画降雨検討の区分

計画降雨検討には種々の手法が採用されているが、本仕様書は次の2種類の手法による場合を示すものとする。

- (1) ティーセン法による検討
- (2) 降雨強度曲線による検討

第2204条 ティーセン法による検討

1. 業務目的

本業務は、高水流出解析の前提としてティーセン法を用いた降雨解析を行い、その基本となる対象降雨を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、既往文献の調査を行うと共に、降雨解析に必要な資料収集を行い、そのデータについて観測所毎に使用可能性の確認を行い、資料収集対象観測所並びに対象降雨を選定し、時間雨量及び日雨量資料並びに関連する水文資料を収集し、記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

(3) 統計解析

受注者は、観測期間、地域バランス及び年代別ティーセン分割等を考慮して統計解析に用いる観測所を選定し、必要に応じ相関回帰分析等により欠測補填を行い、データ登録を行うものとする。また、河川の水理水文特性などの状況、洪水調節施設計画配置などを考慮した高水流出モデル等を勘案した流域の分割を行い、ティーセン法により分割流域および各主要地点上流域の平均雨量を算出し、各年最大流域平均降雨量（日・時間等）一覧表、ティーセン分割図及びティーセン係数表等を作成するものとする。

この各年最大流域平均降雨量（日・時間等）から、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。

（４）降雨特性検討

受注者は、対象とする降雨について、降雨の原因、降雨パターン、地域分布、降雨継続時間等について各要因別に分類を行い、降雨特性を検討し、とりまとめるものとする。

（５）対象降雨の作成

受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、対象降雨群を選定し、主要地点上流域の対象降雨群の作成を行うものとする。

（６）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2205 条 降雨強度曲線による検討

１．業務目的

本業務は、高水流出解析の前提として代表観測所のデータから降雨強度曲線を求め、その基本となる対象降雨を作成する事を目的とする。

２．業務内容

（１）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

（２）資料収集整理

１）文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

２）雨量資料の収集・整理

受注者は、降雨解析に必要な資料収集を行い、観測所毎に使用可能性の確認を行い、流域を代表する観測所 1 箇所を選定する。この代表観測所における日雨量資料などを収集整理し、短時間雨量資料の収集対象降雨を選定したうえで自記紙等を収集し、降雨強度式作成に必要な単位時間について降雨量を読み取り最大値を算出し、日雨量データ等との比較などからチェックするものとする。これらの対象降雨について観測所の観測期間、欠測状況、データ整理状況、異常値の有無について調査し一覧表に取りまとめ、確率計算に必要な各年の最大値を抽出整理し、一覧表を作成するものとする。なお、記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

（３）確率処理

受注者は、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を

設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。

(4) 降雨強度曲線の作成

受注者は、各確率別の雨量強度をもとに、最小二乗法により降雨強度曲線式を作成するものとする。

(5) 対象降雨の作成

受注者は、継続時間、降雨特性、流域の規模、到達時間等を考慮し、設計図書に示す計画規模に基づき、対象降雨群の波形を作成するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 4 節 基本高水・計画高水流量検討

第 2206 条 基本高水・計画高水流量検討の区分

降雨から洪水流出量を算定するには種々の手法が採用されているが、本仕様書は次の 4 種類の手法による場合を示すものとする。

(1) 貯留関数法による検討

(2) 準線形貯留型モデルによる検討

(3) 雨量確率手法による検討

(4) 流量確率手法による検討

第 2207 条 貯留関数法による検討

1. 業務目的

業務は、貯留関数法を用いて、所定の安全度に対応する河川の計画基準点における基本高水及び計画高水流量を求めることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 文献調査

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 関連資料の収集

受注者は、以下の検討に必要な資料を収集し、整理するものとする。なお、収集データは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

(3) 現地調査

1) 行程計画及びとりまとめ

受注者は、現地調査にあたり、検討する際の必要な項目について事前に図上で予備的な調査を行い、行程計画を立案するものとする。

2) 現地調査

受注者は、現地において、水位・流量観測所、地形的特異点（狭窄部、氾濫、内水箇所等）、大規模工事、重要構造物箇所（堰、水門、樋門、ポンプ等を含む）、ダム（既設・新設）等の調査が必要な箇所について現状を確認し、必要に応じて写真撮影を行い、結果をとりまとめるものとする。

(4) 流出解析

1) 流域・河道の分割

受注者は、地形図・航空写真・文献調査・現地調査結果・既存資料等を参考にし、計画の基準点、水位流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要河川合流点等を勘案して、流域・河道の分割を行うものとする。

2) 対象洪水の選定

受注者は、洪水モデルの定数同定を行うための解析対象洪水を選定するものとする。

3) 水理資料の整理検討

受注者は、解析対象洪水の水位・流量資料の精度をチェックしたうえで、妥当な水位～流量曲線で流量を推算し、流量ハイドログラフの精度を、他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討し、解析対象洪水のハイドログラフを作成するものとする。

4) 流域・河道モデル定数の解析

受注者は、貯留関数法における定数（流域定数、河道定数）について、解析対象洪水のハイドログラフを再現し得るよう試算により決定するものとする。

なお、河道定数については不等流計算等の結果より決定するものとする。

(5) 流量検討

1) 基本高水の検討

受注者は、計画基準点を考慮し、計画雨量と（4）で得られた流出モデルにより基本高水のハイドログラフを算定するものとする。

2) 計画高水流量の検討

受注者は、基本高水として算定されたハイドログラフを計画上のダムや遊水施設等の洪水調節施設によって調節した計画高水流量を算出するものとする。

3) 基本高水・計画高水流量の決定

受注者は、既往主要洪水、対象計画降雨の妥当性、近隣他河川との比較、河道改修・ダムや遊水施設等の洪水調節施設の実現可能性、経済性（費用対効果）等を検討し、妥当な確率手法（雨量確率手法、流量確率手法）を採用して、基本高水・計画高水流量を決定するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2208 条 準線形貯留型モデルによる検討

1. 業務目的

本業務は、準線形貯留型モデルを用いて、所定の安全度に対応する河川の計画基準点における基本高水及び計画高水流量を求める事を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 文献調査

受注者は、文献調査について、第 2207 条貯留関数法による検討第 2 項 (2) に準ずるものとする。

(3) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2207 条貯留関数法による検討第 2 項 (3) に準ずるものとする。

(4) 流出解析

1) 流域・河道の分割

受注者は、地形図・航空写真・文献調査・現地調査結果・既存資料等を参考にし、計画の基準点、水位流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要河川合流点等を勘案して、流域・河道の分割を行うものとする。

2) 対象洪水の選定

受注者は、洪水モデルの定数同定を行うための解析対象洪水を選定するものとする。

3) 水理資料の整理検討

受注者は、解析対象洪水の水位・流量資料の精度をチェックしたうえで、妥当な水位～流量曲線で流量を推算し、流量ハイドログラフの精度を、他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討し、解析対象洪水のハイドログラフを作成するものとする。

4) 流域・河道モデル定数の解析

受注者は、準線形貯留型モデルの定数（流域定数、河道定数）について解析対象洪水のハイドログラフを再現し得るよう試算により決定するものとする。

なお、河道定数については不等流計算等の結果より決定するものとする。

(5) 流量検討

受注者は、流量検討について、第 2207 条貯留関数法による検討第 2 項 (5) に準ずるものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2209 条 雨量確率手法による検討

1. 業務目的

本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第 2207 条貯留関数法による検討、第 2208 条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、流出解析や流量検討によって所定の安全度を雨量から

求める事を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 基準地点等の設定

受注者は、計画流量配分を検討するための水系基準点、副基準点並びに主要地点を、河川の規模による洪水特性、上下流のバランス、ダム等洪水調節計画等を考慮して設定するものとする。

(3) 水文資料の収集・整理

受注者は、雨量確率評価を行うための水理・水文資料を収集し、その妥当性をチェックし、基準地点等の流域平均雨量を算定し年最大値等の一覧表に整理するものとする。

なお、収集したデータは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

(4) 洪水流出特性の検討

受注者は、適切な流出計算手法及び流出解析手法等を選定して流出モデルを検討し、定数解析を実施するものとする。

(5) 雨量確率手法による高水検討

受注者は、洪水到達時間・計画降雨継続時間を検討し、所定の計画降雨継続時間における年最大流域平均雨量に対し適切な方法で確率分布を評価し、その結果をもとに所定の安全度に対応する降雨群と(4)で検討した流出モデルを用いて、基準地点等のハイドログラフ群を算定するものとする。

(6) 基本高水の設定検討

受注者は、必要に応じて実績流量群及び実績降雨等を用いて算定した流量群から求めた所定の安全度の流量(第 2210 条流量確率手法による検討参照)と(5)で得られた所定の安全度の流量との対応などをもとに、総合的に判断して基本高水を設定し、検討するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2210 条 流量確率手法による検討

1. 業務目的

本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第 2207 条貯留関数法による検討、第 2208 条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、所定の安全度を流量から求める事を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 基準地点等の設定

受注者は、基準地点等の設定について、第 2209 条雨量確率手法による検討第 2 項(2)に準ずるもの

とする。

(3) 水文資料の収集・整理

受注者は、流量確率評価を行うための水理・水文資料を収集し、その妥当性をチェックし、基準地点等の年最大実績流量、年最大から第3位程度の流域平均雨量を算定し、一覧表に整理し、収集した水理・水文資料は記憶媒体にデータ登録しておくものとする。

(4) 洪水流出特性の検討

受注者は、洪水流出特性の検討について、第2209条雨量確率手法による検討第2項(4)に準ずるものとする。

(5) 流量確率手法による高水検討

受注者は、(3)で整理した基準地点における年最大実績流量、年最大から第3位程度までの実績流域平均雨量と(4)の流出モデルからピーク流量値を算定し、基準点における年最大流量などをもとに、適切な方法で確率分布を評価し、所定の安全度に対する流量範囲を検討するものとする。

(6) 基本高水の設定検討

受注者は、必要に応じて雨量確率から算定された所定の安全度の流量(第2209条雨量確率手法による検討参照)と(5)で得られた所定の安全度の流量との対応などをもとに、総合的に判断して基本高水を設定し、検討するものとする。

(7) 報告書の作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5節 基本高水・計画高水流量検討

第2211条 低水流出解析

1. 業務目的

本業務は、タンクモデル法等による定数解析並びに定数解析の結果から、計画基準点等における長期間の低水流出量を降雨から推定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

1) 行程計画及びとりまとめ

受注者は、現地調査にあたり、検討する際の必要な項目について事前に図上で予備的な調査を行い、行

程計画を立案するものとする。

2) 現地調査

受注者は、現地において、河川及び流域の現状を把握するため、業務実施に必要となる事柄について現状を確認し、必要に応じて写真撮影を行い、結果をとりまとめるものとする。

(4) 資料収集整理

1) 雨量資料収集整理

受注者は、対象年間の各観測所における日雨量（降雪量含む）および月別蒸発量（又は気温）を収集整理し、日界修正、記入ミス、欠落等の点検・補正を行い、日雨量年表を作成するものとする。また、収集データは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

2) 水理資料の整理

受注者は、年流量の経年傾向及び、流量、取水量の資料の存在状況等により、定数解析対象期間を選定した上で、当該年における下記事項について整理し、精度の検討を加え適正な日流量年表を作成するものとする。

① 日水位（流量）資料のチェック

② 水位流量曲線の検討

3) 水収支実態の把握

受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道、下水道等の水収支実態を把握し、整理するものとする。

(5) モデルの検討

受注者は、雨量、流量、取排水量の存在状況、流出基準点等を検討して、流域分割を行い、流出解析モデルを作成するものとする。

(6) 降雨解析

1) 欠測補填

受注者は、必要に応じて日雨量による相関解析を行い、回帰式および相関係数を求めると共に、欠測データの補填を行うものとする。

2) 流域平均日雨量の算出

受注者は、日雨量の整っている観測所を対象にティーン法により流域平均日雨量を算定するものとする。

(7) 定数解析

1) 水収支解析

受注者は、年及びかんがい期別に降雨量、流出量を集計し、流出率の面から水収支状況について分析し、蒸発散等による損失の割合、還元量等を定量化するものとする。

2) 定数解析

受注者は、タンクモデルの定数を下記の試算により最も実測値に適合するように決定するものとする。なお、試算の単位は、日とするものとする。

① 定数の一次仮定

- ② 定数の検討
- ③ 最適定数の決定

(8) 流量計算

受注者は、(7)の定数解析で決定したタンクモデルを使用して、設計図書に示す流量計算対象期間に対し日流量を算出し、年表、流況表、日流量ハイドログラフとして、年毎にとりまとめるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6 節 河道計画

第 2212 条 河道計画（大規模河川）

1. 業務目的

本業務は、計画高水流量を安全に流下させるとともに、安定した河道となるよう、「直轄管理の大規模河川」等を対象とした、河道の平面形、縦断形、横断形等を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 文献調査

受注者は、文献調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項（2）に準ずるものとする。

(3) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項（3）に準ずるものとする。

(4) 資料整理検討

受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理し、検討するものとする。なお、整理した資料は、記憶媒体にデータ登録するものとする。

(5) 河川特性の把握

1) 計画対象河川のセグメント分割

受注者は、既往調査、既存資料等から計画対象河川のセグメント分割を行うものとする。

2) 現況河道特性の検討

受注者は、現況河道の基礎的情報である河床勾配・代表粒径・低水路内平均水深・エネルギー勾配・摩擦速度・無次元掃流力・川幅水深比・水深粒径比等を整理するものとする。

3) 河道の安定性の確認

受注者は、過去 10 年間程度の河道縦横断測量資料と砂利採取等の資料及び河川横断工作物の建設状況をもとに実証的に安定性の確認を行うものとする。または、平均年最大流量時の水理諸元をもとに、各セグメントごとに算定した摩擦速度や無次元掃流力をもとに安定性の確認を行うものとする。

4) 河川環境特性の把握・整理

受注者は、河川水辺の国勢調査、河川環境管理基本計画、環境調査及び周辺住民等の要望等を勘案し、河道計画検討に必要な河川環境特性の整理を行うものとする。

5) セグメント別河道変化に対する対応方法の検討

受注者は、河道縦断形、河道横断形、河口砂州等の変化により生ずる河道の応答等の影響に対し、この影響（変化）に対する河川管理上の管理者の意思・取り扱いを勘案し、基本的対応方針を検討するものとする。

6) 現況流下能力の把握

受注者は、流量配分、出発水位、(セグメント別)粗度係数、死水域、境界混合係数等を設定し、現況河道を対象に支川合流・構造物・樹木群によるせき上げを取り込んだ準二次元不等流計算から得た計算水位に、湾曲・砂州等による水理的上昇要因を加えた水位を用いて各断面の計画高水位相当の流下能力を算定するものとする。

7) 現況河道の課題の整理

受注者は、現況河道の流下能力、河道の特性諸量、既設の河川横断構造物及び護岸等の状況を考慮した現況河道の安定性、自然環境及び河川空間利用等に係る現況河道の課題を整理するものとする。

(6) 河道の縦横断面形状の一次設定

1) 流下能力確保の基本方針設定

受注者は、流下能力、セグメント分割、支川の合流、横断構造物等を考慮し、安定した河道になることを予想した横断面形状を設定するものとする。

2) 流下能力のチェック

受注者は、流下能力確保の基本方針で設定された横断面形状を対象として、計画上の粗度係数を設定し、流下能力のチェックを行うものとする。

3) 河床変化のチェック

受注者は、流下能力を有すると判断された横断面形状を対象として、河床変化のチェックを行うものとする。

4) 河道縦横断面形状の一次設定

受注者は、所定の流下能力を確保し、河床の安定する河道の縦横断面形状を設定するものとする。

(7) 河岸浸食防止必要箇所の一次設定

1) 堤防防護ラインの設定

受注者は、侵食・洗掘に対して、堤脚保護の観点から所要の高水敷幅の確保により堤防の防護を図るためのラインを設定するものとする。

2) 低水路河岸管理ラインの設定

受注者は、低水路平面形状、低水路平均河床の安定化及び水衝部の固定等を図るために低水路形状を制限する必要がある箇所・区間について低水路河岸管理ラインを設定するものとする。

3) 河岸浸食防止必要箇所の一次設定

受注者は、堤防防護ライン及び低水路河岸管理ラインから河岸浸食防止必要箇所の一次設定を行うものとする。

4) 問題点と対応方針の検討

① 問題点の抽出

受注者は、堤防防護、河岸防護、流下能力確保のための河川形状の変更に対する多様な問題点を抽出し、河岸防護対象区間相互の重要度による比較を行い、当該地区の河岸防護等の必要性について検討するものとする。

② 対応方針の検討

受注者は、一次設定した河岸浸食防止必要箇所の問題点解決の代替案を比較検討し、箇所ごとの適切な対応方針を設定し、河岸防護の重要度を区分してラインを表示するものとする。

(8) 河道形状と河岸浸食防止必要箇所の二次設定

1) 河道形状と河岸浸食防止必要箇所の二次設定

受注者は、対応方針の検討結果を踏まえ、河道形状（縦横断、平面形状）と河岸浸食防止必要箇所の二次設定を行うものとする。

2) 河道の全川的なチェック

受注者は、二次設定した河道形状を対象とした流下能力の再チェックを行い、二次設定後の河道形状及び河岸浸食防止必要箇所設定の全川的な整合性と河川環境の観点からチェックするものとする。

3) 河道形状と河岸浸食防止必要箇所の最終設定

受注者は、全川的な整合を図った河道形状と河岸浸食防止必要箇所を最終設定するものとする。

(9) 河道平面図・横断図作成

受注者は、最終的に設定した河道横断形状、河岸浸食防止必要箇所、地被状況等を平面図及び横断図に整理するものとする。

(10) 河道維持管理の方針検討

受注者は、流下能力確保の観点から低水路・高水敷の維持管理方針、環境の観点から生物の生息・生育環境に関する維持管理方針、景観の観点から維持管理方針を検討するものとする。

(11) 概算工事費

受注者は、計画河道について計画横断面図、計画平面図等により、概算工事費を算定するものとする。各工事費及び補償費の単価は、発注者と受注者が協議して設定するものとする。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2212 条の 2 河道計画（中小河川）

1. 業務目的

本業務は、計画高水流量を安全に流下させるとともに、安定した河道となるよう、「中小河川（直轄管理の大規模河川以外の河川）」を対象とした、河道の平面形、縦断形、横断形等を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 資料収集整理

受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理し、検討するものとする。なお、整理した資料は、記憶媒体にデータ登録するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項 (3) に準ずるものとする。(4) 現況河道解析受注者は、各河川の状況に応じて河川工作物調査、災害特性調査、河道断面特性の検討、河床高経年変化調査、洗掘堆積量経年変化調査、ダム堆砂量調査、蛇行特性の検討、河床材料調査、粗度係数の検討、現況河道の流下能力検討、堤防の安全水位による流下能力検討、現況河道の流砂特性検討、支川流入状況の実態把握等の調査項目に対し、現況河道解析を行うものとする。

(5) 計画河道の検討

受注者は、基本方針を検討し、河道計画に必要となる下流端水位、計画河道の粗度係数を決定し、計画平面形状、計画高水位、計画縦断形状、計画横断形状を定めるものとする。また、床止めの位置及び高さについて水理的に検討し、計画上必要な構造物について特に留意する点を検討するとともに計画平面形状、縦断形状、横断形状の妥当性を水理計算によって検討し、最良案を設定するものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、計画河道について計画横断面図、計画平面図等により、概算工事費を算定するものとする。各工事費及び補償費の単価は、発注者と受注者が協議して設定するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 7 節 内水処理計画

第 2213 条 内水処理計画

1. 業務目的

本業務は、内水の発生する地区において、その内水特性を踏まえた適切な内水処理方式と施設規模を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項 (3) に準ずるものとする。

(3) 基礎調査

1) 水文調査

受注者は、既往の内水状況の把握、内水の確率規模検討等のために必要とされる雨量、水位、流量資料を収集・整理するものとする。また、必要と考えられる場合は、新たに水文観測所を設置し、観測を行うものとする。

2) 計画対象河川調査

受注者は、計画の対象とする内水河川及びその河川が合流する本川について、これまでの治水事業の実施経過、今後の事業予定などを調査するものとする。

3) 内水被害調査

受注者は、内水被害時の湛水状況、被害状況及び内水処理施設の運用状況について、資料を収集・整理するものとする。なお、必要に応じて聞き込み調査、痕跡調査を行い、被害状況を把握するものとする。

4) 地形調査

受注者は、調査対象内水河川流域の流域界、流域面積、河床勾配、流路長など全体の地形条件を把握すると共に、内水被害調査の結果とあわせて想定湛水区域を設定するものとする。

5) 流域状況調査

受注者は、流出モデルを作成するための基礎資料として、土地利用と排水状況などを調査するものとする。

6) 想定湛水区域状況調査

受注者は、内水モデルの作成や想定湛水区域内の資産算出および内水処理方式の検討のための資料として、想定湛水区域の地盤高、土地利用、資産を調査するものとする。

7) 関連諸事業調査

受注者は、調査対象内水河川流域に係わる都市計画、地域計画、下水道計画、用排水計画及びこれらに関連した事業計画の情報を収集するものとする。

(4) 内水特性の把握

受注者は、調査対象地域における下記の特性について把握するものとする。

1) 内水湛水特性

内水湛水現象の特性や内水湛水原因の推定及び内水湛水現象の時系列変化について把握するものとする。

2) 内水被害特性

内水被害発生状況の特性や内水被害特性の時系列変化及び資産分布の時系列変化について把握するものとする。

(5) 内水処理方式の一次選定

受注者は、対象内水河川の内水特性を考慮し、効果が見込め、かつ実現性のある処理方式を複数選定す

るものとする。

(6) 検討対象内水の選定

受注者は、過去の降雨実績、外水位および湛水状況を考慮して、検討対象内水を複数選定するものとする。

(7) 内水解析モデルの検討

受注者は、対象内水河川流域における過去の内水現象の再現、および将来の内水現象の予測をするための内水解析モデル（内水モデル、流出モデル、外水位曲線の作成・検証等を含む）を検討するものとする。

(8) 確率評価手法の検討

受注者は、内水規模の年超過確率を評価するために、対象内水河川流域の特性を踏まえた手法により、検討対象内水の確率評価を行うものとする。

(9) 内水処理施設計画の検討

1) 許容湛水位の設定

受注者は、内水区域の宅地、重要施設、農地などの状況に応じて許容湛水位を設定するものとする。

2) 内水処理施設の計画規模の設定

受注者は、内水区域の重要度、既往内水による被害の実態、経済効果、本川の計画規模とのバランス、近傍内水地域の計画規模とのバランス等を総合的に考慮し、内水処理施設の計画規模を設定するものとする。

3) 河道及び流域条件の設定

受注者は、内水河川および本川の改修状況、関連事業の実施状況、土地利用状況などを考慮し、河道及び流域条件を設定するものとする。

4) 内水処理施設計画の検討

受注者は、1) 許容湛水位、2) 計画規模、3) 河道及び流域条件の設定等の計画条件を基に、内水処理施設の施設規模を決定するものとする。

5) 本川安全度との整合性の検討

受注者は、本川安全度へ及ぼす影響を検討し、必要に応じて安全度を低下させない対策を検討するものとする。

(10) 経済効果の検討

受注者は、内水計算によって得られた浸水深、浸水時間から想定被害額を算出し、内水処理施設規模別に評価期間における総便益を算定するものとする。また、内水処理施設の規模毎に総費用を算出し、総便益と比較することにより費用対効果分析を行なうものとする。

(11) 施設配置計画

受注者は、内水施設の基本的な構造を定め、管理運用面にも配慮した施設配置計画を行なうものとする。

(12) 内水処理方式の選定

受注者は、一次選定された処理方式について経済性、実現の可能性、施設の維持管理、超過洪水に対する効果等を総合的に比較して採用する内水処理方式を決定するものとする。

(13) 段階的整備計画の検討

受注者は、本川安全度との整合、近傍内水区域との安全度のバランス、財政上の制約等から段階的な施設整備計画を策定するものとする。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 8 節 利水計画

第 2214 条 利水計画検討

1. 業務目的

本業務は、各種用水の需要に応じて、河川水の配分及びダムによる補給の計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項 (3) に準ずるものとする。

(3) 資料収集整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 雨量資料

受注者は、業務を遂行するにあたり必要となる雨量観測所について、日雨量資料を収集整理するものとする。

3) 河川利用現況

受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道、下水道等の取水・排水（還元）地点、取水量及び用水系統等の河川利用現況に関する資料を収集・整理するものとする。

4) 正常流量検討結果

受注者は、正常流量に関する既往検討資料を収集・整理するものとする。

5) 低水流出解析結果

受注者は、当該河川及び近傍河川の低水流出解析に関する既往検討資料を収集・整理するものとする。

6) 新規水需要計画関係資料

受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道用水等の新規水需要に関する資料を整理するものとする。

(4) 自然流況の作成

1) 資料収集整理

受注者は、貸与する日流量年表、取排水系統、取排水施設関連資料及び取排水実績資料を収集・整理するものとする。

2) 水収支解析

受注者は、貸与する資料により、同時流観による水収支の検討、伏没還元量の検討、農水還元率の検討を行い、水収支モデルを作成し、実測流量による検証を行い、水収支を明らかにするものとする。

3) 自然流況の推算

受注者は、水収支解析の結果を踏まえ、自然流況推算方法を検討し、モデル化を行って、自然流況の推算を行うものとする。

(5) 利水計算モデルの検討

1) 利水計算系統図の作成

受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道、下水道等の取水、排水（還元）地点、取水量等を取りまとめた系統図を作成するものとする。

2) 基準地点の設定

受注者は、大きな取水地点や、支川の合流点又は分派点、新規用水取水地点、及び流量観測所の位置、利水計算系統図等を基に基準地点を設定するものとする。

3) 利水計算条件整理

受注者は、正常流量及び新規用水取水量を合わせた基準地点ごとの確保流量、還元量、計算時間等の利水計算条件を整理するものとする。

4) 計算プログラム作成

受注者は、利水計算系統図、基準地点及び利水計算条件を基に利水プログラムを作成するものとする。

(6) 利水計算

1) データ登録

受注者は、雨量、流量、確保流量等のデータを利水計算に使用し易いよう、記憶媒体に登録するものとする。なお、計算モデルへのデータの適用に際し、実測データを基に加工、作成したデータを用いる場合は、その過程を再現し得るプログラムについても合わせて登録するものとする。

2) 渇水基準年及びダム容量の検討

受注者は、利水計算を行い、その結果より渇水基準年を設定して、マスカーブ等によりダム容量の検討を行うものとする。

3) ダム運用計算

受注者は、設定されたダム容量に基づき、計算対象全期間のダム運用計算を行いその結果を貯水池運用曲線図、ダム地点及び基準地点の流況図・流況表に整理するものとする。

(7) 確保容量検討

受注者は、利水計算結果を基に各期別の必要貯水位を算定し、期別の不特定容量、新規用水容量、利水（不特定+新規用水）容量の検討を行うものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 9 節 正常流量検討

第 2215 条 正常流量検討（大規模河川）

1. 業務目的

本業務は、低水時の河川の総合的管理を適正に行うため流水の正常な機能を維持するために必要な流量を設定する事を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項（3）に準ずるものとする。

(3) 資料収集整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 資料の収集

受注者は、設計図書に示す河道延長、資料収集期間、観測所数等に基づき、調査対象区間における縦・横断図、測量図、航空写真、流量観測記録、水質観測資料、河川構造物台帳、地下水、用排水系統図、動植物調査、景観、舟運等の資料の収集を行うものとする。

(4) 現況調査

受注者は、収集した資料をもとに下記の項目に係る河川環境の実態と特性について把握するものとする。

1) 河川流況

流量観測地点、地点別流況、水質その他

2) 河川への流入量、河川からの取水量等利水現況支川流入量、水利流量、農水還元量、その他（用排水系統など）

3) 河道状況

周辺地形、河床勾配、河床材料、瀬・淵等、主要横断構造物、河口閉塞、その他

4) 自然環境

河川水質、貴重動植物、生息魚類、その他

5) 社会環境

観光・景勝地、イベント・親水活動、漁業、舟運、塩害、地下水利用、

その他

6) 既存の関連計画

工事実施基本計画、河川環境管理基本計画、水資源開発計画、下水道関連計画、都市計画、公園計画、多自然型川づくり計画、河道計画、浄化事業計画、その他関連する他省庁の計画

7) 既往の濁水状況

期間、場所、影響、その他

(5) 河川区分と代表地点の設定

1) 河川区分

受注者は、当該河川の河川環境の縦断的特性を踏まえ、複数の区間にあらかじめ区分を行うものとする。区分にあたっては、本・支川、河川形態、水循環への配慮、流量観測状況、その他自然・社会環境による区分に配慮するものとする。

2) 代表地点の設定

受注者は、当該河川の低水管理を適切に行うために本川及び主要な支川に1ないし複数代表地点として設定するものとする。

(6) 項目別必要流量の検討

1) 動植物の生息または生育からの必要流量

受注者は、魚類の生息・生育のために河川が確保すべき水理的条件（水深、流速等）を満足し得る流量として、代表魚種、検討箇所、評価基準を設定し期別に検討するものとする。また、必要に応じて魚類以外についても対象とするものとする。

2) 観光（景観）からの必要流量

受注者は、当該河川の主要景観を維持するために、河川が確保すべき水理的条件を満足し得る必要な流量を評価基準、検討箇所を設定し検討するものとする。

3) 流水の清潔の保持からの必要流量

受注者は、当該河川において、流量が減少した場合に動植物の生息・生育環境の確保をはじめ、河川環境や用水の面から流域対策等と関連して必要とされる水質を確保するための流量を水質項目、評価基準、検討箇所を設定し検討するものとする。

4) 舟運からの必要流量

受注者は、人や物資の輸送或いは観光を目的とした舟運を維持するために水面幅や吃水深を保つための流量を評価基準、検討箇所を設定し検討するものとする。

5) 漁業からの必要流量

受注者は、設定されている漁業権魚種を対象に「動植物の生息または生育からの必要流量」と同様な方法で検討を行うものとする。

6) 塩害の防止からの必要流量

受注者は、塩水の遡上によって用水や地下水の塩分濃度が上昇し、水道やかんがい用水への利用、或いは漁業等や動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすことのない流量を評価基準、検討箇所を設定し検討

するものとする。また、塩止堰の設置や取水施設の改良等を併せて検討するものとする。

7) 河口閉塞の防止からの必要流量

受注者は、流量が減少した場合に土砂の堆積によって河口が閉塞することを避けるため、当該河川における河口閉塞の特性や他の代替手段を十分考慮して設定するものとする。

8) 河川管理施設の保護からの必要流量

受注者は、他の項目から求まる必要流量からみて河川管理施設の保護に重大な支障がないことを確認するものとする。

9) 地下水位の維持からの必要流量

受注者は、他の項目から求まる必要流量からみて地下水の上昇に重大な支障がないことを確認するものとする。

なお、必要に応じて地下水位と河川流量との関係を調査・解析し、地下水の適性利用等と併せて対策を検討するものとする。

10) 水利流量

受注者は、水利流量（許可・慣行）の実態を踏まえ、年間の水利使用状況を検討し、河川に確保する水利流量の期別設定を行うものとする。

（7）維持流量及び正常流量の設定

1) 期間区分

受注者は、維持流量及び正常流量の設定にあたって、動植物の生息・生育状況や水利用等を勘案し、期間区分を行うものとする。

2) 河川への流入量、河川からの取水量等の設定

受注者は、渇水時における河川への流入量、河川からの取水量等を縦断的に整理し水収支を設定するものとする。なお、伏没・還元量についても適宜設定するものとする。

3) 区間別維持流量の設定

受注者は、各区間毎に水利流量を除く正常流量に係る検討箇所別の必要流量を満足する流量を区間別維持流量として設定するものとする。なお、各期間区分毎に設定するものとする。

（8）正常流量の設定

1) 代表地点における正常流量の一次設定

受注者は、設定した区間別維持流量と代表地点間の支川流入量及び水利流量等を考慮し、すべての区間別維持流量を満足する流量を正常流量として一次設定するものとする。また、一次設定した正常流量については、各代表地点毎の現況流況等との比較検討を行うものとする。

なお、各期間区分毎に設定するものとする。

2) 安全度の評価

受注者は、代表地点において一次設定した正常流量について、ダム等による補給を考える場合には、施設水運用計算を行って所定の安全度が達成するよう計画するものとする。

なお、正常流量確保のための施設を考えない場合は、現況流況での安全度を評価するものとする。

3) 正常流量の設定

受注者は、維持流量及び正常流量の設定の検討結果に基づき、維持流量及び正常流量を設定するものとする。また、必要に応じて今後のモニタリングの方針を示すものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2215 条の 2 正常流量検討（中小河川）

1. 業務目的

本業務は、「中小河川（観測資料等が十分に整備されていない河川）」の低水時の河川の総合的管理を適正に行うため流水の正常な機能を維持するために必要な流量を設定する事を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項（3）に準ずるものとする。

(3) 資料収集整理

受注者は、資料収集整理について、第 2215 条正常流量検討（大規模河川）第 2 項（3）に準ずるものとする。

(4) 現況調査

受注者は、収集した資料を基に必要に応じて下記の項目について現況・特性を把握するものとする。

- ・ 流況及び流量確率の検討
- ・ 利水現況
- ・ 用排水系統の検討
- ・ 渇水被害状況
- ・ 水質現況
- ・ 河道特性（河道断面特性の作成）
- ・ 河道特性（流量・水深・水面幅の検討）
- ・ 自然環境（漁業）
- ・ 自然環境（動植物）
- ・ 社会環境（観光、親水活動等）
- ・ 社会環境（舟運）
- ・ 社会環境（塩害）
- ・ 社会環境（河口閉塞）
- ・ 社会環境（河川管理施設）
- ・ 社会環境（地下水）

(5) 河川区分と代表地点の設定

1) 河川区分

受注者は、当該河川における河川環境の縦断的特性を踏まえ、複数の区間にあらかじめ区分しておくものとする。

2) 代表地点の設定

受注者は、当該河川の低水管理を適正に行うための基準地点及び補助基準地点を本川及び主要な支川に設定するものとする。

(6) 項目別必要流量の検討

1) 河川特性からの維持流量

受注者は、基準地点及び補助基準地点における維持流量の概略規模を推定式により求めるものとする。なお、流量観測データがある場合は、規模推定の目安に用いるものとする。

2) 生態系からの必要流量

受注者は、魚類生息のために河川が確保すべき水理的条件（水深、流速等）を満足し得る必要な流量を、対象魚種、評価基準、検討箇所などを設定して検討するものとする。

3) 景観からの必要流量

受注者は、当該河川の主要景観を維持するために、河川が確保すべき水理的条件を満足し得る必要な流量を、評価基準、検討箇所などを設定して検討するものとする。

4) 水質からの必要流量

受注者は、当該河川における水質からの必要流量は、流域対策等を最大限考慮し、水質基準点、検討箇所を設定し、汚濁負荷量等を基に検討するものとする。

5) その他政令5項目からの必要流量

受注者は、正常流量検討の手引き（案）（国土交通省・平成19年9月）に基づき、下記の5項目について必要流量の調査、検討を行うものとする。

① 舟運

既往調査等から就航船舶についての必要な水深、水面幅を確保するのに必要な流量を検討する。

② 塩害の防止

既往調査等から検討する。

③ 河口閉塞の防止

既往調査等から検討する。

④ 河川管理施設の保護

既往調査等から検討する

⑤ 地下水位の維持

既往調査等から地盤沈下、地下水の水質の悪化が生じない地下水位を維持するための流量を検討するものとする。

6) 水利流量

受注者は、当該河川の水利流量（許可・慣行）の実態を踏まえ、年間の水利使用状況を検討し、必要に応じて河川が確保すべき水利流量の期別設定を行うものとする。

(7) 水収支解析

受注者は、同時流量観測資料による支川流入量、取水量、伏没、還元量及び農水還元率等の検討を行い、水収支モデルを作成し、対象とする河道区間の水収支を明らかにするものとする。

(8) 基準地点における正常流量の検討

1) 区間別必要流量の設定

受注者は、水収支を検討のうえで項目別必要流量の結果を考慮し、各区間別に流水の正常な機能を維持するための必要流量を算定するものとする。

2) 正常流量の設定

受注者は、代表地点（基準地点及び補助基準地点）間の水収支を考慮して各代表地点毎に流水の正常な機能を維持するための必要流量を算定し、全代表地点の必要流量を満足する流量として基準地点における正常流量を設定するものとする。

なお、必要流量を期別設定している場合は、正常流量も期別設定するものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 10 節 氾濫水理解析

第 2216 条 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合）

1. 業務目的

本業務は、洪水が破堤等により氾濫した場合の氾濫流に伴う水理的な諸元を、二次元モデルを用いて算定する事を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項（3）に準ずるものとする。

(3) 資料収集整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 資料収集整理

受注者は、工事実施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。

(4) 氾濫形態と解析手法の検討

1) 災害特性調査

受注者は、氾濫実績の資料を基に氾濫状況の分析及び被害実態の整理を行うものとする。

2) 氾濫形態の把握

受注者は、災害特性を把握するとともに、解析対象区域の地形特性を把握し、想定氾濫域の設定及び氾濫状況の推定を行うものとする。

3) 氾濫解析手法の選定

受注者は、解析目的、再現性、演算能力等を考慮して氾濫解析手法（氾濫水理モデル）を選定するものとする。

(5) 調査対象洪水の設定

1) 現況河道断面特性の把握

受注者は、定期横断測量図より河道断面特性を把握するものとする。

2) 河道の流下能力の算定

受注者は、現況河道断面を用いて不等流計算により河道の流下能力、無害流量を設定するものとする。

3) 計算対象洪水の設定

受注者は、氾濫水理解析を行うための計算対象洪水を設定、流量ハイドログラフを作成するものとする。

4) 検証対象洪水の選定

受注者は、氾濫水理モデルの検証に用いるための検証対象洪水を選定するものとする。

(6) 氾濫水理解析

1) 破堤地点の検討

受注者は、破堤条件を設定し、氾濫域ブロック分割を行い、設計図書に示す破堤地点既知数を基に、ブロック分割された氾濫域に対し、破堤実績、流下能力等を考慮して破堤地点を選定するものとする。

2) 氾濫水理モデルの作成

受注者は、氾濫現象を検証するための検証用水理モデル及び氾濫計算を行うための水理モデルを作成するものとする。

3) 氾濫水理モデルの検証

受注者は、検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて氾濫流の再現計算を行い、氾濫水理モデルの検証を行うものとする。

4) 氾濫計算

受注者は、氾濫計算を行い、氾濫域の分析を行うものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 11 節 総合治水対策調査

第 2217 条 総合治水対策調査

1. 業務目的

本業務は、流域の治水安全度を確保するための長期整備計画及び長期整備計画達成に至るまでの段階的な整備水準や施設計画を定めた暫定計画を策定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項 (3) に準ずるものとする。

(3) 文献調査

受注者は、既往の類似調査報告書、流域の自然条件に関する文献（気象、地形・地質、林相等）、流域の社会条件に関する文献（人口、産業、資産、歴史、土地利用の変遷及び将来予測等）およびその他業務に必要な文献の収集整理を行うものとする。

(4) 流域調査

1) 関連自治体の資料収集

受注者は、自治体各部門別の必要資料リストと収集スケジュールを作成し、下記の項目に関連する各種資料の収集を行うものとする。

- ① 土地利用の変遷と計画
- ② 大規模宅地開発の動向と附帯条件
- ③ 人口・世帯数の変遷と計画
- ④ 主要洪水水文量等
- ⑤ 洪水被害と氾濫実態
- ⑥ 流域内貯留浸透施設設置の変遷と計画
- ⑦ 下水道雨水整備の変遷と計画
- ⑧ 内水排除事業の変遷と計画
- ⑨ 農地湛水防除事業の変遷と計画
- ⑩ その他必要と思われるもの

2) 流域の自然環境調査

受注者は、治水対策に関連する流域の自然環境について調査するものとする。

- ① 流域の地形区分調査
- ② 流域の地質分類調査
- ③ 河川の現況調査

3) 流域の社会環境調査

受注者は、治水対策に関連する流域の社会環境の内、特に土地利用に関する環境を調査するものとする。

- ① 土地利用の変遷と計画調査
- ② 流域内低地の宅造に伴う盛土調査
- ③ 大規模宅地開発等の動向調査

④ 土地利用の将来推定

⑤ 人口の動向調査

4) 流域内の貯留・浸透施設調査

受注者は、治水対策に関連する流域内の貯留浸透施設の実施状況について調査するものとする。

① 貯留・浸透施設設置の指導調査

② 施設の実態調査

③ 恒久施設の検討

5) 洪水被害及び氾濫実態調査

受注者は、既応の洪水氾濫事例について、その時の被害の状態（写真・報道記事）、被害原因、氾濫浸水域湛水深などの氾濫実態を調査分析するものとする。

① 過去の出水及び被害状況

② 近年の出水状況

近年の出水について下記の項目で実態把握を行うものとする。

- ・河川調査
- ・氾濫調査
- ・災害分析調査

③ 浸水実績図の作成

①、②の調査を基に浸水実績図を作成するものとする。

6) 関連排水事業調査

受注者は、流域の水文流出特性は、流域内の排水施設の整備状況により変化するので、事業計画を含め、整備状況を時系列的に調査し、とりまとめるものとする。

① 下水道（雨水）事業

② 内水排水施設

③ 圃場整備事業

（5）水理・水文解析

1) 水理・水文資料収集整理

受注者は、水理・水文資料を収集するとともに対象洪水選定のための一覧表を作成するものとする。

① 水理・水文資料収集

- ・降雨資料
- ・流量資料
- ・水位資料

② 水理・水文資料一覧表の作成

2) 降雨解析

受注者は、高水流出解析の前提として、その基本となる計画降雨（確率雨量、計画降雨パターン）を作成するものとする。基本的には既存のものをを用いるものとする。

3) 流出・氾濫解析（対象洪水の選定）

受注者は、洪水一覧表をもとに対象洪水を選定するものとする。

4) 流出・氾濫解析（水理資料の整理）

受注者は、解析対象洪水の全水位流量資料の精度をチェックしたうえで最も適切なる水位～流量曲線（H～Q曲線）で水位を流量に換算し、流量ハイドログラフを作成するものとする。また、この精度を他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討するものとし、定数同定の検討資料とする。

① 水位ハイドログラフの検討

主要地点における解析対象洪水の水位ハイドログラフを図化し、その精度をチェックするものとする。

② H～Q曲線の作成

主要地点におけるH～Q曲線の作成とチェックを行うものとする。

③ 流量ハイドログラフの作成とチェック

以下の手順で本検討の対象とする流量ハイドログラフを作成するものとする。

H～Q式による水位から流量への変換、流量ハイドログラフの作成・図化、流量ハイドログラフのチェックの順である。主要地点相互間の流出量と雨量による収支、ピーク流量の逆転（河道低減を除く）、ピーク伝播時間等をチェックする。

5) 流出・氾濫解析（流出・氾濫モデルの選定）

① 流出・氾濫解析モデルの選定

受注者は、種々の流出モデル、河道および氾濫流下を表すモデルより、土地利用の変化および河道の整備による流下現象の変化、及び流域対策による流出抑止効果量を表現するモデルを選定するものとする。

② 流出・氾濫モデルの作成

受注者は、選定されたモデルを、流出域においては下水道事業等の排水区域および流出抑制施設、治水施設位置との整合、氾濫域においては地形および内水排水区域等の整合をはかり、当該流域の流出・氾濫の計算モデルを作成するものとする。あわせて、流域分割図を作成するものとする。

③ 流出抑制施設、治水施設のモデル化

受注者は、各種流出抑制施設による流出量の変化が表現できる計算手法を検討するものとする。

6) 流出・氾濫解析（流域・河道モデル定数の解析）

受注者は、氾濫の起こらない出水を対象に、当該流域の流出特性に応じた計算モデルを作成するものとする。流域が準線形貯留型モデル、河道が貯留関数法の場合には、以下の検討を行うものとする。準線形貯留型モデル（流域）および貯留関数法（河道）における定数のうち、次のものについて解析対象洪水を再現し得るよう試算により決定するものとする。

・流域定数・・・C、R s a、f l、f s a

・河道定数・・・K、P、T L

但し、河道定数については、不等流計算等の結果により決定するものとする。

① 現況河道定数の決定

② 現況流域定数の決定

③ 現況河道及び流域定数の妥当性の検討

7) 流出・氾濫解析（氾濫モデル定数の解析）

受注者は、氾濫が生じている出水を対象に、氾濫原のH～V、氾濫が生じている河道の越流高等の諸元を決定するものとする。

- ① 氾濫原のH～Vの検討
- ② 氾濫部の越流高等の諸元の検討
- ③ 氾濫モデルの妥当性の検討

①、②で設定した諸元で、流出・氾濫計算を行い、実績の氾濫区域および浸水深等の比較によりモデルの妥当性の検証を行うものとする。

8) 流出・氾濫解析（流域・流出抑制施設の変化によるシミュレーション）

受注者は、以降の検討の基礎資料として、流域の土地利用の変化に伴う流出量の変化、流出抑制施設の変化に伴う流出量の変化をシミュレーションで大略を把握するものとする。

なお、モデルは、状況に応じて設定を変えて行うものとする。

- ① 土地利用の変化、降雨規模の変化に伴うシミュレーション
- ② 流出抑制施設の変化に伴うシミュレーション
- ③ 想定氾濫区域のシミュレーション
- ④ 治水代替案による状況変化シミュレーション

9) 現況河道の治水安全度の解析

受注者は、現況河道の流下能力を基に、流域が開発された場合の治水安全度の変化を検討するものとする。

- ① 現況河道の流下能力の検討

現況河道の流下能力を不等流計算結果から計画高水位、堤防の余裕高等を勘案して算定するものとする。基本的には既存のものを用いるものとする。

② 治水安全度解析

①の流下能力と、土地利用の変化、降雨規模の変化に伴うシミュレーション結果を用い治水安全度の解析を行うものとする。

（6）治水機能による治水区分の設定

1) 三地域区分の設定

受注者は、流域での総合的な治水対策を行うため、流域を三地域および地域地区に区分するものとする。浸水実績、土地利用計画、治水機能を参考に、流域を以下のような地域に分類するものとする。

- ① 保水地域
- ② 遊水地域
- ③ 低地地域

2) 地域地区区分の設定

受注者は、上記1)で設定した3地域を、さらに治水特性、地域特性から地区の細分化を行うものとする。

- ① 浸透マップの作成
- ② 市街地類型区分図の作成

③ 地域地区区分の設定

- ・ 保水地区
- イ) 自然地保全地区
- ロ) 貯留増進地区
- ハ) 浸透対策併用地区
- ・ 遊水地域
- イ) 盛土等規制地区
- ・ 低地地域
- イ) 耐水化促進地区
- ロ) 浸水対策地区
- ハ) 自然地保全地区

(7) 総合治水対策案検討（長期整備計画検討）

1) 基本条件設定

受注者は、長期的な整備方針を検討するにあたっての基本条件を設定するものとする。

- ① 目標年次および整備水準の設定
- ② 流域将来像の設定
- ③ 恒久対策量の設定

2) 流域基本高水流量の検討・計画流域定数の検討

受注者は、将来の流域の開発計画等を考慮し、計画流域定数を決定するものとする。

3) 流域基本高水流量の検討・計画河道定数の検討

受注者は、計画河道の不等流計算等の結果より計画河道定数を決定するものとする。

4) 流域基本高水流量の検討・流出量の計算

受注者は、流出量の計算を行い、ピーク流量等の計算結果を整理するものとする。また、主要地点における流量ハイドログラフを作成するものとする。

5) 洪水処理計画

受注者は、流域基本高水の処理分担量を検討するものとする。

① 保水地域処理流量の検討

長期的に流出抑制施設によって処理することができる対策量を算定するものとする。

② 低地地域処理流量の検討

低地地域での保水性・遊水性の確保によって処理される流量および下水道等の内水排除施設によって河川へ排水することができない流量を算定するものとする。

③ 河川処理流量の検討

上記①および②の保水・低地地域の処理流量を基に河川の処理流量を検討するものとする。

6) 低地地域の洪水処理計画検討・低地地域の整備水準の設定

受注者は、外水と内水による被害形態の違い、他事業との調整等から低地地域の整備水準を検討するものとする。

7) 低地地域の洪水処理計画検討・低地地域の流出量の算定

受注者は、代表降雨を低地地域の計画雨量にまで引き伸ばし、流出モデルにインプットして、流出量を算定するものとする。

8) 低地地域の洪水処理計画検討・低地地域の洪水処理分担の検討受注者は、下水道をはじめとする他事業の将来計画、低地地域の流域対策量等から、低地地域の洪水処理分担を検討するものとする。

9) 河川の整備計画検討・調節方式等の検討

受注者は、調節池下流の流下能力等を考慮し、放流量、調節方式の検討を行うものとする。

10) 河川の整備計画検討・洪水調節計算

受注者は、設定した洪水調節方式に基づく調節計算を行い、流出量を算定するものとする。

11) 河川の整備計画検討・河川の整備計画検討

受注者は、洪水調節計算結果を基に、洪水調節施設と河道との処理分担を検討するものとする。

12) 地域毎の整備計画検討

受注者は、保水・低地地域において、長期的に各地域毎の処理流量を保持することができる方策を検討するものとする。

① 保水地域の整備計画検討

長期的に保水機能を保持することができる方策を地区毎に検討するものとする。

- ・地区毎の保水機能保全対策の検討
- ・市町村毎の長期的な流域対策量の算定

② 低地地域の整備計画検討

低地地域において長期的に実施しなければならない耐水化方策を地区毎に検討するものとする。

(8) 総合治水対策案検討(暫定計画検討)

1) 基本条件設定

受注者は、暫定計画を検討するにあたっての基本条件を設定するものとする。

- ① 目標年次および整備水準の設定
- ② 流域将来像の設定
- ③ 暫定流域対策量の設定

2) 暫定基本高水流量・暫定計画流域定数の検討

受注者は、暫定計画流域の開発計画等を考慮し、暫定計画河道定数を決定するものとする。

3) 暫定基本高水流量・暫定計画河道定数の検討

受注者は、暫定計画河道の不等流計算等の結果より、暫定計画河道定数を決定するものとする。

4) 暫定基本高水流量・流出量の計算

受注者は、流出量の計算を行い、ピーク流量等の計算結果を整理するものとする。また、主要地点における流量ハイドログラフを作成するものとする。

5) 暫定洪水処理計画検討

受注者は、暫定流域基本高水の処理分担量を検討するものとする。

① 保水地域処理流量の検討

既設の流出抑制施設および新たに開発に伴って設置される施設によって処理することができる対策量を算定するものとする。

② 遊水地域処理流量の検討

遊水地域の遊水機能によって処理することができる対策量を算定するものとする。

③ 低地地域処理流量の検討

他事業の内水排除施設で排水できない流量および内水排除施設の運転調整によって流出することができない流量を算定するものとする。

④ 河川処理流量の検討

先の保水・遊水・低地地域の処理流量をもとに河川の処理流量の算定を行うものとする。

6) 低地地域の暫定洪水処理計画検討

受注者は、低地地域において流出することができない容量を施設毎に算定するものとする。

① 内水排除施設の超過量の算定

内水排除施設によって排水することができない超過量を施設毎に算定するものとする。

② 内水排除施設の運転調整時間および運転調整容量の算定

内水排除施設の運転調整時間および運転調整容量を施設毎に算定するものとする。

7) 河川の暫定整備計画検討・調整方式等の検討

受注者は、調節池下流の流下能力等を考慮し、放流量、調節方式の検討を行うものとする。

8) 河川の暫定整備計画検討・洪水調節計算

受注者は、上記で設定した洪水調節方式に基づく調節計算を行い、流出量を算定するものとする。

9) 河川の暫定整備計画検討・河川の暫定整備計画検討

受注者は、上記の洪水調節計算結果をもとに、暫定洪水調節施設と河道との処理分担を検討するものとする。

10) 地域毎の暫定整備計画検討

受注者は、保水・遊水・低地地域において、目標年次までに各地域毎の処理流量を保持することができる方策を検討するものとする。

① 保水地域の暫定整備計画検討

保水機能を保持することができる方策を地区毎に検討するものとする。

- ・地区毎の保水機能保全対策の検討
- ・市町村毎の流域対策量の算定

② 遊水地域の暫定整備計画検討

遊水機能を保持することができる方策を地区毎に検討するものとする。

③ 低地地域の暫定整備計画検討

低地地域において、実施すべき耐水化方策を地区毎に検討するものとする。

11) 総合治水対策効果図の作成・現況河道の堤防天端高の設定

受注者は、分割されたブロック毎に堤防天端高を設定するものとする。

12) 総合治水対策効果図の作成・氾濫水理解析

受注者は、氾濫水理モデルにより、対象洪水に対し総合治水対策前と対策後の氾濫計算を行うものとする。

- ① 総合治水対策前の氾濫水理解析
- ② 総合治水対策後の氾濫水理解析
- ③ 氾濫計算結果を基に総合治水対策図を作成

13) 総合治水対策効果図の作成・総合治水対策効果図の作成

受注者は、総合治水対策の氾濫水理解析結果に基づき効果図を作成するものとする。

(9) 流域整備計画案の作成

受注者は、総合治水対策案の検討成果をもとに、以下の項目に従って流域整備計画案を作成するものとする。

- 1) 総説
- 2) 流域の現況
- 3) 新流域整備計画の基本概念
- 4) 新流域整備計画の基本方針
- 5) 河川の整備計画
- 6) 流域の整備計画
- 7) その他

(10) 段階的な実施計画案の作成

受注者は、暫定計画から長期計画に達成するための河川、流域及び低地地域の段階的な実施計画案を作成するものとする。

1) 河川の段階的な実施計画

受注者は、対象河川の現況流下能力、河川改修のための事業費および想定される予算等から河川の段階的な実施計画案を作成するものとする。

2) 流域の段階的な実施計画

受注者は、河川改修の進捗状況に応じ、流域の流出抑制施設の段階的な実施計画案を作成するものとする。

- ① 施設の設置
- ② 施設の撤去
- ③ 恒久調整池の設置

3) 低地地域の段階的な実施計画

受注者は、低地地域の対策量に対応した施設（下水道・河川貯留施設等）について処理区毎の段階的な実施計画案を作成するものとする。

(11) 浸水予想区域図の作成

1) 調査対象洪水の選定

受注者は、河道の流下能力を基に、氾濫水理解析を行う調査対象洪水を選定し、主要地点における流量ハイドログラフを作成するものとする。

2) 破堤地点の検討

受注者は、破堤条件を設定し、氾濫形態に基づき分割されたブロック毎に、破堤地点を選定するものとする。

3) 氾濫水理解析

受注者は、氾濫水理モデルにより、対象洪水に対し氾濫計算を行うものとする。

- ① 氾濫水理モデル図の作成
- ② 計算ブロックの平均地盤高の算出
- ③ 連続盛土構造物の整理
- ④ 排水条件の設定
- ⑤ モデル定数の設定
- ⑥ 氾濫計算
- ⑦ 浸水深別氾濫区域図
- ⑧ 氾濫域伝搬状況図
- ⑨ 計算ブロック毎の氾濫状況図（浸水区域、浸水面積、浸水時間）

4) 浸水予想区域図の作成

受注者は、土地の形成要因および氾濫計算結果等を基に、それらを包絡した浸水予想区域図を作成するものとする。

- ① 土地の形成要因から見て浸水する可能性のある区域の検討
- ② 地域防災計画指定、避難場所の整理
- ③ 浸水予想区域図の作成

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 12 節 洪水予測システム検討

第 2218 条 洪水予測システム検討

1. 業務目的

本業務は、流出予測モデルおよび相関予測モデルを用いて洪水予測システムの検討を行うことを目的とするものとする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献、既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 水位・流量資料収集整理検討

受注者は、比較的近年の洪水資料の中から、資料収集洪水を選定し、洪水時時刻水位・流量資料を収集・整理するものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。

3) 雨量資料収集整理

受注者は、選定した資料収集洪水について、雨量資料の収集・整理を行うものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。

(3) 流出予測モデルの検討

1) 予測時間、目標精度の検討

受注者は、流出予測モデルにおける、予測時間・目標精度を検討するものとする。

2) 流出計算法の選定

受注者は、流出予測モデルの流出計算法を選定するものとする。

3) 降雨特性、流出特性の把握

受注者は、流出予測モデルで対象とする流域の、降雨特性・流出特性を把握するものとする。

4) 予測地点の選定

受注者は、流出予測モデルの予測地点を選定するものとする。

5) 流域、河道の分割

受注者は、計画の基準点、水位・流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要支川合流点、並びに予測モデル等を勘案して、流域の分割及び河道の分割を行うものとする。

① 分割地点の検討

② 流域分割図、流出系統図の作成

③ 流域・河道諸元の検討

6) 検討対象洪水の選定

受注者は、流出予測モデルの検討対象洪水を選定するものとする。

7) 流域平均雨量の算定（代表係数法による場合）

受注者は、流出予測モデルの流域平均雨量を算定するものとする。

なお、対象観測所は分割流域ごとに5観測所以内とするものとする。

① 全雨量計による流域平均雨量（真値）の算定

② 代表係数法による流域平均雨量の算定

③ 流域平均雨量の精度確認

8) 流域平均雨量の算定（ティーセン法による場合）

受注者は、流出予測モデルの流域平均雨量を算定するものとする。

① テレメーター雨量計によるティーセン分割図の作成

② 流域平均雨量の算定

③ 流域平均雨量の精度確認

④ 欠測補填方法の検討

9) 流域、河道モデル定数の検討

受注者は、流出予測モデル定数のうち、下記の定数について解析対象洪水を再現し得るよう試算により決定するものとする。但し、河道定数については、不等流計算等の結果より決定するものとする。

① 流域定数

② 河道定数

10) ダム操作モデルの検討

受注者は、流域内に洪水調節機能を有するダムがある場合、流出予測モデルのダム操作モデルを検討するものとする。

① 対象ダムの選定

② ダム操作規則等、実績操作の把握

③ ダム操作モデルの検討

11) 簡易降雨予測モデルの検討

受注者は、流出予測モデルの簡易降雨予測モデルを検討するものとする。

① 予測モデルの方針検討

② 簡易法による予測モデルの検討

③ 気象庁の予測降雨の検討・活用

12) フィードバックシステムの検討

受注者は、洪水予測システムチェックリスト（案）（国土技術政策総合研究所）に基づき、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。

13) 洪水予測シミュレーション

受注者は、流出予測モデルの洪水予測シミュレーションを行うものとする。

① シミュレーション用のプログラムの作成

② シミュレーションの実施

③ 精度の確認

（4）相関予測モデルの検討

1) 予測地点の設定

受注者は、相関予測モデルの予測地点を設定するものとする。

2) 検討対象洪水の選定

受注者は、相関予測モデルの検討対象洪水を選定し、雨量資料、水位、流量資料を整理するものとする。

3) 到達時間の検討

受注者は、相関予測モデルの到達時間を検討するものとする。

4) 相関予測式の検討

受注者は、相関予測モデルの相関予測式を検討するものとする。

① 相関予測の方針検討

- ② 雨量－流量相関の検討
- ③ 流量－流量（水位－水位）相関の検討

5) 洪水予測シミュレーション

受注者は、相関予測モデルの洪水予測シミュレーションを行うものとする。

- ① シミュレーション用のプログラムの作成
- ② シミュレーションの実施
- ③ 精度の確認

（5）洪水予測システム的设计

1) 予想システムの基本構成、条件等の整理

受注者は、洪水予測システムの基本構成、条件等を整理するものとする。

2) 予測システムの機器選定、機器構成の検討

受注者は、洪水予測システムの機器選定、機器構成を検討するものとする。

3) データ入力システムの検討

受注者は、洪水予測システムのデータ入力システムを検討するものとする。

- ① データ入力の方針検討
- ② 必要入力データの設定
- ③ データ入力システムの検討

4) 入力機器等のハード面の検討

受注者は、洪水予測システムの入力機器等のハード面について検討するものとする。

5) 流出予測システムのまとめ

受注者は、洪水予測システムの流出予測システムをとりまとめるものとする。

- ① データ加工計算式
- ② 流出モデル
- ③ ダム操作モデル
- ④ 降雨予測モデル
- ⑤ フィードバックシステム

6) 相関予測システムのまとめ

受注者は、洪水予測システムの相関予測システムをとりまとめるものとする。

- ① データ加工計算式
- ② 相関予測式

7) 予測データ出力システムの検討

受注者は、洪水予測システムの予測データ出力システムについて検討するものとする。

- ① データ出力の方針検討
- ② 画面表示の検討
- ③ 印刷出力の検討
- ④ データ伝送の検討

8) 出力機器等のハード面の検討

受注者は、洪水予測システムの出力機器等のハード面について検討するものとする。

(6) 予測プログラム作成

1) プログラム条件設定

受注者は、予測プログラムの条件設定を行うものとする。

- ① 使用機器の設定
- ② 使用言語の設定
- ③ その他条件設定

2) プログラム構成検討

受注者は、予測プログラムの構成を検討し、フローチャートにとりまとめるものとする。

3) プログラム作成

受注者は、設定された機種に対する予測プログラムを作成するものとする。作成したプログラムは、記憶媒体に登録するものとする。

4) テストラン

受注者は、テスト用のデータを作成し、予測プログラムのテストランを行うものとする。

5) プログラムのインストール

受注者は、予測プログラムをインストールし、動作確認するものとする。

6) システム操作マニュアルの作成

受注者は、システム操作マニュアルを作成するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 13 節 成果品

第 2219 条 成果品

受注者は、以下に示す成果品を作成し、第 1116 条成果の提出に従い、2部納品するものとする。

1. 本報告書
2. 概要版
3. 付属資料とりまとめ
(計算結果、収集資料等)

第3章 河川構造物設計

第1節 河川構造物設計の種類

第2301条 河川構造物設計の種類

河川構造物設計の種類は、以下のとおりとするが、その他類似の構造物の設計がある場合は、この項目に準拠することとする。

- (1) 護岸設計
- (2) 樋門設計
- (3) 床止め設計
- (4) 堰設計
- (5) 水門設計
- (6) 排水機場設計

第2節 護岸設計

護岸設計は、新規に護岸を計画するに際して実施する護岸の設計に適用する。

第2302条 護岸設計の区分

護岸設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第2303条 護岸予備設計

1. 業務目的

護岸予備設計は、当該区間全体の法線形、法覆工、基礎工、根固工、環境護岸（親水護岸等）の形式、配置について比較検討を行い、対象地域に対する最適護岸形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

護岸予備設計の業務内容は下記のとおりとするが、環境護岸のうち多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料（カゴ、覆土、捨石等）を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計および検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 基本事項の検討

1) 基礎検討

受注者は、対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。

① 法線形（3案）

② 護岸の根入れ（洗掘深の検討）

③ 環境

2) 法覆工法検討

受注者は、「基礎検討」に基づいて洪水時の流速、土圧、地下水圧等に対して十分な強度を有し、施工性及び経済性等に優れる法覆工について3案提案して各々について検討を行うものとする。

3) 基礎工法の検討

① 一般地盤の場合

受注者は、「基礎検討」に基づいて、現地の状況、経年変化の調査結果を考慮して安全で施工性に優れた護岸基礎工法を3案提案し、検討するものとする。

② 軟弱地盤の場合

受注者は、対象範囲の地盤が特に軟弱な場合、上記一般地盤に対して特に下記の検討を行うものとする。

イ) 土質性状を整理・分析し、該当地盤の軟弱程度と範囲を把握する。

ロ) 現状護岸のタイプ・構造について、安全上、特に問題がないか、現地性状を主体にその程度をまとめ、問題点を整理する。

ハ) 改修護岸としての対策案を選定し、大略的な工法、安全度、工期及び工費等を含む比較検討を行う。

4) 関連構造物の検討

受注者は、河川改修に伴う影響構造物の内、小規模施設（管渠、用排水施設等）及び取付道路等の背景、現状等を調べ改修方針を立てるものとする。

5) 環境護岸検討

受注者は、「基礎検討」に基づいて、検討対象護岸のうち、環境護岸（親水護岸等）として計画する位置、タイプ及び構造等、基本的な計画案を3案提案して各々について検討を行うものとする。

6) 根固め工の検討

受注者は、「基礎検討」に基づいて、根固め工の必要性、形式及び設置範囲について検討を行う。

（4）基本ケースの選定

1) 基本事項要因の比較検討

受注者は、（3）において検討された各要因の各案を対象区間に選定するための比較（根拠）検討を行う。

2) 基本ケースの選定

受注者は、比較検討の結果を概略図として、平面（法線、環境等）、縦断（根入れ、構造物）及び断面（構造）等を整理し、当該区間全体に亘る護岸形式として河川特性を十分に考慮した6ケースを選定する。

（5）図面作成

受注者は、下記の図面（縦断図を除く）について基本ケース（6ケース）を作成するものとする。

1) 平面図

上記の測量精度の平面図に護岸法線（堤防法線）と法尻計画線を画くと共に、補償施設及び用地、家屋を明示し、詳細設計にスムーズに移行できる図面を作成するものとする。

2) 縦断面図

平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して計画河床、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断面計画図を作成するものとする。

なお、作成図面は原則として6ケースを代表する1ルートとするが、法線が著しく異なる場合は別途作成するものとする。

3) 標準構造図

基本事項の検討にて作成された一般護岸及び環境護岸部の標準構造図を作成するものとする。

4) 標準横断面図

検討区間について、代表タイプ又は地形の変化の大きく異なる断面を選定し、標準横断面図を作成するものとする。

5) 小規模構造物

小規模施設は、代表的な地点の改築一般図を1ヵ所作成し、複数の場合その他は基本諸元を表にまとめるものとする。

(6) 施工計画（案）の比較検討

受注者は、選定された最適護岸形式について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画（案）を策定するものとする。なお、寸法の表示は、構造物の概要が把握できる主要寸法のみとする。

1) 施工方法の検討

基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に該当区間護岸工事の施工計画案（施工方針、施工順序及び施工機械等）を3案立てるものとする。

2) 仮設計画の検討

受注者は、施工方法の検討で立案された3案について仮設工の必要性及び規模諸元を水理計算等により求め、仮設計画を立てるものとする。

3) 全体施工計画の比較検討

受注者は、上記の検討を踏まえ、基本6ケースのうち、施工方針の異なる代表3案を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の比較検討を行うものとする。

(7) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(8) 総合評価

受注者は、(4)において選定された基本ケース（6ケース）について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的面から優劣を検討し、最適の護岸タイプを提案するものとする。

(9) 考察

受注者は、本設計において、解決されなかった問題点を項目毎に列記し、今後行われる詳細設計までに、調査又は特別に検討しておく事項を整理すると共にその方針又は方法についてまとめるものとする。

(10) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(11) パース作成

受注者は、基本ケースの内、護岸構造の設計方針がわかる様に、標準区間及び特殊区間等をそれぞれ 3 タイプについて着色パース (A 3 版) を各 1 枚ずつ作成するものとする。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 河川計画調査報告書

(2) 当該区間の測量成果 (河道変遷図等を含む)

(3) 当該区間の地質調査報告書

(4) 河川環境調査資料

(5) 既設構造物調査資料

(6) 当該区間の流況解析結果資料

(7) その他必要と認められたもの

第 2304 条 護岸詳細設計

1. 業務目的

護岸詳細設計は、予備設計によって選定された護岸又は設計図書に示された護岸のタイプ、配置に対して、詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

護岸詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計および検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項 (2) に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。なお、周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を行い、基本事項の決定に反映させる。

1) 法線等の見直し検討

精度の高い地形図を基に計画堤防法線等を書き、民地境界等部分的に詳細な検討を行い、基本方針を確認するものとする。

2) 護岸の配置計画

予備設計で決定された護岸タイプ（環境護岸を含め）の具体的な配置を新規図面にて確認するものとする。

3) 構造物との取付検討

大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付計画を行うものとする。

(4) 本体設計

1) 一般地盤の場合

① 基礎工検討諸元の整理

受注者は、護岸断面の安定検討を行うに当たり、新しいデータを含め当該範囲の地質、地下水等を河川の縦断的に整理し、計算断面の選定と土質の定数等の決定及び基礎工法の適正を決定するものとする。

② 安定計算

受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表箇所 3 断面について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。

2) 軟弱地盤の場合

① 土質性状、定数の整理

受注者は、土質性状分布を作成し、軟弱地盤としての範囲を定め、地下水位の状況、物性値、力学値を整理するものとする。

② 現況護岸の安定計算

受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記①の定数を用いて代表 3 断面の安定計算を行うものとする。

③ 対策工法の比較検討

受注者は、現況護岸の安全度より、新設護岸としての軟弱地盤における護岸基礎工法を安全度、経済性、施工性より比較、検討するものとする。

④ 対策工法の安定計算

受注者は、上記の比較案を対象に各々について安定計算を行い、詳細設計としての最終断面を決定するものとする。

(5) 付帯施設設計

1) 階段工等

受注者は、護岸に設けられる昇降用階段並びに修景用として計画された階段工等の設計を行うものとする。

2) 排水管渠

受注者は、Φ600以下の管渠を規模毎に数ランクに分類し、それぞれの代表として一般構造図を作成するものとする。

3) その他施設

受注者は、管渠以外（ex 取付道路、利水施設等）の種々の改築施設に対して各々代表的な一般構造図を作成するものとする。

（6）施工計画

1) 施工計画

受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

- ① 施工条件
- ② 施工方法
- ③ 土工計画
- ④ 工程計画
- ⑤ 動態観測の方法（計測が必要な場合）
- ⑥ 工事機械、仮設備とその配置
- ⑦ 環境保全対策
- ⑧ 安全対策

2) 仮設計画

受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。

（7）図面作成

受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図、場所打RC部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断面図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成する。

（8）数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

（9）照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行

い、管理技術者に提出するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 護岸の予備設計報告書

(2) 対象河川の流出、計画河道諸元

(3) 設計範囲の測量成果

(4) 設計範囲の地質調査報告書

(5) 当該区間の流況解析結果資料（力学的安定性の照査の為）

(6) その他必要と認められたもの

第 3 節 樋門設計

樋門設計は、新規に樋門を計画するに際して実施する樋門の設計に適用する。

第 2305 条 樋門設計の区分

樋門設計は、以下の区分により行うものとする。

(1) 予備設計

(2) 詳細設計

第 2306 条 樋門予備設計

1. 業務目的

樋門予備設計は、計画地点の河川状況、地形、地質、流量等から樋門の設置位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な樋門の形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項 (2) に準ずるものとする。

(3) 基本事項の検討

1) 基本条件の確認

受注者は、設計図書的设计条件、貸与資料および現地踏査の整理結果をもとに、予備設計を行うために必要な諸条件について確認し、整理するものとする。

2) 基本諸元の検討

受注者は樋門の計画流量、位置、敷高、必要断面、断面形状、長さ、樋門及びゲート形式について検討を行うものとする。

3) 設計条件の設定

受注者は、構造検討に必要な荷重条件、自然・地盤条件、施工条件などの設計条件を設定する。

4) 構造検討

受注者は、基本諸元の検討結果を基に、以下の項目に関して検討するものとする。

① 基礎工

基礎地盤の性状による沈下・変位、地盤対策工について検討を行うものとする。

② 本体工

管材、基礎形式、構造形式の比較検討を行うものとする。

③ ゲート

ゲート扉体、ゲート開閉機設置の構造形式を検討するものとする。

④ 操作室

操作室の構造形式及びデザインを検討するものとする。

⑤ 管理橋

管理橋の構造形式及び基本寸法を検討するものとする。

(4) 景観検討

受注者は、樋門の門柱、巻上機室及び管理橋等について、周辺の環境に配慮して調和を考慮した素材・デザインの検討を行うものとする。

(5) 設計図

受注者は、下記の全体図及び計画一般図について作成するものとする。

1) 全体図 (平面・縦断)

地形図に川裏側の流入河川 (取付水路を含む) が、本川と合流する地点まで記入したものとする。

2) 計画一般図

樋門本体、翼壁、基礎、上屋、管理橋等の主要施設と施工計画の他に発注者から貸与された資料 (堤防諸元、土質柱状図等) をこれら図面に表示するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

(6) 施工計画検討

受注者は、検討された施設計画について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画案を策定するも

のとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

- 1) 施工方法（施工方針、施工順序及び施工機械等）
- 2) 仮設計画（主要仮設構造物の規模と諸元）
- 3) 全体計画（全体平面、掘削断面、工程計画）

（7）概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

（8）パース作成

受注者は、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成するものとする。

（9）照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

（10）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- （1）河川計画調査
- （2）周辺環境調査
- （3）測量成果
- （4）地質調査報告書
- （5）その他必要と認めたもの

第 2307 条 樋門詳細設計

1. 業務目的

樋門詳細設計は、予備設計によって選定された樋門形式及び設計図書に示された樋門形式に対して詳細な設計を行い、工事实施に必要な資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

- （1）設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項 (2) に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。

- 1) 配置計画 (位置及び施設配置等)
- 2) 樋門断面 (断面及び敷高等)
- 3) 基本構造諸元 (基礎形式、主要寸法、ゲート形式等)
- 4) 操作室形式 (構造形式及び主要寸法、景観設計方針等)

(4) 景観設計

受注者は、景観について下記の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。

1) 普通の検討

周辺との調和を考慮した素材・デザインを決定し、詳細設計を行う。

なお、デザイン決定においては、イメージパースを 2 案程度提案し、最適案を決定するものとする。

2) 特別の検討

河川景観、周辺整備計画を基に、地域の特性 (歴史的・文化的) 背景を整理し、景観のデザインテーマを基に、3 案程度のイメージパースを作成し、計画案を設定するとともに、使用する素材について美観性、耐候性、加工性、経済性について比較検討を行い、決定された最終案に対し詳細設計を行うものとする。

(5) 構造設計

1) 設計条件の確認

受注者は、構造設計に必要な設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。

2) 基礎工の設計

受注者は、荷重条件、函体構造形式、地盤対策工等に基づき基礎地盤の沈下を考慮した「弾性床上の梁」の解析等により、相対沈下量、地盤の降伏変位量等について照査し、函体構造および地盤改良工の仕様を検討するものとする。

なお、柔構造の場合は、相対沈下量、地盤の降伏変位量などを算定した上で地盤処理工の仕様を決定するものとする。

3) 地盤処理工 (置換基礎) の設計

受注者は、地盤条件、施工条件、周辺に及ぼす影響、経済性等の諸条件を考慮して設計を行うものとする。

4) 本体工の設計

受注者は、躯体、門柱・操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工及び沈下・変位・部材応力等の計測工に

ついて検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

なお、標準設計を採用する場合は、設計図面は標準設計図集より設計条件の該当する設計図を選定し、その図面上に必要な寸法及び数量等を追加または訂正記入し、成果図面とするものとする。

5) ゲート工及び操作室の設計

受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。

① ゲート扉体

荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。

② ゲート開閉機設備

開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。

③ 操作室

決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

なお、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。

6) 高水護岸・低水護岸及び土工等の設計

受注者は、高水護岸・低水護岸及び根固め工、川表取付水路の構造及び使用すべき材料の選定と、必要に応じて安定計算、構造計算を行い、平面図、横断図、縦断図、構造詳細図を作成するものとする。また、掘削、盛土及び埋戻等の土工図を作成するものとする。

(6) 施工計画

受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

- 1) 施工条件
- 2) 施工方法
- 3) 掘削計画
- 4) 工程計画
- 5) 動態観測の方法（計測が必要な場合）
- 6) 工事機械、仮設備とその配置
- 7) 環境保全対策
- 8) 安全対策

(7) 施工計画（地盤処理工、置換基礎）

受注者は、地盤処理工、置換基礎の工事順序と施工方法を検討するものとする。また、樋門が完成した後も地盤沈下や函体応力について計測が必要な場合に監督員と協議し、計測項目の抽出、計器の選定・配置、管理基準値の設定、データ処理の方法等の計測計画を立案するものとする。

(8) 仮設構造物設計

受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規

模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。

(9) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(10) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

(11) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備設計報告書

(2) 設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元

(3) 測量成果

(4) 地質調査報告書

(5) その他必要と認めたもの

第 4 節 床止め設計

床止め設計は、新規に床止めを計画するに際して実施する床止めの設計に適用する。

第 2308 条 床止め設計の区分

床止め設計は、以下の区分により行うものとする。

(1) 予備設計

(2) 詳細設計

第 2309 条 床止め予備設計

1. 業務目的

床止め予備設計は、計画地点の河状、近隣構造物・土地利用状況、地形、地質、流量等から床止めの位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な床止めの形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項 (2) に準ずるものとする。

(3) 基本事項の検討

1) 設計と条件の確認

受注者は、現地踏査の整理結果から既存調査資料（設計と条件）の再確認を行い、制約条件、留意点を検討するものとする。

2) 位置の検討

受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する床止め位置を 2 案程度比較の上決定するものとする。

3) 構造の検討

受注者は、計画河道の計画流量や落差をもとに河床状況（底質材料、地質状況）や河道状況等を勘案し、本土工の構造型式（コンクリート構造・屈撓性構造）の検討を行うものとする。

4) 水理検討

受注者は、床止め下流の水位状況から跳水状況を把握し、減勢方式を選定するものとする。また、減勢工の必要性がある場合は、減勢工の形状（水叩き長、水叩き敷高）の検討を行うものとする。

5) 本体形状の検討

受注者は、地質状況や構造形式から基礎工の検討を行うとともに、概略の水理計算や実績例等を参考に安定計算を行い、本体の形状、水叩き、護床工長さ、厚さを検討するものとする。また、地質、水位条件に基づいて、概略計算を行い、遮水工の形式や規模を検討するものとする。

6) 魚道の検討

受注者は、与条件の調査結果に基づき、魚道の必要性の検討を行うものとする。また、対象魚及び魚道形式の設定を行い、主要寸法等を検討するものとする。

7) 護岸工の検討

受注者は、護岸工の構造形式及び施工範囲を検討するものとする。

8) 取付擁壁の検討

受注者は、取付擁壁の構造形式及び施工範囲を検討するものとする。

9) 付帯工の検討

受注者は、流水の作用による洗掘の可能性を検討し、高水敷保護工の施工範囲を検討するものとする。
また、本體工、魚道、護岸工、取付擁壁工、高水敷保護工等の掘削、盛土、埋戻し等の土工計画を行うものとする。

(4) 景観検討

受注者は、本體工及び付帯施設工等について、河川構成条件、周辺環境との調和を考え全体景観の基本形を選定し、検討を行うものとする。

(5) 設計図

受注者は、下記の床止め全体図と計画一般図について作成するものとする。

1) 床止め全体図

床止め計画全体が把握できるように平面・横断・縦断図を作成し、地形図に上下流護岸取付範囲までを記入したものとする。

2) 計画一般図

計画一般図（平面、縦断、横断）、主要部構造図（本體工、水叩き工、護床工）、魚道構造図、付帯工構造図（護岸工、取付擁壁工高水敷保護工、土工）及び施工計画図を作成し、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

(6) 施工計画検討

受注者は、施工計画検討について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項（6）に準ずるものとする。

(7) 周辺環境整備工

受注者は、河川構成条件、周辺環境との調和を考え、全体景観検討を前提とした、床止め周辺の環境整備について検討を行うものとする。

(8) 水理実験

受注者は、必要に応じて、河道の全体流況及び魚道に関する各種水理実験を行うものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(10) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

(11) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 河道計画調査
- (2) 利水調査
- (3) 環境調査
- (4) 測量成果
- (5) 地質調査報告書
- (6) その他必要と認められたもの

第 2310 条 床止め詳細設計

1. 業務目的

床止め詳細設計は、予備設計によって選定された床止め又は、設計図書に示された床止め形式に対して詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項 (2) に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。

- 1) 配置計画 (位置、施設配置等)
- 2) 基本構造諸元 (断面形状、構造形式、基礎形式等)
- 3) 減勢方式 (減勢工の形状等)
- 4) 付帯工緒元
- 5) 景観設計方針

(4) 構造設計

1) 設計条件の設定

受注者は、構造設計に必要な下記の条件等について必要項目を設定するものとする。

① 設計・荷重条件

床止め構造各部細部構造諸元を決定する設計条件項目とその基準設定値を定めるものとする。また、床止め構造各部に作用させる設計荷重項目を整理し、構造部材ごとに作用すべき荷重一覧表を整理するも

のとする。

② 自然・地盤条件

設計に必要な自然・地盤条件について具体的な数値を検討し、設計値として決定するものとする。

③ 魚道条件

魚道に関する設計条件項目とその基準設定値を定めるものとする。

④ 施工条件

工事期間、仮締切、施工時対象流量等、設計に必要な施工条件について具体的に検討し、設計値として決定するものとする。

2) 基礎工の設計

受注者は、決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。また、基礎工が杭基礎の場合は、杭種、杭径の比較検討及び基礎杭の配置計画を行い、詳細図を作成するものとする。

3) 本体工の設計

受注者は、本体工、水叩き工、護床工及び遮水工の各部について検討し、安定計算・構造計算を行って、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

4) 魚道の設計

受注者は、魚道の設計に際し、設計条件、既存資料及び実績例を参考にして、構造形式や配置の検討を行い、主要寸法を決定し、安定計算及び構造計算を行って、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

5) 護岸工の設計

受注者は、地質状況、計画河道断面の形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

6) 取付擁壁工の設計

受注者は、施工範囲に対する構造形状を決定し、安定計算、構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

7) 付帯工の設計

受注者は、付帯工である高水敷保護工を施工する範囲を決定し、洗掘防止、粗度の観点から使用材料を決定し、平面図、横断図、構造詳細図を作成するものとする。また、掘削、盛土及び埋戻し等の土工図を作成するものとする。

(5) 景観検討

受注者は、予備設計の内容を確認し、本体工及び付帯施設工等について、周辺の環境に配慮した景観の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。また、施設のデザインについて2案程度提案し、最適案を決定するものとする。

(6) 施工計画

受注者は、施工計画について、第2307条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

(10) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目にいても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備設計報告書

(2) 設計地点の本川の河道基本諸元

(3) 測量成果

(4) 地質調査報告書

(5) 利水調査資料

(6) 環境調査資料

(7) その他必要と認められたもの

第 5 節 堰設計

堰設計は、新規に堰を計画するに際して実施する堰の設計に適用する。

第 2311 条 堰設計の区分

堰設計は、以下の区分により行うものとする。

(1) 予備設計

(2) 詳細設計

第 2312 条 堰予備設計

1. 業務目的

堰予備設計は、計画地点の河状、近接構造物・土地利用状況、地形、地質、流量等から堰の位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について、比較検討を行い、最適な堰の形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

堰予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析を用いる耐震設計（レベル 2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項（2）に準ずるものとする。

(3) 基本事項の検討

1) 設計と条件の確認

受注者は、現地調査の結果から既存調査資料（設計と条件）の再確認を行い、制約条件、留意点を検討するものとする。

2) 堰位置、堰軸の検討

受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、取水口位置、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する堰位置と堰軸を 2 案程度比較の上決定するものとする。

3) 河道横断形状の検討

受注者は、堰位置の河道横断形状として、計画の河床高、高水敷高、高水位、堤防高、河道幅、低水路高、堤防天端高を設定するものとする。

4) 径間割りの検討

受注者は、計画規模に対し、構造令、水理性、操作性、安全性、経済性等から径間割りを 2 案程度比較の上決定するものとする。

5) ゲート形式の検討

受注者は、治水、利水計画の必要と条件からゲート形式（引上げ式、転倒式、ゴム引き布製起伏式等）を決定するものとする。

6) 本体構造形式の検討

受注者は、決定したゲート形式、径間割りに対応した全体構造について検討し、構造形式を決定するものとする。また、平面図、縦横断図の一般図を作成し設計方針、構造物全体配置、形状の検討をするものとする。

7) 付帯施設の検討

受注者は、与条件の調査結果に基づき、魚道の必要性、対象魚の設定、舟通し、土砂吐き、管理橋の必

要性及び能力の条件を設定するものとする。

(4) 景観検討

1) 全体景観の検討

受注者は、河川構成条件、周辺環境との調和を考え、堰全体の景観の基本形を選定するものとし、選定の補助手段は、3案の概略デッサンを用いるものとする。

2) 操作室デザイン検討

受注者は、全体景観の検討結果を踏まえ、操作室、門柱、管理橋の意匠を安定感、視覚求心性、形状バランスから形状を検討するものとする。

(5) 設計図

1) 設計条件と構造諸元の設定

① 設計条件の設定

受注者は、準拠すべき規則、基準、示方書、通達あるいは、参考図書を整理し、各設計条件項目毎に適応性を検討設定するものとする。

② 基本構造諸元の設定

受注者は、計画条件及び基本事項に基づき、堰の各部構造の基本構造諸元を整理し、最終決定するものとする。

- ・ 堰地点
- ・ 堰形式
- ・ 堰径間長
- ・ 堰径間数
- ・ 堰天端高
- ・ 堰敷高
- ・ ゲート形式
- ・ ゲート高
- ・ 魚道、土砂吐き
- ・ 計画取水位
- ・ 計画取水量

2) 基礎工及び本体工の検討

① 基礎工

受注者は、堰柱本体、戸当り床版、水叩き床版の基礎工は、概略の安定計算より基礎反力を求め、これに対する基礎形式の比較検討を行い、配置、規模を決定するものとする。また、基礎形式は、直接基礎、杭基礎を標準とし、杭基礎の場合は杭種、杭径の概略決定をするものとする。

② 本体工

受注者は、ゲート操作台、門柱、堰柱、戸当り床版の各部材の概略構造計算を行い、主要寸法を決定するものとする。

③ 水叩き工、護床工

受注者は、放流水流、流速、河床材料、河道形状、河床勾配、揚圧力を総合判断し、既往事例を参考に、長さ、厚さ、幅の主要寸法を決定するものとする。

④ 遮水工

受注者は、遮水工の設置箇所を確認し、必要根入長の概略計算をし、構造の形式を比較検討するものとする。

3) 操作室の検討

受注者は、開閉機の設置構造から必要スペースを定め、操作室の必要形状寸法を決定するものとする。また、操作室の意匠は、決定されたデザインについて形状寸法、材質を3案程度のパース（無着色、鉛筆仕上げ）にて比較検討するものとする。なお、操作室照明、昇降設備等について基本条件を検討するものとする。

4) ゲート工の検討

① ゲート扉体

受注者は、ゲート形式（支承形式、扉体構造形式）について操作性、水理性、維持管理性、経済性、施工性の観点から3～4案程度を比較検討し、基本形状寸法を決定するものとする。

② ゲート開閉機設備

受注者は、扉体に対応する開閉機の形式（手動、電動、油圧）を選定し、概略の寸法形状規模、必要スペースを決定するものとする。

5) 管理橋の検討

受注者は、設置位置、幅員、荷重条件、維持管理性から上部工の構造形式を選定し、基本寸法を決定するものとする。また、下部工は、逆T型、重力型について比較検討し、基本寸法を決定するものとする。

6) 魚道の検討

① 魚道形式の選定

受注者は、対象魚種を設定し、魚道形式を階段式（切欠き、潜孔なしの基本形）、導流壁式、バーチカルスロット式等の中から形式選定するものとする。

② 基本構造寸法の決定

受注者は、選定された形式に基づき魚道勾配、水位条件から水理計算を行い、流量、形式を検討し構造寸法を決定するものとする。

7) 付帯工の検討

① 護岸工

受注者は、護岸工構造形式および範囲を決定するものとする。

② 取付擁壁工

受注者は、取付擁壁（翼壁）の構造形式及び範囲を決定するものとする。

8) 基本図面の作成

受注者は、下記の全体図と計画一般図を作成するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

① 全体図

測量図をベースに全体平面図、縦横断図を作成し、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれらの図面に表示するものとする。なお、縦断図には、地質情報を記入するものとする。

② 一般構造図

一般図（平面、縦断、横断）、及び主要部構造図、縦横断図を作成し、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれらの図面に表示するものとする。

なお、縦断図には、地質情報を記入するものとする。

（6）施工計画検討

受注者は、施工計画検討について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項（6）に準ずるものとする。

（7）概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

（8）パース作成

受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

（9）照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

（10）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

（1）河道計画調査

（2）利水計画調査

（3）周辺環境調査

（4）測量成果

（5）地質調査報告書

（6）その他必要と認めたもの

第 2313 条 堰詳細設計

1. 業務目的

堰詳細設計は、予備設計によって選定された堰形式に対して、詳細設計を行い、工事実施に必要な資料

を作成することを目的とする。

2. 業務内容

堰詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

（1）設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

（2）現地踏査

受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。

（3）基本事項の決定

受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書及び指示事項に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。

- 1) 配置計画（位置及び施設配置等）
- 2) 堰断面（径間割り、断面及び敷高等）
- 3) 基本構造諸元（基礎形式、主要寸法、ゲート形式等）
- 4) 操作室形式（構造形式及び主要寸法、景観設計方針等）

（4）景観検討

受注者は、操作室外壁意匠、管理橋の高欄意匠、及び主桁スカート意匠の3ヶ所を標準とし、景観について検討を行い、施設設計に反映させるものとする。また、操作室は、巻上機、操作盤等を考慮して予備設計での構造諸元を確認し、外観デザインを検討し、管理橋は、操作室を含む堰全体の周辺との調和を検討するものとする。

なお、全体で2案程度のイメージパースから使用すべき素材及び色調を決定し、景観検討を行い、最適案を決定するものとする。

（5）構造設計

1) 設計条件の設定

受注者は、施設設計に必要な下記条件等について必要項目を設定するものとする。

① 設計条件の設定

堰各部の詳細部構造諸元を決定するための条件項目とその規準値を下記について設定するものとする。

- ・材料単価重量
- ・堆積土砂
- ・地盤定数
- ・許容変位
- ・設計水位条件
- ・載荷重
- ・設計波高

- ・風荷重
- ・腐食代
- ・地震係数
- ・安全率
- ・弾性係数
- ・許容応力
- ・温度荷重
- ・部材最小寸法
- ・その他構造細目

② 設計荷重条件の設定

堰の構造各部に併用させる設計荷重項目を整理し、構造部材毎に作用すべき荷重一覧を下記により整理するものとする。

- ・自重
- ・静水圧
- ・地震慣性力
- ・土圧、泥圧
- ・土砂重、堆泥重
- ・波圧
- ・載荷重
- ・ゲート荷重
- ・流水力
- ・揚圧力
- ・温度荷重
- ・動水圧
- ・風荷重
- ・雪荷重
- ・その他特殊荷重

③ 自然、地盤条件の設定

塩害等の耐候性条件及び地盤の支持層、中間層の位置、強度条件、あるいは、地下水条件等の特殊要件を設計条件としてまとめるものとする。

④ 施工条件の設定

工事期間、仮設道路、仮締切り、施工空間環境等について整理し、まとめるものとする。

2) 基礎工の設計

受注者は、基礎地盤条件、荷重条件、反力度計算を行い、基礎工の詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

3) 本体工の設計

受注者は、門柱、堰柱、本体床版の各部について検討し、安定計算、構造計算（応力計算、断面計算）を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。また、水叩き工・護床工については、放流水流量、流速、河床材料、河道形状、河床勾配、揚圧力等を総合判断し、水理計算を行い、事例等も考慮して構造図、配筋図等の詳細図を作成し、遮水工については、設置箇所を確認し、必要根入れ長の決定及び使用材の選定を行い、詳細図を作成するものとする。

4) 操作室の設計

受注者は、景観設計で決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機操作盤、照明）の寸法、配置を決定して土木構造上必要な諸元を明らかにし、構造計算から構造詳細図を作成するものとする。なお、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。

5) ゲート工の設計

① ゲート扉体

受注者は、ゲート形式の基本形状寸法を確定し、ゲート荷重を決定して、戸当たり部の寸法形状の詳細を決定するものとする。また、ゲート扉体構造を参考図としてとりまとめるものとする。

② ゲート開閉機設備

受注者は、開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し標準図として取りまとめるものとする。また、その他開閉機に関する機械備品及び戸当たり金物等は、標準図として取りまとめるものとする。

6) 管理橋の設計

受注者は、上部工の構造形式、基本寸法に基づき、構造計算を行い、主要部材の断面を決定し、高欄、舗装、継手を含めた詳細図を作成するものとする。また、下部工は、決定された形式に基づき、安定計算から寸法を定め構造計算を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

7) 魚道の設計

受注者は、魚道の設計に際し、設計条件、既存資料及び実績例を参考にして、構造形式や配置の検討を行い、主要寸法を決定し、安定計算及び構造計算を行って、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

8) 付帯工の設計

① 護岸工

受注者は、決定された護岸形式について、詳細図を作成するものとする。

② 取付擁壁工

受注者は、安定計算、構造計算（応力計算、断面計算）を行い、構造図配筋図等の詳細図を作成するものとする。

③ 高水敷保護工

受注者は、保護工の範囲を協議の上決定し、洗掘防止、景観性、粗度の観点から使用材料を吟味選定し、詳細図を作成するものとする。

④ 土工

受注者は、掘削、盛土及び埋戻し等の土工図を作成するものとする。

(6) 施工計画

受注者は、施工計画について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項 (6) に準ずるものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果 (4) に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。

(10) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備設計報告書

(2) 設計地点の本川の河道基本諸元

(3) 測量成果

(4) 地質調査報告書

(5) 利水調査資料

(6) 環境調査資料

(7) その他必要と認めたもの

第6節 水門設計

水門設計は、新規に水門を計画するに際して実施する水門の設計に適用する。

第2314条 水門設計の区分

水門設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第2315条 水門予備設計

1. 業務目的

水門予備設計は、計画地点の河川状況、地形、近隣構造物、土地利用状況、地質、流量等から、水門の設置位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な水門の形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

水門予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析に用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。

(3) 基本事項の検討

1) 設計と条件の確認

受注者は、現地調査の結果から既存調査資料（設計と条件）の再確認を行い、制約条件、留意点を検討するものとする。

2) 水門位置、堰軸の検討

受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する水門位置と堰軸を2案程度比較の上決定するものとする。

3) 河道横断形状の検討

受注者は、水門位置の河道横断形状として、計画の河床高、高水敷高、高水位、堤防高、河道幅、堤防天端高を設定するものとする。

4) 径間割りの検討

受注者は、計画規模に対し、構造令、水理性、操作性、安全性、経済性等から径間割りを2案程度比較の上決定するものとする。

5) ゲート形式の検討

受注者は、治水、利水計画の必要と条件からゲート形式（引上げ式、ライジングセクタゲート等）を決定するものとする。

6) 本体構造形式の検討

受注者は、決定したゲート形式、径間割りに対応した全体構造について検討し、構造形式を決定するものとする。また、平面図、縦横断図の一般図を作成し設計方針、構造物全体配置、形状の検討をするものとする。

7) 付帯施設の検討

受注者は、与条件の調査結果に基づき、舟通し、管理橋、付属設備等の必要性及び規格等の条件を設定するものとする。

(4) 景観検討

受注者は、本体工及び付帯施設工等について、周辺の環境に配慮して景観の検討を行うものとする。

(5) 設計図

受注者は、下記のとおり水門全体図及び計画一般図を作成するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1) 全体図（平面・縦断）

地形図に川裏側の流入河川（取付水路を含む）が本川と合流する地点までを記入したものとする。

2) 計画一般図

水門本体、翼壁、基礎、門扉及び巻上機、操作室、管理橋等の主要施設と施工計画の他に、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。

(6) 施工計画検討

受注者は、施工計画検討について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項（6）に準ずるものとする。

(7) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(8) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

(9) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 設計地点の本川・支川の計画河道基本諸元
- (2) 周辺環境調査
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) その他必要と認めたもの

第 2316 条 水門詳細設計

1. 業務目的

水門詳細設計は、予備設計によって選定された水門形式に対して、詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

水門予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析に用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項（2）に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき下記の基本条件を確認するものとする。

- 1) 配置計画（配置及び施設配置等）
- 2) 水門断面（断面及び敷高等）
- 3) 基本構造諸元（基礎形式、主要寸法、ゲート形式等）
- 4) 操作室形式（構造形式及び主要寸法、景観設計方針等）

(4) 景観検討

受注者は、本体工及び付帯施設工等について、周辺の環境に配慮して景観の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。また、施設のデザイン及び意匠について、2 案程度提案し、最適案を決定するものとする。

(5) 構造設計

1) 設計条件の設定

受注者は、施設設計に必要な荷重条件、景観条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。

2) 基礎工の設計

受注者は、決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。

3) 本体工の設計

受注者は、躯体、門柱、堰柱、床版、操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工の各部について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

4) ゲート工及び操作室の設計

受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。

① ゲート扉体

荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、構造図を作成するものとする。

② ゲート開閉機設備

開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し、参考図として取りまとめるものとする。

③ 操作室

決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。また、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。

5) 管理橋の設計

受注者は、上部工の構造形式、基本寸法に基づき構造計算を行い主要部材の断面を決定し、詳細図を作成するものとする。また、下部工は、決定された形式について安定計算・構造計算を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

6) 護岸工・取付擁壁工の設計

受注者は、護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や計画河道断面の形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行って、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

7) 付帯工の設計（法面保護工及び土工等）

受注者は、法面保護工の構造形式及び使用すべき材料の選定を行い、平面図、横断図、構造図等の詳細図を作成するものとする。また、土工について、掘削、盛土、埋戻し等の土工図を作成するものとする。

(6) 施工計画

受注者は、施工計画について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項（6）に準ずるものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

(10) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) その他必要と認めたもの

第 7 節 排水機場設計

排水機場設計は、新規に排水機場を計画するに際して実施する排水機場の設計に適用する。

第 2317 条 排水機場設計の区分

排水機場設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第 2318 条 排水機場予備設計

1. 業務目的

排水機場予備設計は、計画地点の水理検討によって決定されたポンプ排水容量に基づき、河川状況、地形、地質、流量等から排水機場の位置、ポンプ型式、ポンプ台数、基礎形式等について比較検討を行い、排水機場の形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項（2）に準ずるものとする。

（3）基本事項の検討

受注者は、設計図書の設計条件、貸与資料及び現地踏査の整理結果を基に、予備設計を行うために必要な諸条件（設置目的、必要とする機能条件等）について確認するものとし、構造検討に必要な荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等についても設定するものとする。また、ポンプの台数割、ポンプ形式の比較検討を行い、機場を構成する吸水槽、吐出水槽、吐出樋門、機場建屋等についての基本諸元を検討及び概略構造計算を行うものとする。

なお、決定された主要寸法を基に、施設全体の配置計画の検討（必要敷地面積の検討を含む）を行うものとする。

（4）景観検討

受注者は、機場及び導水路、沈砂池、吐出水槽、吐出樋門等について、周辺の環境に配慮した景観の検討を行うものとする。

（5）設計図

受注者は、基本事項の検討結果を基に全体図と計画一般図について下記のとおり作成するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1）全体図（平面・縦断）

地形図に川裏取付水路から川表取付水路が本川と合流する地点まで記入したものとする。

2）計画一般図

基礎工、吸水槽、上屋、ポンプ機電設備、据付図、吐出水槽、吐出樋門等であり、発注者から貸与された資料等（堤防諸元、土質柱状図等、内外水位・潮位等）をこれら図面に表示するものとする。

（6）機場上屋

1）規模及び構造検討

受注者は、機場上屋の配置、構造、設備について検討し、上屋規模、構造等を決定するものとする。

2）意匠計画

受注者は、機場上屋の意匠について比較検討し、意匠図を作成するものとする。

（7）機電設備計画

受注者は、排水機場・吐出樋門の計画に必要なポンプ設備・ゲート設備について検討し、設備配置を決定し、下記の設備検討書を作成するものとする。

1）ポンプ設備計画検討書

2）自家発電設備計画検討書

3）除塵設備計画検討書

4）吐出樋門ゲート設備計画検討書

また、ポンプの運転管理に必要な維持管理方法、及び管理運転方式について検討するものとする。

（8）施工計画検討

受注者は、施工計画検討について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項（6）に準ずるものとする。

（9）概算工事費

受注者は、第 121 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

（10）パース作成

受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

（11）照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

（12）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

（1）現況河川に関しては検討された報告書

（2）河道計画調査

（3）測量成果

（4）地質調査報告書

（5）環境調査資料、地域開発計画策定資料

（6）その他必要と認められたもの

第 2319 条 排水機場詳細設計

1. 業務目的

排水機場詳細設計は、予備設計によって選定された排水機場形式に対して詳細な設計を行い、経済的かつ合理的な工事实施に必要な資料を作成することを目的とする

2. 業務内容

（1）設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

（2）現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項（2）に準ずるものとする。

（3）基本事項の決定

受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するも

のとする。

- 1) 配置計画（位置及び施設配置等）
 - 2) 計画実揚程、ポンプ形式、台数割、ゲート形式
 - 3) 基本構造諸元（基礎形式、主要寸法）
 - 4) 上屋形式（構造形式及び規模、意匠）
 - 5) 施工基本条件（荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等）
- （4）景観検討

受注者は、景観について検討を行い、施設設計にこれを反映させるものとする。また、施設のデザイン及び意匠について、2案程度提案し、最適案を決定するものとする。

（5）構造設計

受注者は、排水機場の土木施設について、細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め、下記等について詳細図を作成するものとする。

- 1) 基礎工（吸水槽、沈砂池、吐出水槽等）

決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。

なお、基礎工が杭基礎の場合は、杭種、杭径の比較検討を行い、基礎杭の配置計画を行い、詳細図を作成するものとする。

- 2) 機場設計

吸水槽、スクリーン受け、排水槽について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

- 3) 導水路、沈砂池

導水路、沈砂池について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

- 4) 吐出樋門設計

第 2307 条樋門詳細設計に準拠し、設計を行うものとする。

- 5) 川表取付水路設計

川表取付水路について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

- 6) 護岸・取付擁壁

護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や計画河道断面の設計形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

- 7) 土工設計

掘削、盛土、埋戻し等の土工設計を行い、土工図を作成するものとする。

（6）機场上屋及び外構設計

受注者は、下記の項目について設計を行うものとする。

- 1) 構造設計

機场上屋の構造について検討し、上屋構造形式を決定し、設計計算を行い構造図を作成するものとする。

2) 意匠計画及び内外装設計

機场上屋の配置、規模について検討し、意匠について詳細仕様を決定し、意匠図を作成するものとする。
なお、決定された意匠に基づき、内外装の仕上について詳細仕様を決定し、仕上表を作成するものとする。

3) 設備設計

機场上屋の電気設備、管給排水設備、空調設備等の検討を行い、設計図を作成するものとする。

4) 外構設計

機場敷地内の外構について詳細仕様を決定し、外構図を作成するものとする。

(7) ポンプ機電設備計画

受注者は、機場の土木施設(吸水槽、スクリーン受、吐出水槽等)、機场上屋設計に必要な基本形状寸法、荷重、箱抜き部形状寸法を決定し、ポンプ機電設備の主要諸元について検討し、下記項目等の計画一般図を作成するものとする。

1) ポンプ設備計画

ポンプ計画実揚程を検討し、全揚程を決定して、駆動原動機の出力と原動機の種類を決定するものとする。

2) 自家発電設備計画

ポンプ設備の補器及び機场上屋設備に伴う電気設備計画について、自家発電設備容量を検討し、自家発電設備の規模を決定するものとする。

3) 受配電設備計画

受配電設備計画について、ポンプ設備機器の負荷及び機场上屋設備(照明、空調、保安電気等)容量の負荷を検討し、受配電設備を決定するものとする。

4) 除塵設備計画

機械式除塵設備計画について、形式及び基本形状を検討し、除塵設備を決定するものとする。

(8) ゲート設備計画

受注者は、吐出樋門に設けるゲート設備について、土木及び巻上機室の荷重及び規模決定のための一般図を作成するものとするものとする。

(9) 施工計画

受注者は、施工計画について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項 (6) に準ずるものとする。

(10) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。

(11) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果 (4) に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(12) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。

(13) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) その他必要と認めたもの

第 8 節 成果品

第 2320 条 成果品

受注者は、表 2.3.1、表 2.3.2 に示す成果品を作成し、第 1116 条成果の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 2.3.1 予 備 設 計 成 果 品 一 覧

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	種 類			摘 要
				護岸	樋門・堰 ・水門・ 排水機場	床止 め	
予 備 設 計	設計図	位置図	1:2500~1:50,000	○	○	○	
		平面図	1:500~1:1000	○	○	○	
		縦断図	V=1:50~1:100 H=1:200~1:1000	○	○	○	
		横断図	1:100~1:500	○	○	○	
		本体工一般図	1:100~1:1000	○	○	○	
		付帯工一般図	1:100~1:1000	○	○	○	取付護岸、階段、 魚道、管理橋等
		機電設備工 一般図	1:100~1:1000	—	○	—	ゲート・ポンプ等 の機電設備
		設施工計画図	1:20~1:1000	○	○	○	
	設計報告書	基本事項 検討書	—	○	○	○	基本諸元の検討 構造型式の検討
		施工計画書	—	○	○	○	施工法の検討 仮縮切計画の検討 全体計画の検討
		概算工事費	—	○	○	○	概算数量 概算工事費
		考察	—	○	○	○	課題整理 今後の調査事項
	パース		—	○	○	○	A-3判の着色

表 2.3.2 詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	種 類			摘 要
				護岸	樋門・堰 ・水門・ 排水機場	床止 め	
詳細設計	設計図	位置図	1:2500~1:50,000	○	○	○	
		平面図	1:500~1:1000	○	○	○	
		縦断面図	V=1:50~1:100 H=1:200~1:1000	○	○	○	
		標準横断面図	1:50~1:100	○	○	○	
		横断面図	1:50~1:200	○	○	○	
		本体工一般図	1:100~1:1000	○	○	○	
		本体工構造 詳細図	1:20~1:100				
		基礎工一般図	1:100~1:1000				
		基礎工詳細図	1:20~1:200				杭、遮水矢板
		機電設備 詳細図	1:20~1:100				ゲート・ポンプ等 の機電設備
		付帯工一般図	1:100~1:1000	○	○	○	
		付帯工詳細図	1:20~1:100				取付護岸、階段、 魚道、管理橋等
		建屋構造 詳細図	1:20~1:100	—	○	—	上屋構造、意匠図
		配筋図	1:50~1:100				
		土工図	1:100~1:200	○	○	○	
	仮設構造物 詳細図	1:100~1:200	○	○	○	仮締切、 工事用道路等	
	数量計算書	数量計算	—	○	○	○	
	設計報告書	基本事項 検討書	—	○	○	○	基本諸元の決定 ・整理
		構造計算書	—	○	○	○	基礎工、本体工等
		景観検討書	—	○	○	○	基本条件、 詳細デザイン
施工計画書		—	○	○	○	施工計画、仮設計 画	
パース		—	○	○	○	A-3判の着色	

第 6 編 道 路 編

受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防護工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅 2m 超かつ延長 100m 超）、地下道、取付道路（幅 3m 超かつ延長 30m 超）側道、階段工（高さ 3m 以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第 6424 条一般構造物詳細設計に準ずるものとする

(6) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m 未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m 以下または延長 100m 以下）、集水柵、防護柵工、取付道路（幅 3m 以下または延長 30m 未満）、階段工（高さ 3m 未満）等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。

(8) 用排水設計

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来造計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。

(9) 施工計画

受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。

(10) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。

1) 路線図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

2) 平面図

実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。

3) 縦断図

実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき20m毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。

4) 標準横断図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。

5) 横断図

実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には、土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。

6) 土積図

上段に縦断図を作成し、下段に土積曲線を記入するものとする。

7) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(11) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(12) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、支障物件、周辺整備、支障物件（地下埋設物）などが設計に反映されているかの確認を行う。

3) 「詳細設計照査要領」（旧建設省）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。

4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 計画の概要
- 2) 各種検討の経緯とその結果
- 3) 設計計算書（排水計算、設計計算等）
- 4) その他必要事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計(B)成果一式
- (2) 道路予備修正設計(B)成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 測量成果一式
- (5) 関連構造物設計成果一式（橋梁、トンネル等）

第3節歩道設計（自転車歩行者道を含む）

第6409条 歩道設計の区分

歩道設計は以下の区分により行うものとする。

1. 歩道詳細設計

第6410条 歩道詳細設計

1. 業務目的

歩道詳細設計は、現道の路側に歩道新設もしくは改築する場合の設計を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における歩道の状況（建築物、他の道路、排水系統、用地境界、地形など沿道周辺）の状況を把握、確認を行うものとする。

(3) 平面設計

受注者は、実測平面図に基づき、車道部または車道端に合わせ、構造物、用水路、排水流向などについて、その断面、位置取り合いなど、必要なもの全ての設計を行うものとする。

(4) 縦断設計

受注者は、実測縦断により、20m毎の測点および変化点について、路面高さおよび車道高さとの整合を図り、歩道計画高を設計するものとする。

(5) 横断設計

受注者は、実測横断図に基づき、縦断図と同一地点において、道路中心線の計画高または現道高さより先に決定または与条件として与えられた幅員に対し、水路、縁石、側溝などの位置、取合いおよび幅杭位置等を横断計画に必要な全ての構造物を設計するものとする。

(6) 道路付帯構造物設計

第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(7) 小構造物設計

第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(8) 用排水設計

第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(9) 設計図

受注者は、実測図（平面図、縦横断図）を基に以下の図面を作成するものとする。

1) 平面図

実測平面図に基づいて、車道部または車道端の線形に合わせて小構造物、側溝類、用地幅杭、排水流向、構造物の名称、延長など記入する。

2) 縦断図

実測縦断図に基づき、決定された計画高について測点および変化点毎に縦断勾配、計画高さ、交差道路、道路横断構造物を記入する。

3) 標準横断図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。

4) 横断図

実測横断図に基づいて、歩道幅員、歩道構造および用地幅杭位置などの寸法を記入する。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(10) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお、照査項目は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地質調査成果一式

(2) 測量成果一式

第6節 道路休憩施設設計

第6419条 道路休憩施設設計の区分

1. 道路休憩施設設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 道路休憩施設予備設計
- (2) 道路休憩施設詳細設計

第6420条 道路休憩施設予備設計

1. 業務目的

道路休憩施設予備設計は、設計図書に基づくその計画位置において周辺状況、地形状況などにより、その施設状況、レイアウト、交通流、交差点など利用者の利便性を配慮し、施設の基本的な規模を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における地形、地質、地物、沿道、土地利用などの状況把握、確認を行う。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し指示を受けるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、設計計画で整理された基本的事項等に基づいて、休憩施設の規模、施設の配置、ランプ線形、縦断線形、交差点計画（右・左折車線、滞留車線等）などを設計するものとする。

(4) 横断設計

第6415条ダイヤモンド型IC予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 小構造物設計

第6406条道路予備設計(B)第2項の(6)に準ずるものとする。

(6) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 平面図

平面図は、施設配置・規模・平面線形要素・排水路流向など記入する。

2) 縦断図

縦断図は、ランプ、道路等の中心線に基づき、地形図から各測点および地形の変化点の地盤高を読み取り、縦断設計された計画高に従って縦断勾配、計画高、切盛土高さなど明示する。

3) 標準横断図

標準横断面図は、本線、変速車線、ノーズ部分、施設部等各々について作成するものとする。

4) 横断面

横断面図は、設計されたランプ、道路等の中心線に基づき、地形図から各測点および地形の変化点の地盤高を読み取り、縦断設計に基づいて横断構成、幅員、水路、舗装など明示する。

(7) 関係機関との協議資料作成

第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(8) 概算工事費

受注者は、土工数量、園地面積、舗装面積、各施設規模など算定する。なお、受注者は第1211条設計業務の成果(5)に従い、概算工事費を算定するものとする。

(9) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。
- 3) 基本条件のもとで、選定結果について施設としての妥当性を照査し確認する。
- 4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 計画の経緯
- 3) 沿道開発状況整理
- 4) 諸施設規模根拠
- 5) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地質調査成果一式
- (2) 地形図（縮尺1/1,000）
- (3) 道路予備設計成果一式

第6421条道路休憩施設詳細設計

1. 業務目的

道路休憩施設詳細設計は、予備設計で決定されたランプおよび施設規模（施設配置、駐車ます等）

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路設計報告書（概略、予備、詳細設計）
- (2) 地質調査報告書
- (3) 実測平面図・実測縦横断面図
- (4) 対外協議資料

第6424条 一般構造物詳細設計

1. 業務目的

詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。対象とする構造物は以下のとおりであり、発注者は、設計対象工種を設計図書に指示する。なお4)覆工、5)雪崩予防施設については、受注者は設計図書に基づき与えられた荷重条件に従って業務を行うものとする。

- 1) 函渠工・・・門型ラーメン、箱型函渠
- 2) 擁壁・補強土工・・・逆T式擁壁、重力式擁壁、U型擁壁もたれ式擁壁、井桁式擁壁、大型ブロック積擁壁、補強土工
- 3) 法面工・・・場所打ち法枠工、アンカー付き場所打ち法枠工
- 4) 覆工・・・ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター
- 5) 雪崩予防施設

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。

(3) 設計条件の確認

第6423条一般構造物予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基礎工設計

受注者は、設計図書に基づき、基礎工設計を行うものとする。

(5) 仮設設計

受注者は、設計図書に基づき、仮設設計を行うものとする。仮設の土留工の詳細設計は設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務を行うものである

(6) 設計計算

受注者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、安定計算及び断面応力度計算を実施する。また、下記工種は設計図書に記

載がない限りスベリ安定計算を行うものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

- ・もたれ擁壁
- ・井桁式擁壁
- ・大型ブロック積擁壁
- ・補強土工
- ・場所打ち法枠工
- ・アンカー付き場所打ち法枠工

(7) 設計図

受注者は、設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の構造一般図、配筋図、詳細図を作成するものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工方法の確認を行う。
- 4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 構造形式決定の経緯と選定理由
- 3) 構造各部の検討内容と問題点
- 4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果
- 5) 施工段階での注意事項、検討事項

3. 貸与資料

第 6423 条一般構造物予備設計第 3 項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれ

橋梁詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

第 6102 条第 2 項の (1) に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

第 6803 条第 2 項の (2) に準ずるものとする。なお、現地調査以降の記述については、省略するものとする。

(3) 設計条件の確認

第 6803 条第 2 項の (3) に準ずるものとする。

(4) 設計細部事項の検討

受注者は、使用材料、地盤定数、支承条件、構造細目、付属物の形式など詳細設計に当たり必要な設計の細部条件について技術的検討を加えたうえ、これを当該設計用に整理するとともに適用基準との整合を図り確認を行うものとする。

(5) 設計計算

受注者は、詳細設計計算に当たり、橋梁予備設計等で決定された橋梁形式の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、下記に示す事項について詳細設計を行うものとする。なお、鋼橋の設計を行う場合は、疲労の検討を行うものとする。

1) 上部工については、橋体、床版、支承、高欄、伸縮装置、橋面排水装置、落橋防止、その他付属物等

2) 下部工及び基礎工については、梁、柱、フーチング、躯体及び基礎本体等

(6) 設計図

受注者は、橋梁位置図、一般図、線形図、構造詳細図、構造一般図、支承、高欄、伸縮装置、排水装置等の詳細設計図を作成するものとする。

(7) 数量計算

第 1211 条 (4) に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(8) 景観検討

受注者は、設計図書に基づき、橋梁細部構造の決定に必要な景観検討を行うものとする。

(9) 動的照査

受注者は、設計図書に基づき、動的照査を行うものとする。

(10) 座標計算

受注者は、発注者から貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図等に基づき、当該構造物の必要箇所（橋台、橋座、支承面、下部工、基礎工等）について、線形計算を行い、平面座標及び縦断計画高を求めるものとする。

(11) 架設計画

受注者は、上部工の架設計画について、現地の立地条件及び輸送・搬入条件等を基に、詳細な架設計画を行うものとする。

(12) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき、上部工施工時及び下部工施工時の仮設構造物の設計を行うものとする。

(13) 仮橋設計

受注者は、設計図書に基づき、仮橋の設計を行うものとする。なお、仮橋、仮栈橋の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算書、照査、報告書作成の業務内容をおこなうものである。

(14) 橋梁附属物等の設計

受注者は、設計図書に基づき、道路標識、照明、添架物、遮音壁等の橋梁附属物の設計を行うものとする。

(15) 施工計画

受注者は、構造物の規模、道路・鉄道の交差条件、河川の渡河条件及び、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算に当たって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。なお、施工計画書には設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

(16) 関係機関との協議資料作成

第6403条第2項の(6)に準ずるものとする。

(17) 照査

照査技術者は、第1107条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り合いについて整合性の照査を行う。

(18) 報告書作成

第1211条に準ずるものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 橋梁形式決定の経緯及び選定理由
- 3) 上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項

1－2 測量業務共通仕様書

第1編 共通編

第1章 総則

第2編 森林整備編

第1章 治山測量

第2章 林道測量

第3編 漁港漁場整備編

（「1－7 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書」による）

測量業務共通仕様書（案）

目 次

第1編 共通編

第1章 総 則

第101条 適用	1-2-1
第102条 用語の定義	1-2-1
第102条の2 受注者の義務	1-2-3
第103条 業務の着手	1-2-3
第104条 測量の基準	1-2-3
第105条 作業の実施	1-2-4
第106条 設計図書の支給及び点検	1-2-4
第107条 監督職員	1-2-4
第108条 主任技術者	1-2-4
第108条の2 担当技術者	1-2-5
第109条 提出書類	1-2-5
第110条 打合せ等	1-2-5
第111条 作業計画書	1-2-6
第112条 資料等の貸与及び返却	1-2-6
第113条 関係官公庁への手続き等	1-2-6
第114条 地元関係者との交渉等	1-2-7
第115条 土地への立入り等	1-2-7
第116条 成果の提出	1-2-7
第117条 関係法令及び条例の遵守	1-2-8
第118条 検 査	1-2-8
第119条 修 補	1-2-8
第120条 条件変更等	1-2-8
第121条 契約変更	1-2-9
第122条 履行期間の変更	1-2-9
第123条 一時中止	1-2-9
第124条 発注者の賠償責任	1-2-10
第125条 受注者の賠償責任	1-2-10
第126条 部分使用	1-2-10
第127条 再委託	1-2-10
第128条 成果品の使用等	1-2-11
第129条 守秘義務	1-2-11

第129条の2	個人情報の取扱い	1-2-11
第130条	安全等の確保	1-2-12-1
第131条	臨機の措置	1-2-12-2
第132条	履行報告	1-2-12-3
第133条	屋外で作業業務を行う時期及び時間の変更	1-2-12-3
第134条	行政情報流出防止対策の強化	1-2-12-3

第2編 森林整備編

第1章 治山測量

第1節 総則

第501条	適用	1-2-13
第502条	用語の定義	1-2-13
第503条	業務の着手	1-2-13
第504条	設計図書の支給及び点検	1-2-13
第505条	監督職員	1-2-13
第506条	主任技術者	1-2-13
第507条	担当技術者	1-2-13
第508条	提出書類	1-2-13
第509条	打合せ等	1-2-13
第510条	作業計画書	1-2-13
第511条	資料等の貸与及び返却	1-2-13
第512条	関係官公庁への手続き等	1-2-13
第513条	地元関係者との交渉等	1-2-14
第514条	土地への立入り等	1-2-14
第515条	成果品の提出	1-2-14
第516条	関連法令及び条例の遵守	1-2-14
第517条	検査	1-2-14
第518条	修補	1-2-14
第519条	条件変更等	1-2-14
第520条	契約変更	1-2-14
第521条	履行期間の変更	1-2-14
第522条	一時中止	1-2-14
第523条	発注者の賠償責任	1-2-14
第524条	受注者の賠償責任	1-2-14
第525条	部分使用	1-2-14

第526条	再委託	1-2-14
第527条	成果品の使用等	1-2-14
第528条	守秘義務	1-2-14
第529条	安全等の確保	1-2-14
第530条	臨機の措置	1-2-14
第531条	履行報告	1-2-15
第2節 治山測量に関する一般事項		
第532条	測量業務の種類	1-2-15
第533条	使用器材	1-2-15
第534条	公差及び測定方法	1-2-15
第535条	基準点	1-2-15
第536条	測量杭	1-2-16
第537条	測量野帳等	1-2-16
第538条	図面	1-2-16
第539条	図面の縮尺	1-2-16
第3節 基準点測量等		
第1項 基準点測量		
第540条	規定の準用	1-2-20
第541条	計画準備	1-2-20
第542条	踏査選点	1-2-20
第543条	測量標の設置	1-2-20
第544条	測量の方法	1-2-20
第545条	測量成果等	1-2-20
第2項 地形測量		
第546条	測量の方法	1-2-20
第4節 山地治山等測量		
第1項 溪間工の測量		
第547条	踏査選点	1-2-21
第548条	中心線測量	1-2-21
第549条	縦断測量	1-2-21
第550条	横断測量	1-2-21
第551条	構造物計画位置横断測量	1-2-22
第2項 山腹工の測量		
第552条	踏査選点	1-2-22

第553条	平面測量	1-2-22
第554条	縦断測量	1-2-22
第555条	横断測量	1-2-22
第3項 海岸防災林造成の測量		
第556条	踏査選点	1-2-23
第557条	一般地形測量	1-2-23
第558条	汀線測量	1-2-23
第559条	深淺測量	1-2-23
第4項 防風林造成の測量		
第560条	踏査選点	1-2-24
第561条	平面測量	1-2-24
第562条	縦断測量	1-2-24
第563条	横断測量	1-2-25
第5項 なだれ防止林造成の測量		
第564条	踏査選点	1-2-25
第565条	平面測量	1-2-25
第566条	縦断測量	1-2-25
第567条	横断測量	1-2-25
第6項 土砂流出防止林造成の測量		
第568条	踏査選点	1-2-25
第569条	平面測量	1-2-26
第570条	縦断測量	1-2-26
第571条	横断測量	1-2-26
第7項 保安林整備の測量		
第572条	踏査選点	1-2-26
第573条	平面測量	1-2-26
第574条	縦断測量	1-2-26
第575条	横断測量	1-2-26
第8項 保安林管理道の測量		
第576条	通則	1-2-27
第9項 水土保持山等の測量		
第577条	水土保持山等の測量	1-2-27
第5節 地すべり防止測量		
第1項 実態調査測量		

第578条 踏査選点	1-2-27
第579条 地形測量	1-2-27

第2項 機構調査測量

第580条 測線測量	1-2-27
------------	--------

第3項 地すべり防止工の測量

第581条 地すべり防止工の測量	1-2-28
第582条 測量の種類	1-2-28
第583条 測線測量	1-2-28
第584条 平面測量	1-2-28
第585条 縦断測量	1-2-28
第586条 横断測量	1-2-29

第2章 林道測量

第1節 総則

第601条 適用	1-2-30
第602条 用語の定義	1-2-30
第603条 業務の着手	1-2-30
第604条 設計図書の支給及び点検	1-2-30
第605条 監督職員	1-2-30
第606条 主任技術者	1-2-30
第607条 担当技術者	1-2-30
第608条 提出書類	1-2-30
第609条 打合せ等	1-2-30
第610条 作業計画書	1-2-30
第611条 資料等の貸与及び返却	1-2-30
第612条 関係官公庁への手続き等	1-2-31
第613条 地元関係者との交渉等	1-2-31
第614条 土地への立入り等	1-2-31
第615条 成果品の提出	1-2-31
第616条 関連法令及び条例の遵守	1-2-31
第617条 検査	1-2-31
第618条 修補	1-2-31
第619条 条件変更等	1-2-31
第620条 契約変更	1-2-31
第621条 履行期間の変更	1-2-31

第6 2 2 条	一時中止	1 - 2 - 31
第6 2 3 条	発注者の賠償責任	1 - 2 - 31
第6 2 4 条	受注者の賠償責任	1 - 2 - 31
第6 2 5 条	部分使用	1 - 2 - 31
第6 2 6 条	再委託	1 - 2 - 31
第6 2 7 条	成果品の使用等	1 - 2 - 31
第6 2 8 条	守秘義務	1 - 2 - 31
第6 2 9 条	安全等の確保	1 - 2 - 31
第6 3 0 条	臨機の措置	1 - 2 - 32
第6 3 1 条	履行報告	1 - 2 - 32
第2節 林道測量に関する一般事項		
第6 4 0 条	使用機材	1 - 2 - 32
第6 4 1 条	測量の精度等	1 - 2 - 32
第6 4 2 条	基準点	1 - 2 - 32
第6 4 3 条	測量杭	1 - 2 - 32
第6 4 4 条	測量野帳等	1 - 2 - 33
第6 4 5 条	図面	1 - 2 - 33
第6 4 6 条	図面の縮尺	1 - 2 - 33
第3節 基準点測量		
第6 5 0 条	規程の準用	1 - 2 - 33
第6 5 1 条	計画準備	1 - 2 - 33
第6 5 2 条	踏査選点	1 - 2 - 33
第6 5 3 条	測量標の設置	1 - 2 - 33
第6 5 4 条	測量の方法	1 - 2 - 33
第6 5 5 条	測量成果等	1 - 2 - 34
第4節 予備測量		
第6 6 0 条	予備測量	1 - 2 - 34
第5節 実測量		
第6 7 0 条	一般事項	1 - 2 - 34
第6 7 1 条	I. Pの選定	1 - 2 - 34
第6 7 2 条	中心線測量	1 - 2 - 35
第6 7 3 条	縦断測量	1 - 2 - 37
第6 7 4 条	横断測量	1 - 2 - 37
第6 7 5 条	平面測量	1 - 2 - 37
第6 7 6 条	伐開	1 - 2 - 38

第6節 構造物設置箇所の測量

第680条 構造物設置箇所の測量	1-2-38
------------------	--------

第7節 残土処理箇所の測量

第690条 残土処理場	1-2-38
-------------	--------

第8節 その他箇所の測量

第691条 林業作業用施設等	1-2-38
----------------	--------

第692条 地区全体計画に係る施設等	1-2-39
--------------------	--------

第3編 漁港漁場編

(「1-7 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書」による)

測量業務共通仕様書

第1章 総 則

第101条 適用

1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、島根県の発注する測量業務（以下「測量業務」という。）に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合は、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 設計業務及び地質・土質調査に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、測量業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者（会計規則第2条第5項に規定する契約担当者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。
5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務および一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
7. 「検査職員」とは、測量業務の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
8. 「主任技術者」とは、測量業務の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第9条1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
9. 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
10. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
11. 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。
12. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。
13. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
14. 「共通仕様書」とは、各測量作業に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。
15. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
16. 「数量総括表」とは、測量業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
17. 「現場説明書」とは、測量業務の入札に参加するものに対して、発注者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。
18. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
19. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
20. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
21. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
22. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、測量業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
23. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
24. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して、書面をもつ

て同意を求めることをいう。

25. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た測量業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
26. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
27. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
28. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
29. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
30. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し署名又は押印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
31. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務の完了を確認することをいう。
32. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、作業の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
33. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
34. 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託に付する者をいう。
35. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
36. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
37. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が請負者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
38. 「受理」とは、契約図書に基づき、請負者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第102条の2 受注者の義務

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

第103条 業務の着手

1. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量業務の実施のため監督職員との打合せ、又は現地踏査を開始することをいう。

第104条 測量の基準

測量の基準は島根県公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準（以下「規程」という。）第2

条の規定によるほかは監督職員の指示によるものとする。

第105条 業務の実施

測量業務は、「規程」により実施するものとする。

第106条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があり監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第107条 監督職員

1. 発注者は、測量業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

第108条 主任技術者

1. 受注者は、測量業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 主任技術者は、契約図書等に基づき、測量作業に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
3. 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 主任技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が主任技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、主任技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 受注者又は主任技術者は、屋外における測量業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、測量業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

第108条の2 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

第109条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時、変更時及び完了時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円以上の競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリス に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。 例：【低】〇〇〇〇業務

なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリス に基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリス より「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第110条 打合せ等

1. 測量業務着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
2. 測量作業業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿

に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

3. 受注者は、支給材料によって、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。また、受注者は、業務完了時（完了前であっても業務工程上支給の精算が行えるものについてはその時点）には、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。
4. 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第111条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 作業計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果品の内容、部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時含む）
 - (9) 使用する主な機器
 - (10) その他
3. 監督職員は、提出された業務計画書を検討の上、修正の必要を認めた場合には主任技術者と協議の上、修正させることができるものとする。
4. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
5. 監督職員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第112条 資料等の貸与及び返却

1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、請負者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については複製してはならない。

第113条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第114条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて変更するものとする。なお、変更に要する履行期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第115条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は監督職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入に当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入に際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第116条 成果品の提出

1. 受注者は測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期

間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

4. 提出部数は、正副各1部を標準とする。

なお、電子納品対象業務においては、対象とする書類を受発注者間の協議で決定し、紙媒体で1部、「電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務編・工事編】島根県土木部技術管理課」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で2部の提出とする。

第117条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第118条 検査

1. 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。

2. 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。

3. 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 測量業務成果品の検査

(2) 測量業務管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第119条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。

3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第120条 条件変更等

1. 監督職員が、受注者に対して測量業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは、以下のものをいう。

(1) 第115条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合。

(2) 天災その他の不可抗力による損害。

(3) その他、発注者と受注者とが協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第121条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務の契約の変更を行うものとする。

(1) 測量業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合

(2) 履行期間の変更を行う場合

(3) 監督職員と受注者が協議し、測量業務履行上必要があると認められる場合

(4) 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更に代えて設計図書の変更を行う場合

2. 前項の場合において、変更する契約図書は、次の各号に基づき作成されるものとする。

(1) 第120条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項

(2) 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項

(3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第122条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して測量業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。

2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残作業量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができる。

3. 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4. 契約書第22条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第123条 一時中止

1. 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部の履行について一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による測量業務の中断については、第131条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合

(2) 関連する他の測量業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不相当と認めた場合

(3) 環境問題等の発生により測量業務の続行が不相当又は不可能となった場合

(4) 天災等により測量の対象箇所の状態が変動した場合

(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認め

た場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、測量業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

第124条 発注者の賠償責任

1. 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合

第125条 受注者の賠償責任

1. 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任にかかる損害
 - (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第126条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して成果品の全部または一部の使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途測量業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第127条 再委託

1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - イ. 測量業務における総合的企画、作業遂行管理及び技術的判断並びに観測
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第128条 成果品の使用等

1. 受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第129条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第111条に示す作業組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第129条の2 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、

適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第130条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成21年3月31日）を参考にして常に測量業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなけれ

ばならない。

(2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は、相互強調して業務を遂行しなければならない。

(3) 受注者は、測量業務実施中管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害、公衆に迷惑となるような行為、作業をしてはならない。

2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。

3. 受注者は、屋外で行う測量(2)の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。

(2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。

なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

(3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。

(4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

(5) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。

6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。

7. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8. 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第131条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。

い。

2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第132条 履行報告

受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第133条 屋外で業務を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で業務を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で業務を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に業務を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

第134条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。

本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。

2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置を取り、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

1－7 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書

1－7－1 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書

- 第1章 総 則
- 第2章 深浅測量
- 第3章 探査工
- 第4章 土質調査
- 第5章 環境調査
- 第6章 気象・海象調査
- 第7章 計画調査
- 第8章 環境影響評価調査
- 第9章 設 計

1－7－2 調査業務写真管理基準

- 第1章 総 則
- 第2章 深浅測量
- 第3章 探査工
- 第4章 土質調査
- 第5章 環境調査
- 第6章 気象・海象調査

1－7－3 付属資料

1. 共通仕様書掲載 J I S ・ J G S 一覧表
2. 海上工事における関係法令一覧
3. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き
4. 船舶航行に関する報告手続きの手引き

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書

目 次

1 章 総 則

1-1	一 般	1
1-2	用語の定義	1
1-3	業務の着手	3
1-4	設計図書の点検	3
1-5	監督職員	3
1-6	管理技術者等	3
1-7	照査技術者及び照査の実施	3
1-8	担当技術者	4
1-9	提出書類	4
1-10	打合せ等	4
1-11	業務計画書	4
1-12	基準面	5
1-13	資料等の貸与及び返還	5
1-14	作業時間	5
1-15	関係官公庁への手続き等	5
1-16	地元関係者との交渉等	5
1-17	土地等への立入り	5
1-18	成果品の提出	6
1-19	関連法令及び条例の遵守	6
1-20	検 査	6
1-21	修 補	6
1-22	損害	6
1-23	条件変更等	7
1-24	契約変更	7
1-25	履行期間の変更	7
1-26	一時中止	8
1-27	発注者の賠償責任	8
1-28	受注者の賠償責任	8
1-29	部分使用	8
1-30	再委託	8
1-31	成果品の使用等	9
1-32	守秘義務	9
1-33	業務管理	9
1-34	安全管理	9
1-35	臨機の措置	10
1-36	履行報告	10
1-37	環境保全	10
1-38	委員会等の設置	11
1-39	工業所有権の取扱い	11
1-40	電子計算機の使用	11
1-41	業務コスト調査	11

2章 深浅測量

1節 深浅測量

2-1-1	適用の範囲	12
2-1-2	測量基準	12
2-1-3	水深測量	13
2-1-4	測深間隔	14
2-1-5	測量結果の整理及び解析	14
2-1-6	成果品	14
2-1-7	照査	15

2節 水路測量

2-2-1	適用の範囲	15
2-2-2	測量基準	15
2-2-3	水深測量	15
2-2-4	測深線間隔及び未測深幅	16
2-2-5	測量結果の整理及び解析	17
2-2-6	成果品	18
2-2-7	照査	18

3節 汀線測量

2-3-1	適用の範囲	19
2-3-2	測量基準	19
2-3-3	水準測量	19
2-3-4	成果品	19
2-3-5	照査	19

4節 地形測量

2-4-1	適用の範囲	19
2-4-2	地形測量	19
2-4-3	成果品	19
2-4-4	照査	19

3章 探査工

1節 磁気探査

3-1-1	適用の範囲	20
3-1-2	探査準備	20
3-1-3	探査機器等	20
3-1-4	磁気探査	20
3-1-5	測定結果の整理及び解析	20
3-1-6	成果品	20
3-1-7	照査	21

2節 潜水探査

3-2-1	適用の範囲	21
3-2-2	探査準備	21
3-2-3	設標	21
3-2-4	一般事項	21
3-2-5	潜水探査	21
3-2-6	残存爆発物が発見された場合の処置	21
3-2-7	成果品	21

4章 土質調査

1節 土質調査

4-1-1	適用の範囲	23
4-1-2	準備工	23
4-1-3	ボーリング工	23
4-1-4	掘進深さ	24
4-1-5	台船方式ボーリング	24
4-1-6	原位置試験	24
4-1-7	検層	24
4-1-8	観察試料の採取	24
4-1-9	台船方式原位置試験	25
4-1-10	乱さない試料の採取	25
4-1-11	乱れの少ない試料の取扱い	27
4-1-12	岩盤資料採取	27
4-1-13	土質試験	27
4-1-14	試験結果の整理及び解析	27
4-1-15	成果品	27
4-1-16	照査	28

2節 音波探査

4-2-1	適用の範囲	28
4-2-2	探査準備	28
4-2-3	探査機器等	28
4-2-4	音波探査	28
4-2-5	測定結果の整理及び解析	28
4-2-6	成果品	28
4-2-7	照査	29

5章 環境調査

1節 流況調査

5-1-1	適用の範囲	30
5-1-2	調査準備	30
5-1-3	位置測量	30
5-1-4	観測機器	30
5-1-5	観測	30
5-1-6	観測結果の整理及び解析	30
5-1-7	成果品	30
5-1-8	照査	30

2節 水質調査

5-2-1	適用の範囲	31
5-2-2	調査準備	31
5-2-3	位置測量	31
5-2-4	観測機器	31
5-2-5	採水・観測	31
5-2-6	水質試験	31
5-2-7	試験機関	34
5-2-8	観測結果の整理及び解析	34
5-2-9	成果品	34
5-2-10	照査	34

3節 底質調査		
5-3-1	適用の範囲	35
5-3-2	調査準備	35
5-3-3	位置測量	35
5-3-4	観測機器	35
5-3-5	採泥・観測	35
5-3-6	底質試験	35
5-3-7	試験機関	37
5-3-8	観測結果の整理及び解析	37
5-3-9	成果品	37
5-3-10	照査	37
4節 騒音調査		
5-4-1	適用の範囲	37
5-4-2	調査準備	37
5-4-3	資料収集整理	37
5-4-4	観測機器	37
5-4-5	測定	37
5-4-6	測定結果の整理及び解析	38
5-4-7	成果品	38
5-4-8	協議・報告	38
5-4-9	照査	38
5節 振動調査		
5-5-1	適用の範囲	38
5-5-2	調査準備	38
5-5-3	資料収集整理	38
5-5-4	観測機器	38
5-5-5	測定	38
5-5-6	測定結果の整理及び解析	39
5-5-7	成果品	39
5-5-8	協議・報告	39
5-5-9	照査	39
6節 悪臭調査		
5-6-1	適用の範囲	39
5-6-2	調査準備	39
5-6-3	資料収集整理	39
5-6-4	測定・調査	39
5-6-5	調査項目	39
5-6-6	測定方法	39
5-6-7	測定結果の整理及び解析	39
5-6-8	成果品	39
5-6-9	協議・報告	39
5-6-10	照査	40
7節 環境生物調査		
5-7-1	プランクトン調査	41
5-7-2	卵・稚仔調査	41
5-7-3	底生生物調査	42
5-7-4	付着生物調査	43
5-7-5	藻場調査	43
5-7-6	魚介類調査	44

6章 気象・海象調査

1節 気象調査

6-1-1	適用の範囲	45
6-1-2	調査準備	45
6-1-3	観測機器	45
6-1-4	観測	45
6-1-5	観測資料の整理及び解析	45
6-1-6	成果品	45
6-1-7	照査	45

2節 波浪調査

6-2-1	適用の範囲	46
6-2-2	調査準備	46
6-2-3	観測機器	46
6-2-4	観測	46
6-2-5	観測資料の整理及び解析	46
6-2-6	成果品	46
6-2-7	照査	46

3節 潮位調査

6-3-1	適用の範囲	47
6-3-2	調査準備	47
6-3-3	観測機器等	47
6-3-4	水準測量	47
6-3-5	検潮	47
6-3-6	観測資料の整理及び解析	47
6-3-7	成果品	47
6-3-8	照査	47

7章 計画調査

1節 一般事項

7-1-1	適用の範囲	48
7-1-2	計画準備	48
7-1-3	使用する基準及び図書	48

2節 現況特性等の把握

7-2-1	適用の範囲	48
7-2-2	漁港の現況	48
7-2-3	自然条件	48
7-2-4	社会・経済条件	49
7-2-5	漁業条件	49
7-2-6	産業（漁業以外）	50
7-2-7	貨客流動	51
7-2-8	交通体系	51
7-2-9	地域開発計画	51
7-2-10	地域指定状況	52
7-2-11	陸域・水域の環境及び利用現況	52
7-2-12	権利関係	52
7-2-13	現況等把握結果の整理	53

3節 基本方針の策定	
7-3-1 適用の範囲	53
7-3-2 調査対象漁港の位置付け	53
7-3-3 整備目標と主要施策	53
4節 漁港利用の将来推計	
7-4-1 適用の範囲	53
7-4-2 推計の目標年次等	54
7-4-3 取扱漁獲量	54
7-4-4 漁港利用船舶隻数	54
7-4-5 漁港利用者数	54
5節 施設計画及び土地利用計画	
7-5-1 適用の範囲	54
7-5-2 外郭施設計画	54
7-5-3 水域施設計画	54
7-5-4 係留施設計画	55
7-5-5 輸送施設計画	55
7-5-6 フィッシャリーナ計画	55
7-5-7 漁港環境整備施設等計画	55
7-5-8 自然調和型漁港づくり推進施設計画	56
7-5-9 漁港交流広場整備施設計画	56
7-5-10 土地造成及び土地利用計画	56
6節 計画関連検討事項	
7-6-1 適用の範囲	56
7-6-2 工程計画	57
7-6-3 整備主体等	57
7-6-4 概算事業費の算出	57
7-6-5 管理運営主体等	57
7-6-6 事業採算性	57
7-6-7 法線計画	57
7-6-8 開発効果	57
7-6-9 実現化への課題	57
7節 照査及び成果品	
7-7-1 適用の範囲	58
7-7-2 協議・報告	58
7-7-3 照査	58
7-7-4 成果品	58
8章 環境影響評価調査	
1節 一般事項	
8-1-1 適用の範囲	59
8-1-2 計画準備	59
8-1-3 使用する基準及び図書	59
2節 自然条件、社会条件の把握	
8-2-1 適用の範囲	59
8-2-2 気象条件	59
8-2-3 水象条件	59
8-2-4 社会条件	60

8-2-5	環境関連計画	60
8-2-6	地域指定状況	60

3節 環境に関する現況把握

8-3-1	適用の範囲	60
8-3-2	大気質	60
8-3-3	潮流	60
8-3-4	水質	61
8-3-5	底質	61
8-3-6	騒音	61
8-3-7	振動	61
8-3-8	悪臭	62
8-3-9	自然環境	62

4節 環境保全目標の検討

8-4-1	適用の範囲	62
8-4-2	目標の検討	62

5節 環境予測及び影響評価

8-5-1	適用の範囲	62
8-5-2	大気質の予測及び影響評価	62
8-5-3	潮流の予測及び影響評価	62
8-5-4	水質の予測及び影響評価	63
8-5-5	底質の影響評価	63
8-5-6	騒音の予測及び影響評価	63
8-5-7	振動の予測及び影響評価	63
8-5-8	悪臭の影響評価	63
8-5-9	自然環境の予測及び影響評価	63
8-5-10	環境保全対策及び環境監視計画の検討	63
8-5-11	総合評価	64
8-5-12	環境影響評価書	64

6節 照査及び成果品

8-6-1	適用の範囲	64
8-6-2	協議・報告	64
8-6-3	照査	64
8-6-4	成果品	64

9章 設計

1節 一般事項

9-1-1	適用の範囲	65
9-1-2	計画準備	65
9-1-3	使用する基準及び図書	65
9-1-4	設計手法	65
9-1-5	特許工法	65
9-1-6	リサイクル計画書の作成	65

2節 設計条件

9-2-1	適用の範囲	65
9-2-2	自然条件	65
9-2-3	機能条件	65
9-2-4	材料条件	66

9-2-5	施工条件	66
9-2-6	基礎の検討	66
3節 基本設計			
9-3-1	適用の範囲	66
9-3-2	基本設計	66
9-3-3	概算数量及び概算工事費等	66
9-3-4	図面作成	66
9-3-5	協議・報告	66
9-3-6	照査	66
9-3-7	成果品	67
4節 細部設計			
9-4-1	適用の範囲	67
9-4-2	設計計画	67
9-4-3	設計波の算定	67
9-4-4	細部設計	67
9-4-5	数量計算	68
9-4-6	図面作成	68
9-4-7	付帯施設	68
9-4-8	協議・報告	68
9-4-9	照査	68
9-4-10	成果品	68
5節 実施設計			
9-5-1	適用の範囲	68
9-5-2	設計計画	69
9-5-3	実施設計	69
9-5-4	数量計算等	69
9-5-5	協議・報告	69
9-5-6	照査	69
9-5-7	成果品	69

1-7-1 漁港関係事業

調査設計・測量業務等共通仕様書

1 章 総 則

1-1 一 般

- 1) 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は漁港及び漁港海岸に係る、土質調査、環境調査などの自然条件調査及び測量並びに計画・設計に関する業務（以下「調査設計業務」という。）を対象として、その調査設計業務の契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容の統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。
- 2) 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3) 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認し指示を受けなければならない。

1-2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1) 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
- 2) 「受注者」とは、調査設計業務の実施に関し、発注者と業務請負契約を締結した個人若しくは会社、その他の法人又は法令の規定により認められたその一般継承人をいう。
- 3) 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項の規定に基づき発注者が定め受注者に通知したもので、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- 4) 「主任監督員」とは、主に受注者又は管理技術者に対する指示、承諾及び協議のうち重要なものの処理及び業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における発注者への報告等を行い、監督員の指揮監督を行う者をいう。
- 5) 「監督員」とは、主に受注者又は管理技術者に対する指示、承諾及び協議で重要なものを除くものの処理、業務の一時中止の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行う者をいう。
- 6) 「検査職員」とは、契約書第30条第2項の規定に基づき調査設計業務の完了検査及び指定部分に係る検査の都度、発注者が選任した者をいう。
- 7) 「管理技術者」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に関し、技術上の管理をつかさどる者で、契約書第9条第1項の規定に基づき受注者が定め、発注者に通知した者をいう。
- 8) 「照査技術者」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で、契約の履行に関し、技術上の照査をつかさどる者で、契約書第10条第1項の規程に基づき受注者が定め、発注者に通知した者をいう。
- 9) 「担当技術者」とは、契約の履行に関し、管理技術者のもとで業務を担当する者であつて受注者が定め、発注者に通知した者をいう。
- 10) 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- 11) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 12) 「契約書」とは、漁港漁場設計・測量・調査等業務契約書をいう。
- 13) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 14) 「仕様書」とは、共通仕様書、特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- 15) 「共通仕様書」とは、契約図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに調査設計業務の順序、実施方法等業務を実施するうえで必要な技術的要求を説明

- したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。
- 16) 「**特記仕様書**」とは、共通仕様書の他に、個々の契約に際し、当該業務の名称、業務概要、調査場所、履行期間、適用する共通仕様書、制約条件、業務の種類及び数量、技術的要求及び内容等を記載した図書をいう。
 - 17) 「**現場説明書**」とは、現場説明時に発注者が入札参加者に対して当該業務の契約条件等を説明するための書類で、契約書に添付された書面をいう。
 - 18) 「**入札説明書**」とは、発注者が入札公告時に入札参加資格、技術提案の内容、入札手続き等を説明するために公表した書面をいう。
 - 19) 「**質問回答書**」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答し、契約書に添付された書面をいう。
 - 20) 「**図面**」とは、契約図書に添付された図面をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
 - 21) 「**指示**」とは、契約図書の定めに基づき監督職員が管理技術者に対し、調査設計業務の遂行上必要な事項について、書面をもって示し、実施させることをいう。
 - 22) 「**請求**」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行或いは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
 - 23) 「**通知**」とは、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者の間で、調査設計業務の遂行に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
 - 24) 「**報告**」とは、受注者又は管理技術者等が発注者又は監督職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - 25) 「**申出**」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対し書面をもって同意を求めることをいう。
 - 26) 「**承諾**」とは、契約図書に示された事項について、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者の間で、書面で同意することをいう。
 - 27) 「**確認**」とは、契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
 - 28) 「**質問**」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
 - 29) 「**回答**」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
 - 30) 「**協議**」とは、書面により契約図書の定めに基づき、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者が契約の履行上必要な事項について対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
 - 31) 「**提出**」とは、発注者若しくは監督職員が受注者若しくは管理技術者に対し、又は受注者若しくは管理技術者が発注者若しくは監督職員に対し、事業に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
 - 32) 「**書面**」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。別に様式の定めのある場合は、これによるものとする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - 33) 「**検査**」とは、受注者が履行した契約内容について、検査職員が契約図書に基づき契約の履行を確認することをいう。
 - 34) 「**打合せ**」とは、調査設計業務を適正かつ円滑に実施するために監督職員と管理技術者が面談により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
 - 35) 「**修補**」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。
 - 36) 「**協力者**」とは、受注者が調査設計業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
 - 37) 「**使用人等**」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
 - 38) 「**立会**」とは、設計図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確認することをいう。
 - 39) 「**JIS**」とは、日本工業規格をいう。
 - 40) 「**JGS**」とは、地盤工学会基準をいう。

1-3 業務の着手

受注者は、契約締結後15日以内に調査設計業務に着手するものとする。この場合、着手とは、管理技術者が調査設計業務の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

1-4 設計図書の点検

受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合、監督職員に書面により通知し、その指示を受けるものとする。

1-5 監督職員

- 1) 発注者は、調査設計業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2) 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3) 当該業務における監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
- 4) 監督職員がその権限を行使する場合は、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合又はその他の理由により監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面により受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

1-6 管理技術者等

- 1) 受注者は、業務の実施に先立ち、当該業務の技術上の管理を行う管理技術者1名を定め、発注者に通知するものとする。なお、管理技術者を変更する場合も同様とするものとする。(設計共同企業体である場合を含む。)
- 2) 管理技術者は、契約図書等に基づき、調査設計業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
- 3) 管理技術者等は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)又は、これと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することと、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
- 4) 管理技術者等に委任できる権限は、契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に通知するものとする。
- 5) 管理技術者等は、監督職員が指示する関連のある調査設計業務の受注者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 6) 受注者又は管理技術者は、屋外の調査設計業務では協力者等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うものとする。また、調査設計業務が適正に遂行されるように管理及び監督するものとする。
- 7) 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある調査設計業務の受注者と十分に協議の上、相互の協力をし、業務を実施するものとする。

1-7 照査技術者及び照査の実施

- 1) 受注者は、発注者が設計図書において照査技術者による照査を定めた場合、当該業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2) 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。
- 3) 照査技術者は、照査計画を作成して業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4) 照査技術者は、設計図書に定めがある場合又は監督職員の指示する業務の節目に、照査技術者自身によりその成果品の照査を行わなければならない。
- 5) 照査技術者は、業務完了時に照査結果を照査報告書にとりまとめ、照査技術者の署

名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。

6) 管理技術者は、4) に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

1-8 担当技術者

- 1) 受注者は、業務の実施に先立ち、担当技術者を定めた場合は、監督職員に通知するものとする。なお、担当技術者が複数にわたる場合は5名までとする。ただし、受注者が設計共同企業体である場合には、構成員毎に5名までとする。
- 2) 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 3) 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。
- 4) 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

1-9 提出書類

- 1) 受注者は、契約図書の定めに従い、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
- 2) 受注者は、提出書類を契約関係の様式集等に基づき監督職員に提出するものとする。それに定めのないものは、監督職員の指示する様式によるものとする。
- 3) 受注者は、契約金額が100万円以上の業務を受注した場合、業務実績情報サービス(TECRIS)により、受注・変更・完了時に業務実績データを作成後、「登録のための確認のお願い」を印刷し、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請するものとする。また、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISによりデータ訂正後、「訂正のための確認のお願い」を印刷し、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録するものとする。なお、受注者は登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに監督職員に提出しなければならない。登録の期日は次によるものとする。
 - (1) 受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
 - (2) 完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
 - (3) 登録内容の変更又は訂正時は変更又は訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。変更又は訂正時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更又は訂正時の登録を省略できるものとする。

1-10 打合せ等

- 1) 監督職員と管理技術者は、調査設計業務を適正かつ円滑に実施するため、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、受注者は、その都度、その内容を書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。
- 2) 調査設計業務の着手時、設計図書に定める業務の区切り段階で監督職員と管理技術者は打合せを行うものとし、受注者は、その都度、その結果を書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- 3) 管理技術者等は、業務遂行上疑義が生じた場合、速やかに監督職員と協議するものとする。

1-11 業務計画書

- 1) 受注者は、業務の実施に先立ち、次に掲げる事項を記載した業務計画書を監督職員に提出するものとし、監督職員がその他の項目の補足を求めた場合は追記するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程表
 - (4) 業務組織表

- (5) 打合せ計画
- (6) 主要機器・主要船舶・機械
- (7) 施設（検潮所、試験室等）
- (8) 安全管理
- (9) 環境保全対策
- (10) 成果品の内容、部数
- (11) 使用する主な図書及び基準
- (12) その他必要事項

なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合、照査計画について記載するものとする。

- 2) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合、その都度、当該業務の着手前に変更する事項を記載した変更業務計画書を監督職員に提出しなければならない。
- 3) 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

1-12 基準面

調査設計業務に用いる基準面は、特記仕様書の定めによるものとする。

1-13 資料等の貸与及び返還

- 1) 受注者は調査設計業務に必要な資料を自らの費用で備えるものとする。ただし、監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与することができるものとする。
- 2) 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合、ただちに監督職員に返却するものとする。
- 3) 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、請負者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4) 受注者は、設計図書に定める守秘義務に必要な資料を複製してはならない。

1-14 作業時間

- 1) 受注者は、当該業務に係る協力者等に対し、休日の確保を含めた労働時間の短縮に努めるものとする。
- 2) 受注者は、業務計画に記載した以外に夜間若しくは休日に現場で業務を行う場合、事前に監督職員に通知するものとする。

1-15 関係官公庁への手続き等

- 1) 受注者は、業務に関係する諸法令、諸条例に基づき官公庁、その他関係機関に対して、自らの負担で業務の遂行に支障のないように手続きを行うものとする。なお、受注者は、手続きに許可書等が発行される場合、その写しを監督職員に提出するものとする。
- 2) 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守するものとする。なお、受注者は、許可承諾条件が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に通知し、その指示を受けるものとする。

1-16 地元関係者との交渉等

- 1) 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとする。受注者は指示がある場合、説明の資料及び記録の作成に協力をするものとする。
- 2) 受注者は、地元関係者に誠意を持って接するものとし、地元関係者から調査設計業務の実施に関して苦情があった場合、直ちに監督職員に通知し、監督職員と協力してその解決にあたるものとする。

1-17 土地等への立入り

- 1) 土地又は水面への立ち入り許可及び承諾の手続きは、発注者又は監督職員が行うものとする。受注者は指示がある場合、これに協力をするものとする。

- 2) 受注者は、調査設計業務を実施するため、第三者の土地等に立ち入る場合、あらかじめ監督職員に通知するものとする。
- 3) 受注者は、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合、直ちに監督職員に通知し、指示を受けるものとする。
- 4) 受注者は、調査設計業務を実施するため、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地等に立ち入る場合又は植物・かき・さく等の伐除あるいは土地等又は工作物を一時使用する場合、あらかじめ監督職員に通知するものとする。通知を受けた監督職員は、当該所有者及び占有者の許可を得るものとする。受注者は指示がある場合、これに協力をするものとする。

1-18 成果品の提出

- 1) 受注者は、調査設計業務が完了した場合、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められている場合は照査報告書を含む。）を業務完了通知書とともに監督職員に提出するものとする。
- 2) 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示を承諾した場合、履行期間途中において、成果品を部分提出するものとする。
- 3) 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

1-19 関連法令及び条例の遵守

受注者は、業務に関連する諸法令・諸条例を遵守し、業務の円滑な進捗を図るものとする。

1-20 検査

受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了しているものとする。

- 1) 発注者は、完了検査に先立ち、受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 2) 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 調査設計業務の成果品
 - (2) 調査設計業務の管理状況
- 3) 受注者は、検査職員から完了検査に必要な資料の提出を求められた場合、これに応じるものとする。
- 4) 完了検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 5) 完了検査の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、止むを得ない理由があると検査職員が認めた場合は、この限りではない。
- 6) 契約書第36条に規定する「指定部分」が完了した場合は、契約書第30条の検査の規定を準用して指定部分検査を行うものとする。この場合、「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」、「検査」とあるのは「指定部分検査」とそれぞれ読み替えるものとする。

1-21 修補

- 1) 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2) 受注者は、検査職員が修補を指示した場合、指示された期限までに修補を終えるものとする。
- 3) 検査職員が修補を指示した場合、修補の完了の確認は監督職員が行うものとする。
- 4) 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。
- 5) 修補の完了が確認された場合、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間を契約書第31条に規定する期間に含めないものとする。

1-22 損害

- 1) 受注者は、契約書第26条、第27条及び第28条に規定する損害が発生した場合、直ちに損害の詳細な状況を把握し、遅滞なく損害発生通知書により発注者に通知しなければ

ば

ならない。

2) 契約書第28条に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。なお、起因となった事象の観測データの使用は、公共機関、若しくは公益法人の気象記録等に基づくものを使用しなければならない。

(1) 波浪、高潮の場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合。

(2) 強風の場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合

(3) 降雨の場合

次のいずれかに該当する場合とする。

①24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上

②1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上

③連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上

(4) 河川沿いの施設は、河川の警戒水位以上又はそれに準ずる出水により発生した場合

(5) 地震、津波、豪雪、竜巻の場合

周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたり他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。

3) 契約書第28条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の義務を怠ったことに基づくもの」とは、契約書第25条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が受注者の責めによるものをいう。

1-23 条件変更等

1) 監督職員が、受注者に対して調査設計業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

2) 受注者は、設計図書で明示されていない施行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することのできない特別な状態」とは、以下のものをいう。

(1) 1-17 土地等への立入り 1) に定める現地への立入りが不可能となった場合。

(2) 天災その他不可抗力による損害。

(3) その他、発注者と受注者とが協議し当該規定に適合すると判断した場合。

1-24 契約変更

1) 発注者は、次の各号に掲げる場合、調査設計業務の契約変更を行うものとする。

(1) 調査設計業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合

(2) 履行期間の変更を行う場合

(3) 受注者と協議し、調査設計業務の実施上、必要があると認められる場合

(4) 契約書第25条の規定に基づき受注者が臨機の処置を行った場合

(5) 契約書第29条の規定に基づき契約金額の変更に代える業務内容の変更を行った場合

2) 発注者は、前項の場合、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

(1) 1-23 条件変更等の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項

(2) 調査設計業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済みの事項

(3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

1-25 履行期間の変更

1) 発注者は、受注者に対して調査設計業務の変更の指示を行おうとする場合、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

2) 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項又は調査設計業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が

必要でないとは判断した場合には、受注者と協議のうえ、履行期間変更を行わないことができるものとする。

- 3) 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4) 受注者は、契約書第22条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

1-26 一時中止

- 1) 発注者は、契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合、受注者に通知し、必要と認める期間、調査設計業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
 - (1) 第三者の土地等への立ち入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の調査設計業務の進捗が遅れたため、調査設計業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により調査設計業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 災害等により調査設計業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者及び協力者等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
- 2) 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない等、監督職員が必要と認めた場合、調査設計業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
- 3) 受注者は、前2項により業務を一時中止する場合、屋外で行う調査設計業務の現場を監督職員の指示により保全しなければならない。

1-27 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- 1) 契約書第26条に規定する一般的損害及び契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責めに帰すべきものとされた場合
- 2) 発注者の責めにより、当該業務を継続することが不可能となった場合

1-28 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- 1) 契約書第26条に規定する一般的損害及び契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責めに帰すべきものとされた場合
- 2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害

1-29 部分使用

- 1) 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別の調査設計業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他、特に必要と認められた場合
- 2) 受注者は、部分使用に承諾した場合、発注者に部分使用同意書とともに成果品を提出するものとする。

1-30 再委託

- 1) 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - (1) 調査設計業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断。
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断。
- 2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3) 受注者は、1)及び2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾

を得なければならない。

- 4) 受注者は、調査設計業務を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに調査設計業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

1-31 成果品の使用等

受注者は、設計図書に特別の定めがない場合、契約書第5条第5項の規定に従い、発注者の承諾を得て、成果品を公表することができる。

1-32 守秘義務

- 1) 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2) 受注者は、当該業務の成果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 3) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を「1-1-1 業務計画書」に示す業務計画書の業務組織表に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5) 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
- 6) 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7) 受注者は当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又その恐れがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

1-33 業務管理

- 1) 受注者は、設計図書に適合するように十分な業務管理を行い、調査設計業務を実施するものとする。
- 2) 受注者は、当該業務の現場と隣接又は区域を同じくする他の調査設計業務又は工事と、常に相互強調して業務を行うものとする。
- 3) 受注者は、「調査業務写真管理基準」の定めにより調査設計業務の実施状況を適切に記録するものとする。
- 4) 受注者は、調査設計業務に関連して独自に試験研究を行う場合、監督職員に具体的な試験研究項目、内容並びに成果の発表方法について事前に承諾を得るものとする。
- 5) 受注者は、潜水業務を伴う場合、適切に潜水作業従事者を配置するものとする。
- 6) 受注者は、調査設計業務が完了した場合、調査設計業務のために設置した施設、機器等をすみやかに撤去するものとする。

1-34 安全管理

- 1) 受注者は、常に作業の安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。
- 2) 受注者は、調査設計業務における作業の安全確保のため次の事項を行うものとする。
 - (1) 気象・海象状況等に関して、常時注意を払うものとする。
 - (2) 作業時に危険を予知した場合は、ただちに作業を中止し、協力者等を安全な場所に避難させるものとする。
 - (3) 異常箇所の点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための応急措置を行った後、注意して行うものとする。
- 3) 受注者は、事故及び災害が発生した場合、応急処置を講じるとともに、ただちに監督職員及び関係官公庁に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」

を監督職員に提出するものとする。

- 4) 受注者は、海上又は海中に調査用機器等を設置する場合、事故防止のため浮標灯等の特記仕様書の定めにより設けるものとする。
- 5) 受注者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めるものとする
 - (1) 調査用作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合
 - (2) 作業区域への船舶の進入が予想される場合なお、特記仕様書に作業時間帯の定めのある場合は、それに従うものとする。
- 6) 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、ただちに、その物体を取り除くものとする。
なお、ただちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。
- 7) 受注者は、作業船舶・機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。
なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、ただちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。
- 8) 受注者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督職員及び関係官公庁へただちに通知し、指示を受けるものとする。
- 9) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に、火気の使用を禁止する旨の表示を行う等適切な措置を講じるものとする。
- 10) 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で調査設計業務を行う場合、その業務に従事する作業船及びその乗組員並びに機械等及びその作業員について特記仕様書の定めるところにより、水雷保険、傷害保険および動産総合保険を付保するものとする。

1-35 臨機の措置

- 1) 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 2) 監督職員は、天災等に伴い成果品の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

1-36 履行報告

- 1) 受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2) 受注者は、前項の規定に基づく履行報告の提出時に、設計図書で定められた調査項目の実施予定時期を併せて通知するものとする。

1-37 環境保全

- 1) 受注者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、業務の遂行により発生する恐れのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を業務計画及び調査設計業務の実施段階の各々で検討・実施するものとする。
- 2) 受注者は、業務遂行中に環境が阻害される恐れが生じ又は発生した場合、ただちに応急処置を講じ、監督職員に通知するものとする。
また、受注者は、必要な環境保全対策を立て監督職員の承諾を得て、又は監督職員の指示に基づいて環境の保全に努めるものとする。
- 3) 受注者は、業務に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき適切な措置をとるものとする。
- 4) 受注者は、海中に調査用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。
また、調査の残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理するものとする。

1-38 委員会等の設置

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、委員会、検討会等を設置するものとする。
委員会等の構成、開催場所、回数、その他必要な事項は、特記仕様書の定めによるものとする。
また、受注者は、委員会、検討会等に監督職員を出席させるものとする。
- 2) 受注者は、管理技術者を委員会等に出席させ、特記仕様書の定めにより必要な事務を行うものとする。
- 3) 委員会の審議の結果、条件変更の必要が生じた場合には、**1-24 契約変更**の規程によるものとする。

1-39 工業所有権の取扱い

- 1) 受注者は、著作権、特許権等を使用する場合、特記仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に発注者の承諾を得るものとする。
- 2) 受注者は、業務上、特許権等の工業所有権の対象となる発明又は考案をした場合、発注者に書面をもって通知するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- 3) この場合、権利を取得するための手続き、権利の帰属等に関する事項については、発注者、受注者で協議して決定するものとする。

1-40 電子計算機の使用

- 1) 受注者は、調査設計業務に電子計算機を用いる場合、パーソナルコンピューター程度の簡易計算機を用いる場合、または汎用プログラムを使用する場合を除き、事前に使用機種、プログラム名及び計算手法を監督職員に通知するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に電子計算機及びプログラムの定めのある場合、それに従うものとする。

1-41 業務コスト調査

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては下記の事項に協力しなければならない。

- ①業務コスト調査にかかる調査票等の作成を行い、業務完了の日から90日以内に発注者に提出するものとする。

なお、調査票については別途指示するものとする。

- ②提出された調査票等の内容を確認するため、監督職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

2章 深 浅 測 量

1節 深浅測量

2-1-1 適用の範囲

本節は、深浅測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-1-2 測量基準

1) 基準点測量

受注者は、測量に用いる基準点として、漁港管理者及び海上保安庁海洋情報部（以下「海洋情報部」という。）等の既設点を用いるものとする。

なお、既設点が使用できない場合は、次の方法により必要な基準点を決定するものとする。

(1) 主要基準点は、国土地理院の三角点、多角点、電子基準点及び公共測量に基づく三角点及び多角点を基準として用いるものとする。

(2) 深浅測量に必要な補助基準点は、主要基準点を基準とするものとする。

(3) 主要基準点の測定は、三角測量、多角測量又はGPS測量によるものとする。

また、補助基準点の測定は、三角測量、多角測量、GPS測量、又は前方交会法若しくは後方交会法によるものとする。

ただし、後方交会法の場合は、主要基準点からの位置の線を併用するものとする。

(4) 三角測量の辺長計算は、2個以上の三角形を使用するものとするか又は既知辺を含む三角形で計算するものとする。算出した辺長を用いて座標計算を行うものとする。

なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点 : 30cm以内

補助基準点 : 50cm以内

(5) 多角測量は、節点に既知点を含むものとし、座標計算を行うものとする。

なお、座標値の閉合差は、次のとおりとする。

主要基準点 : 30cm以内

補助基準点 : 50cm以内

(6) GPS測量の観測方法は、2点の同時観測による干渉法とし、既知点に結合するように行い、座標計算するものとする。

なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点 : 15cm以内

補助基準点 : 25cm以内

(7) 交会法の座標計算は、3か所以上の基準点を用いて行うものとする。

なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点 : 30cm以内

補助基準点 : 50cm以内

(8) 測量機器は、必要な精度を考慮して選定するものとする。

2) 検 潮

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める既設の検潮所を使用して、検潮するものとする。

(2) 受注者は、検潮所の新設を行う場合、図面及び特記仕様書に定める検潮器の設置位置、機種及び方法により検潮するものとする。

(3) 受注者は、次により検潮するものとする。

(イ) 検潮記録を利用する場合は、機器の作動状況、基準面等を調査するものとする。

(ロ) 検潮記録の縮率、潮高伝達の遅れ等に起因する潮高の誤差は、検潮器と副標との比較観測（相次ぐ高低潮を含む連続観測を2回以上）によって、これを求め、補正するものとする。

(ハ) 検潮器の自記ペンの示す時刻の遅速及び副標との潮高比較を1日1回以上観測して記録する。

(4) 受注者は、特記仕様書の定めにより検潮基準面と基本水準標との高低差を求めるための水準測量を行うものとする。

(イ) T、Pとの関係を求める場合は、使用したG、S、B、Mの公表平均成果年度を明記する。

(ロ) 水準測量成果図には関係する各固定点間の高低差値を明記する。

3) 基本水準面最低水面及び平均水面

受注者は、基本水準面又は平均水面を示す値が存在しないか又は存在してもその値の確認が必要な場合（地盤変動等により基本水準標の標高が不確定と思われる場合等）には、長時間にわたって観測を行っている測量地に近い検潮所（基準検潮所）と測量地検潮所との一定の期間の平均水面と比較して測量地検潮所の平均水面を求め、この面から海上保安庁ホームページ(<http://www.kaiho.mlit.go.jp>)に掲げられた Z_0 区分帯による Z_0 を減じた面を基本水準面最低水面とするものとする。

$$DL = A_{0'} - Z_0$$

$$A_{0'} = A_{1'} + (A_0 - A_1)$$

ここで DL : 基本水準面最低水面

A_0 : 基準検潮所の平均水面

$A_{0'}$: 測量地検潮所の平均水面

A_1 : 基準検潮所の短期平均水面

$A_{1'}$: 測量地検潮所の短期平均水面

Z_0 : 平均水面から基本水準面最低水面までの値

2-1-3 水深測量

1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域について水深測量を行うものとする。

2) 海上測位

(1) 受注者は、海上位置測量に使用する機器は、六分儀、経緯儀、測距儀、衛星測位機等とし、海上測位位置の精度は、特級水域では±2m、一a級水域及び一b級水域においては±5mを確保できるものを使用するものとする。

(2) 受注者は、海上測位位置の線の交角を30°～150°の範囲内に収めるものとする。

(3) 受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するものとする。

3) 測 深

(1) 測深機器

受注者は、音響測深機により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表2-1 音響測深機の性能（水深100m以浅）」に示す性能以上のものとする。

なお、特記仕様書に定めがなく、表2-1に示す性能以上の音響測深機により難しい場合は、測量に先立ち監督職員に測深方法の承諾を得るものとする。

表 2-1 音響測深機の性能（水深100m以浅）

項 目	性 能
シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	90～230kHz（31m未満） 90～230kHz（31m～100m）
送受波器の指向角	半減半角8°以下
紙送り速度	20mm/min以上
最小目盛	0.2m以下
マルチビーム（浅海用）音響測深機	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	36～455kHz
レンジ分解能	5cm以下
測深ビーム方式	クロスファンビーム
測深ビーム幅	1.5度以下×1.5度以下
インターフェロメトリ音響測深機	
発振周波数	100～500kHz
レンジ分解能	5cm以下
仮定音速度	1500m/s
受信素子数	4個以上

(2) 測深及び水深改正

- (イ) 受注者は、音響測深法によって得られた水深値について潮位、音速度、吃水等により、諸改正をおこなうものとする。
- (ロ) 受注者は、音響測深機の機械的誤差及び水中音波速度の変化等による改正量をバーチェック法若しくは音速度計により求めるものとする。ただし、これらによれない場合は、水温、塩分等の測定を行って海水中の音速度を算出するものとする。バーチェック法以外の方法による場合でも喫水の確認は行わなければならない。
- (ハ) 受注者は、バーチェック法等による水中音速度の測定を1日1回、測深海域の最深部で行うものとする。ただし、アナログ記録で処理する時は音響測深機のベルト及びペンの調整又はそれらの交換を行った場合は、その都度、そのバーチェックを行うものとする。
- (ニ) 受注者は、バーチェック法による場合は、バーを深度30mまでは2mごと、30m以深は5mごとに行い、上げ下げの平均値から改正値を求めるものとする。

(3) 作業条件

受注者は、海面が平穏で視界が良好な場合に測深作業を行うものとする。

2-1-4 測深間隔

受注者は、図面及び特記仕様書に定める測深間隔で測深するものとする。

2-1-5 測量結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測記録の整理及び解析を行うものとする。

2-1-6 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書、測深図を作成し、資料とともに監督職員に提出するものとする。

(1) 報告書

- ・ 件名
- ・ 測量箇所
- ・ 測量期間

- ・測量区域図
- ・測量機器
- ・測定方法
- ・地形解析結果
- ・測量結果と考察
- (2) 図 面
 - ・測深図（原図）
- (3) 資 料
 - ・航跡図（原図）
 - ・測定帳簿（測角簿、測距簿、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、基準点計算簿）
 - ・測定記録（音響測深記録、検潮記録、電波又はG. P. S. 測位記録）

2-1-7 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針及び調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と計算結果の整合性
 - (3) 測定記録と図面表現の整合性
 - (4) 既存資料、計画資料等との整合性
 - (5) 成果物の適切性

2 節 水路測量

2-2-1 適用の範囲

本節は、海洋情報部と漁港管理者等が共同で実施する水路測量及びこれに準ずる測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-2-2 測量基準

- 1) 基準点測量は、**2-1-2 測量基準 1)**を適用するものとする。
- 2) 検潮は、**2-1-2 測量基準 2)**を適用するものとする。
- 3) 基本水準面最低水面及び平均水面は、**2-1-2 測量基準 3)**を適用するものとする。

2-2-3 水深測量

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の水路測量を行うものとする。
- 2) 海上測位は、**2-1-3 水深測量 2)**を適用するものとする。
- 3) 測 深
 - (1) 測深機器

受注者は、「表2-2音響測深機の性能（水深100m以浅）」に示す性能以上の多素子型音響測深機、マルチビーム音響測深機又はインターフェロメトリ音響測深機により測深を行うものとする。

なお、特記仕様書に定めがなく、上記の音響測深機により難しい場合は、測量に先立ち監督職員に測深方法の承諾を得るものとする。

表 2-2 音響測深機の性能（水深100m以浅）

項 目	性 能
シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	90～230kHz（31m未満） 90～230kHz（31m～100m）
送受波器の指向角	半減半角8°以下
紙送り速度	20mm/min以上
最小目盛	0.2m以下
マルチビーム（浅海用）音響測深機	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	36～455kHz
レンジ分解能	5cm以下
測深ビーム方式	クロスファンビーム
測深ビーム幅	1.5度以下×1.5度以下
インターフェロメトリ音響測深機	
発振周波数	100～500kHz
レンジ分解能	5cm以下
仮定音速度	1500m/s
受信素子数	4個以上

(2) 測深及び水深改正

測深及び水深改正は、次に示す事項のほか、**2-1-3 水深測量 3) (2)**を適用するものとする。

(イ) 受注者は、直下測深値を採用するものとする。

ただし、斜測深の斜角度が5°以内の場合は、斜測深の測深値を採用することができるものとする。

(ロ) 受注者は、音波のカバーする範囲を拡大するため斜測深を使用することができるものとする。その場合、送受波器の斜角度は20°を超えないものとする。

(ハ) 受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するものとする。

(ニ) 受注者は、斜測深の記録上、掘下げ水深より浅い箇所のある傾向を認めた場合は、直下測深により再度測深するものとする。

(3) 作業条件は、**2-1-3 水深測量 3) (3)**を適用するものとする。

(4) 音響測深の異常記録

受注者は、音響測深記録上で付近の海底より突起しているもの又は、濃度が異なるもの（以下これらを「異常記録」という。）がある場合、次の措置を行うものとする。

(イ) 異常記録が浮遊物、機械的雑音又は、海底突起物であるかを確認するため、再度測深するものとする。

(ロ) 異常記録が海底突起物の場合は、最浅部の水深と位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。

(ハ) 海底から突起していないが、濃度が異なる場合は、その位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。

(ニ) 次の各号に該当する場合は、再測、判別等の処理を省略できるものとする。

① 比高が0.5m以下のもの。

② その最浅部が計画水深より深いもの。

③ 局所的な凹部に存在し、その水深が周囲の海底より深いもの。

2-2-4 測深線間隔及び未測深幅

1) 受注者は、水域の区分毎に「表 2-3 未測深幅」に示す未測深幅を満足するように測深線間隔をとるものとする。

表 2 - 3 未測深幅

水域の区分		使用機器	未測深幅	
			底質が砂又は泥質の場合	底質が岩盤質の場合
特級		多素子音響測深機又はスワス音響測深機	0 m	
一a級		単素子音響測深機	2m	左記の1/2
		多素子音響測深機 (素子数が2つのものに限る。)	3m	
		その他の機器	6m	
一b級	航路、泊地及びその付近	単素子音響測深機	8m	
		多素子音響測深機 (素子数が2つのものに限る。)	12m	
		その他の機器	25m	
	その他の水域	全ての機器	50m又は水深の3倍のうち大きい値	

「その他の機器」は、多素子音響測深機(2素子以外)、スワス音響測深機又はレーザー測深機(一b級に限る。)

「航路、泊地及びその付近」とは次の水域をいう

水路測量における測定又は調査の方法に関する告示(平成21年3月31日海上保安庁告示第110号)

- ①別表第一「水域区分 特級」の「水域 一号から四号」のいずれかに該当する水域。
- ②係留施設(岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場、シーバース)の前面及びその付近。

- 2) 受注者は、構造物、障害物等の撤去跡の測量の場合、撤去されたことを確認できる測深線間隔とする。
- 3) 受注者は、係船岸前面を測量する場合、未測深幅を防舷材前面から1 m以内となるように測深するものとする。
- 4) 受注者は、測深結果から判断して監督職員が最浅部の確認が必要と認めた場合、さらに密な測深を行うものとする。
- 5) 受注者は、測量船の蛇行のため未測深幅が「表 2 - 3 未測深幅」の規定量を超えた場合、再度測量するものとする。

2 - 2 - 5 測量結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより測量結果を次に示す項目で整理及び解析を行うものとする。

なお、これによらない場合は測量に先立って監督職員の承諾を得るものとする。

1) 航跡図の整理

受注者は、10cm間隔の格子点、水深測量に必要な基準点、海上測位点及び測深線を記入した航跡図の作成するものとする。

- (1) 海上測位点は、「・」又は「⊙」で示し、実線で結ぶものとする。
- (2) 海上測位点の記入誤差は、0.5mm以内とする。
- (3) 航跡図の縮尺は、測量原図と同一とする。

2) 水深測定資料の整理

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める水深線を音響測深記録紙上に引き、浅所又は深所の有無を確認するものとする。

なお、浅所が確認された場合は、監督職員に通知するものとする。

- (2) 受注者は、浅い水深を優先に記録の読みとりを行い、読みとり間隔は、航跡図上10mmごととする。
 - (3) 受注者は、掘り下げ境界の海底地形を明確に把握できるよう掘り下げ区域の周辺の水深を密に読みとるものとする。
- 3) 地形解析
受注者は、測深図に基づき等深線を描画し、底質判別資料と対比して地形解析を行うものとする。
- 4) 測深図（原図）
- (1) 受注者は、特記仕様書に定める縮尺の図面及び測量海域の海図と同縮尺の図面の2通りを作成するものとする。
 - (2) 受注者は、横メルカトル図法により作図するものとする。
 - (3) 受注者は、用紙に厚さ0.075mm以上のプラスチックシートを用い、図積は50cm×40cm以上96cm×63cmまでとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
 - (4) 受注者は、測深海域周辺の基準点を記入し、経緯度値及び平面直角座標系座標値を図面四隅の格子点に記入するものとする。

2-2-6 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書及び図面を作成し、資料とともに監督職員に提出するものとする。
 - (1) 報告書
 - ・ 件名
 - ・ 測量箇所
 - ・ 測量期間
 - ・ 測量区域図
 - ・ 測量機器
 - ・ 測定方法
 - ・ 地形解析結果
 - ・ 測量結果と考察
 - (2) 図面
 - ・ 測深図（原図）
 - ・ 測深図（海図と同縮尺）
 - ・ 側傍水深図
 - ・ 経緯度表地点表示図
 - ・ 検潮所基準測点結果
 - ・ 基準面決定簿
 - (3) 資料
 - ・ 測定図（航跡図、原点図、岸測図、測深図、水深原稿図、拡大水深原稿図）
 - ・ 測定帳簿（測角簿、測距簿、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、原点計算簿、岸測簿）
 - ・ 測定記録（音響測深記録、検潮記録、電波又はG. P. S. 測位記録）

2-2-7 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針及び調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と計算結果の整合性
 - (3) 測定記録と図面表現の整合性
 - (4) 既存資料、計画資料等との整合性
 - (5) 成果品の適切性

3節 汀線測量

2-3-1 適用の範囲

本節は、汀線測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-3-2 測量基準

基準点測量は、2-1-2 測量基準 1) を適用するものとする。

2-3-3 水準測量

1) 水準測量

受注者は、測量近辺に水準点がない場合は、国家水準点より主要な基準点の標高を求めることを必要とする水準測量を実施しなければならない。

2) 縦断測量

主要基準点及び補助基準点について往復水準測量を実施しなければならない。

3) 横断測量

受注者は、特記仕様書の定めにより、主要基準点及び補助基準点を基準とし、汀線にほぼ直角方向へ10m間隔に基本水準面までの水準測量を実施しなければならない。

なお、測定間隔は特記仕様書の定めによる。

2-3-4 成果品

受注者は、下記項目及び設計図書の定めにより成果品を作成し、提出しなければならない。

- ・観測手簿
- ・計算簿
- ・成果表
- ・線形図
- ・線形地形図(杭打設点網図)
- ・縦断図面
- ・横断図面
- ・詳細平面図
- ・点の記
- ・精度管理表
- ・その他資料

2-3-5 照 査

照査は、2-1-7 照査を適用するものとする。

4節 地形測量

2-4-1 適用の範囲

本節は、地形測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-4-2 地形測量

TS等を用いる方法による細部測量については、国土交通省公共測量作業規定による。

なお、国土交通省公共測量作業規定は、作業規定の準則(平成23年3月31日国土交通省告示第334号)を準用する。

2-4-3 成果品

成果品は、2-3-4 成果品を適用するものとする。

2-4-4 照 査

照査は、2-1-7 照査を適用するものとする。

3章 探 査 工

1節 磁気探査

3-1-1 適用の範囲

本節は、磁気探査に関する一般事項を取り扱うものとする。

3-1-2 探査準備

受注者は、探査を実施するに当たり、必要な計画・準備を行わなければならない。

3-1-3 探査機器等

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める種類及び性能を有する磁気探査機を用いるものとする。
- 2) 受注者は、磁気反応を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いるものとする。
- 3) 受注者は、使用に先立ち監督職員に船位測定機及び音響測深機の承諾を得るものとする。

3-1-4 磁気探査

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の磁気探査を行うものとする。
- 2) 基準点測量は、**2-1-2 測量基準 1)**を適用するものとする。
- 3) 磁気探査位置の測定方法は、**2-1-3 水深測量 2)**を適用するものとする。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定める深度まで探査するものとする。
- 5) 受注者は、特記仕様書に定める磁気量以上の磁気異常点を探知した場合、監督職員に通知するものとする。
- 6) 受注者は、センサーを海底面に対し一定の高さになるようにして探査を行うものとする。
- 7) 受注者は、動揺のないよう一定速度で磁気探査船を運航し、探査を行うものとする。
- 8) 受注者は、磁気探査位置の確認を50mごとに行うものとする。
- 9) 受注者は、探査区域を探査もれのないように行うものとする。

3-1-5 測定結果の整理及び解析

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める磁気量の単位を用いるものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める最低の磁気量まで解析するものとし、解析結果に基づいて考察するものとする。

3-1-6 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督職員に提出するものとする。

(1) 報告書

- ・件 名
- ・探査場所
- ・探査期間
- ・探査位置図
- ・探査機器
- ・測定方法（探査測定方法、探査位置測定方法、磁気量算出方法）
- ・磁気異常測定値一覧表（位置、磁気量、埋没深度）
なお、異常点について説明を要するものは、測定値に付記するものとする。
- ・総航跡図
- ・磁気異常点位置図
- ・解析結果の考察

- (2) 資料
- ・航跡図（原図）
 - ・船位測定簿
 - ・測定記録（磁気記録、音響測深記録）
 - ・磁気量算出基礎資料
 - ・磁気異常点集約資料
 - ・使用した磁気探査機の総合感度試験資料

3-1-7 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 探査方針及び探査内容の適切性
 - (2) 測定記録と計算結果の整合性
 - (3) 測定記録と図面表現の整合性
 - (4) 航跡と磁気異常点位置の的確性
 - (5) 成果品の適切性

2 節 潜水探査

3-2-1 適用の範囲

本節は、潜水探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3-2-2 探査準備

探査準備は、3-1-2 探査準備を適用するものとする。

3-2-3 設 標

受注者は、潜水探査のため、海上に標識桿等を設置しなければならない。

3-2-4 一般事項

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び位置の潜水探査を行うものとする。
- 2) 受注者は、磁気探査機を携行した潜水土により潜水探査を行うものとする。

なお、特記仕様書に簡易探査機による探査、突棒探査又は見とおし探査の定めのある場合、それに従うものとする。

3-2-5 潜水探査

- 1) 受注者は、探査区域を探査漏れのないように潜水探査を行うものとする。
- 2) 受注者は、事前に探査機の性能表を監督職員に提出し、その承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、潜水探査により確認された磁気異常物が爆発物等の危険物以外の物であれば、すべて引き揚げるものとする。

ただし、引揚げが困難な場合の処置は、監督職員と協議するものとする。
- 4) 受注者は、引き揚げられた異常物の現場発生品調書を作成し、図面及び特記仕様書に記載された場所又は監督職員の指示する場所で引き渡すものとする。
- 5) 引き揚げられた異常物が磁気探査の結果に照らし疑義があり、その原因が探査に瑕疵があると認められる場合、監督職員は、再度、潜水探査を指示するものとする。

3-2-6 残存爆発物が発見された場合の処置

受注者は、潜水探査で残存爆発物その他危険物が発見された場合、位置の確認のできる標識を設置し、ただちに監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。

3-2-7 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提

出するものとする。

- ・件名
- ・探査場所
- ・探査期間
- ・探査位置図
- ・探査機器
- ・探査方法
- ・磁気異常物一覧表
一覧表には異常点番号、磁気量、品名、形状寸法、埋没深度、探査年月日等を記載するものとする。
- ・確認された磁気異常物の写真集
- ・磁気異常物の確認された位置図
- ・探査結果の考察

4章 土質調査

1節 土質調査

4-1-1 適用の範囲

本節は、土質調査のためのボーリング、サンプリング、原位置試験、検層及び土質試験（土の力学試験を含む。）に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4-1-2 準備工

- 1) 受注者は、陸上部における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督職員に報告し関係機関と協議の上、現場立会い等を行い、位置・規模・構造等を事前に確認しなければならない。
- 2) 受注者は、調査目的に適合したボーリングマシン、ポンプ、サンプリング用具、原位置試験用具、検層用具及び材料を用いるものとする。
なお、機械及び用具は、使用に先立ち監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、地盤を乱さないように、真円回転で削孔できるボーリングマシン、ボーリングロッド、ケーシングパイプ等を用いるものとする。
- 4) 受注者は、作業の安全及び調査精度を確保できる構造のボーリング作業用足場を用いるものとする。
なお、足場の種類及び構造は、使用に先立ち監督職員の承諾を得るものとする。
- 5) 受注者は、調査地点の測量基準点は調査職員の指示によるものとする。
- 6) 受注者は、調査地点の測量に際して**2-1-2 測量基準 1)**に準ずるものとし、資料を監督職員に提出するものとする。
- 7) 受注者は、海上足場の存置期間中、特記仕様書に定める標識を設置し、管理するものとする。

4-1-3 ボーリング工

- 1) 受注者は、ロータリー工法によるケーシングパイプ方式又はコアチューブ方式によりボーリングを行うものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 2) 受注者は、「表4-1 ボーリングの必要孔径」に示す孔径で削孔するものとする。
なお、特記仕様書の定めのある場合は、これ以外の孔径によるものとする。

表4-1 ボーリングの必要孔径

土質区分	必要孔径		調査目的
	コアチューブ	ケーシングパイプ	
粘性土 砂質土	66mm	—	標準貫入試験、岩盤のコアリング
	86mm	97mm (90)	シンウォールサンプリング（エキステンションロッド式）、孔内水平載下試験、原位置ベーンせん断試験、PS検層、現場透水試験
礫質土	116mm	127mm (118)	シンウォールサンプリング（水圧式）ロータリー式二重管・三重管サンプリング（砂、硬質粘性土・礫質土のサンプリング等）

() : 内径を示す。

- 3) 受注者は、削孔用具の口元としてガイドパイプを用いるものとする。
- 4) 受注者は、削孔に泥水を用い、孔壁の崩壊を防止するものとする。
特に崩壊の恐れがある場合は、適切な径のケーシングパイプを挿入し、孔壁の崩壊を防止するものとする。

4-1-4 掘進深さ

受注者は、図面及び特記仕様書に定める深さまで掘進するものとする。

ただし、図面及び特記仕様書に定める深さに達する以前に調査目的を達成できた場合又は図面及び特記仕様書に定める深さに達しても調査目的を達成できない場合は、監督職員の指示によるものとする。

4-1-5 台船方式ボーリング

台船方式ボーリングは、4-1-3 ボーリングを適用するものとする。

4-1-6 原位置試験

1) 標準貫入試験

(1) 受注者は、「JIS A 1219土の標準貫入試験方法」により1.0mごとに標準貫入試験を行うものとする。

ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。

(2) 受注者は、粘性土の場合、原則として標準貫入試験を行わないものとする。

ただし、硬質粘性土で地層確認及び観察試料を採取する場合は、監督職員の指示によるものとする。

(3) 受注者は、標準貫入試験用サンプラーを孔底に降ろし、標準貫入試験の深さが掘進した際の孔底深さであることを確認するものとする。

なお、孔底深さが5cm以上浅い場合は、規定の深さまで掘直しを行うものとする。

2) 原位置ベーンせん断試験

(1) 受注者は、地盤の強さに応じてベーン寸法を選ぶものとする。

(2) 受注者は、「JGS1411-2003原位置ベーンせん断試験方法」で試験を行うものとする。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める間隔で試験を行うものとする。

3) 電気式静的コーン貫入試験

(1) 受注者は、先端抵抗及び間隙水圧を測定するものとする。

(2) 受注者は、「JGS1435-2003電気式静的コーン貫入試験方法」で貫入試験等の試験を行うものとする。

(3) 受注者は、特記仕様書の定める貫入深さまで試験を行うものとする。

ただし、特記仕様書に定める貫入深さに達しない場合は、監督職員の指示によるものとする。

4) 孔内水平載荷試験

(1) 受注者は、使用する試験機の種類を使用に先立ち監督職員の承諾を得るものとする。

(2) 受注者は、「JGS1421-2003孔内水平載荷試験方法」により載荷試験を行うものとする。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める実施地層及び試験間隔で試験を行うものとする。

5) その他の原位置試験

受注者は、図面及び特記仕様書の定めによりその他の原位置試験を行うものとする。

4-1-7 検層

1) PS検層

(1) 受注者は、「JGS1122-2003地盤の弾性波速度測定方法」を用い、特記仕様書に定める検層方法によりPS検層を行うものとする。

(2) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める間隔で測定するものとする。

2) その他の検層

受注者は、特記仕様書の定めにより、その他の検層を行うものとする。

4-1-8 観察試料の採取

1) 受注者は、観察試料を1mごとに採取するものとする。

ただし、採取間隔は、上記及び特記仕様書の定めにより難しい場合、監督職員の指示

に従うものとする。

- 2) 受注者は、採取した観察試料を標本ビンに入れ、「表4-2 ラベル」に示すラベルを貼付し、土層の変化が分かるよう標本箱に整理し、監督職員に提出するものとする。

表4-2 ラベル

件名	
試料番号	号 番
採取深さ	m ~ m
土質名	
色調	
N 値	(回/cm)
採取年月日	年 月 日
受注者名	

4-1-9 台船方式原位置試験

台船方式原位置試験は、4-1-6 原位置試験を適用するものとする。

4-1-10 乱さない試料の採取

1) 軟らかい粘性土の試料採取

- (1) 受注者は、軟らかい粘性土の乱さない試料を採取する場合、「JGS 1221-2003 固定式ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法」に示されたエキステンションロッド式又は水圧式の固定ピストン式シンウォールサンプラーを用いるものとする。
- (2) 受注者は、乱さない試料の採取を1.5mごとに行うものとする。
ただし、図面及び特記仕様書の定めのある場合は、それに従うものとする。
- (3) 受注者は、シンウォールサンプリングを行う場合「表4-3 サンプリングチューブ諸元」及び「図4-1 サンプリングチューブ」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いるものとする。
- (4) 受注者は、その他のサンプラーによりサンプリングを行う場合、特記仕様書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブ又はライナーを用いるものとする。

表4-3 サンプリングチューブ諸元

名称	記号	仕様
材質		ステンレススチール (SUS-304)
内径	D_s	75mm ± 0.5mm
肉厚	t	1.5mm ~ 2.0mm
刃先角度	α	6° ± 1°
刃先肉厚	t'	0.2mm ± 0.05mm
長さ		1,000mm
扁平度		$D_t(\max) - D_t(\min) < 1.5\text{mm}$
ただし、 $D_t(\max)$ 、 $D_t(\min)$ はそれぞれ任意の断面における最大外径、最小外径を示す。		

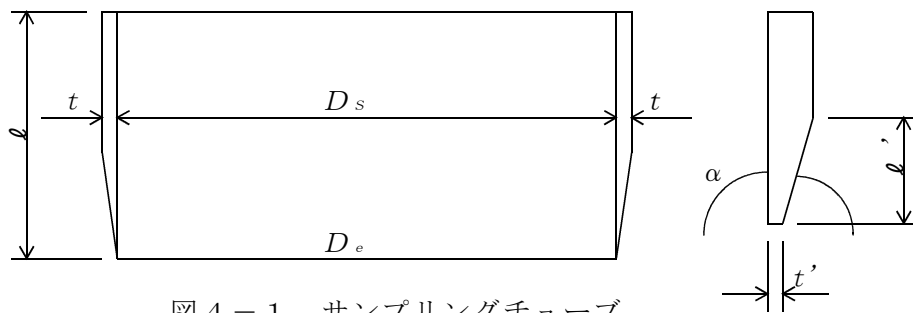


図 4-1 サンプリングチューブ

- (5) 受注者は、サンプリングチューブを反復使用しないものとする。
- (6) 受注者は、サンプラーを孔底に降ろし、試料採取の深さが削孔した深さと一致することを確認するものとする。
 なお、孔底深さが 5 cm 以上浅い場合は、規定の深さまで掘直しを行うものとする。
- (7) 受注者は、エクステンションロッドの場合、チェーン、ターンバックル等の伸びないものによりピストンを完全に固定するものとする。
 また、水圧式の場合にボーリングロッドをスピンドルチャック等によりピストンを完全に固定するものとする。
- (8) 受注者は、一様の速さで連続的に素早くサンプラーを押し込むものとする。
 なお、押し込み量は、サンプリングチューブ全長の 80% を目標とするものとする。
- (9) 受注者は、サンプラー押し込み後、ただちに回転させないように引き上げるものとする。
- (10) 受注者は、振動を与えないようにサンプラーを解体するものとする。
 また、ピストンの引抜きは、通気しながら徐々に行うものとする。
- (11) 受注者は、試料採取後、ただちに次に掲げる事項をサンプリングチューブに直接記入するものとする。
 - (イ) 件名
 - (ロ) ボーリング孔番号
 - (ハ) 同一孔内の試料採取の順位
 - (ニ) 試料採取深さ
 - (ホ) 試料採取年月日
 - (ヘ) 試料回収比 (試料長 / 押込長)

表 4-4 試料番号記入例

頭部	件名	K 1 2 - 5	12.75m ~ 13.55m	1 = 80 / 80	刃先
	(イ)	(ロ) (ハ)	(ニ)	(ヘ)	
		H 5 - 1 - 27			
		(ホ)			

- (12) 受注者は、試料採取後に試料の移動及び状態が変化しないようにただちにパラフィンシール [パラフィン100に対して松脂 3 の割合 (重量比)] を行うものとする。
 - (13) 受注者は、サンプラー内面の土や水分を拭き取り、刃先部を 1.5cm 以上、頭部を 3cm 以上の厚さでシールするものとする。
 - (14) 受注者は、シール後にサンプリングチューブの両端にキャップを付してテープ等により目封じを行うものとする。
- 2) 硬い粘性土、砂質土、砂の試料採取
- (1) 受注者は、土質及び調査目的により「JGS1222-2003 ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法」、「JGS1223-2003 ロータリー式三重管サンプラー

による土試料の採取方法」及び「JGS1224-2003 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法」に示されたサンプラーのいずれかにより硬い粘性土、砂質土及び砂の乱れの少ない試料を採取するものとする。

ただし、特記仕様書の定めのある場合は、それに従うものとする。

(2) 受注者は、乱れの少ない試料の採取を1.5mごとに行うものとする。

ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。

(3) 受注者は、サンプリングチューブを反復使用しないものとする。

(4) 受注者は、地盤の軟硬に応じた適切な圧力と速度で連続してサンプラーを押し込むものとする。

なお、押し込み量はサンプリングチューブの有効採取長以上にならないようにするものとする。

(5) 受注者は、「JGS1222-2003 ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法」、「JGS1223-2003 ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法」及び「JGS1224-2003 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いるものとする。

(6) 受注者は、その他のサンプラーによるサンプリングを行う場合、特記仕様書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いるものとする。

(7) 受注者は、採取した硬い粘性土試料に1) 軟らかい粘性土の資料採取(10)から(14)を適用し、取り扱うものとする。ただし、砂質土、砂試料については、特記仕様書の定めによるものとする。

4-1-11 乱れの少ない試料の取扱い

1) 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないよう取り扱いに注意するものとする。

2) 受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。

3) 受注者は、試料に打撃及び振動を与えないようにフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。

4-1-12 岩盤資料採取

岩盤資料採取は、4-1-8 観察試料の採取を適用するものとする。

4-1-13 土質試験

1) 受注者は、JIS及びJGSに定める方法により土質試験を行うものとする。

2) 受注者は、特記仕様書の定める試験の種類、数量及び試験条件により土質試験を行うものとする。

3) 受注者は、試験に先立ち監督職員に土質試験場所及び試験装置の承諾を得るものとする。

4) 監督職員は、土質試験の結果に疑義が生じた場合、又は、瑕疵が認められた場合、再試験を指示することができる。

4-1-14 試験結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書に定めのある調査目的を満足するよう、試験結果を整理し、調査場所の地盤の工学的特性について解析を行うものとする。

4-1-15 成果品

1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。

2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を監督職員に提出するものとする。

- ・件名
- ・調査場所
- ・調査期間

- ・調査位置図
- ・土層断面図
- ・土質柱状図
- ・土質試験結果
- ・サンプリング記録

原則として、地盤工学会制定「地盤調査の方法と解説」及び「地盤材料試験の方法と解説」の様式とする。

4-1-16 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と土質調査内容の適切性
 - (2) 土質試験結果の適切性
 - (3) 成果品の適切性

2 節 音波探査

4-2-1 適用の範囲

本節は、音波探査による地層調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4-2-2 探査準備

探査準備は、3-1-2 探査準備を適用するものとする。

4-2-3 探査機器等

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める種類及び性能を有する音波探査機を用いるものとする。
- 2) 受注者は、反射波情報を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いるものとする。
- 3) 受注者は、使用に先立ち監督職員に船位測定機の承諾を得るものとする。

4-2-4 音波探査

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の音波探査を行うものとする。
なお、計画探査深度及び探査間隔は、特記仕様書の定めによるものとする。
- 2) 受注者は、異常又は判読困難な記録及び欠測がある場合、再度、探査するものとする。
- 3) 基準点測量は、2-1-2 測量基準 1) を適用するものとする。
- 4) 水深測量は、2-1-3 水深測量 2)、3) を適用するものとする。

4-2-5 測定結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定める解析項目及びその解析方法により、結果の整理を行い、調査場所の地質構造について解析を行うものとする。

4-2-6 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督職員に提出するものとする。
 - (1) 報告書
 - ・地質構造図
 - ・測深図（深浅測量）
 - ・調査結果と考察
 - ・地質断面図
 - ・航跡図

(2) 資 料

- ・ 音波探査測定記録
- ・ 深浅測量

深浅測量資料は、2-1-6 成果品 2) (3)を適用するものとする。

4-2-7 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と音波探査内容の適切性
 - (2) 音波探査結果の適切性
 - (3) 成果品の適切性
 - (4) 既存資料及びボーリング結果との整合性

5章 環 境 調 査

1 節 流況調査

5-1-1 適用の範囲

本節は、流況調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-1-2 調査準備

受注者は、調査に先立ち目的及び内容を把握し、調査の手順及び調査に必要な準備を行わなければならない。

5-1-3 位置測量

- 1) 受注者は、観測に先立ち監督職員に観測位置の承諾を得るものとする。
- 2) 受注者は、流速計を設置して観測する場合、特記仕様書に定める標識を設置し、観測位置の表示を行うものとする。
また、設置方法は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

5-1-4 観測機器

受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

5-1-5 観 測

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める観測地点及び観測方法により、流況調査を行うものとする。
- 2) 受注者は、長期間、流速計を設置して観測する場合、特記仕様書の定めにより点検・保守を実施するものとする。

5-1-6 観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測結果の整理及び解析を行うものとする。

5-1-7 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出するものとする。
 - ・ 件 名
 - ・ 調査場所
 - ・ 調査期間
 - ・ 調査位置図
 - ・ 調査機器
 - ・ 調査方法（位置測定方法、流況測定方法）
 - ・ 調査結果の整理及び解析
 - ・ 調査結果の考察

5-1-8 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と流況調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果品の適切性

2節 水質調査

5-2-1 適用の範囲

本節は、水質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-2-2 調査準備

調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。

5-2-3 位置測量

- 1) 受注者は、調査に先立ち監督職員に調査位置の承諾を得なければならない。
- 2) 受注者は、本調査においてGNSSを使用する場合は、調査の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

5-2-4 観測機器

受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

5-2-5 採水・観測

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める採水時期、採水地点及び方法により採水、観測するものとする。
- 2) 受注者は、次に示す深度から採水若しくは測定するものとする。
ただし、特記仕様書の定めのある場合は、それに従うものとする。
 - (1) 表層 海面下 0.5m
 - (2) 中層 水深の1/2
 - (3) 下層 海底面上1.0m
- 3) 受注者は、関係法令等に定める規定量の試料を採水し、採水地点、水深、年月日及び時間の記録を行うものとする。
- 4) 受注者は、採取した試料に対し「表5-1 水質試験方法」に定める前処理を施し、すみやかに試験室に運搬するものとする。

5-2-6 水質試験

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める項目の試験を行うものとする。
- 2) 受注者は、「表5-1 水質試験方法」に示す試験方法により試験を行うものとする。
なお、試験方法が複数ある場合は、特記仕様書に定める方法により行うものとする。
- 3) 受注者は、試験値の結果に疑義が生じた場合、すみやかに監督職員に通知するものとする。

表5-1 水質試験方法

	試験項目	試験方法
現場測定項目	気温	JIS K 0102(2008) 7.1
	水温	JIS K 0102(2008) 7.2
	色相	JIS標準色票
	臭気	JIS K 0102(2008)10.1
	塩分	海洋観測指針5.3
	透明度	海洋観測指針(1999) 3.2
	濁度	JIS K 0101(1998) 9.4 又は水中濁度計 YPC-1D
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102(2008)12.1 又はガラス電極法
	溶存酸素(OD)	JIS K 0102(2008)32.1 又は隔膜電極法
	生物化学的酸素要求量(BOD)	JIS K 0102(2008)21
	化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102(2008)17
	浮遊物質(SS)	環告第59号付表8
	大腸菌群数	環告第59号別表2(最確数による定量法)又は厚生省・建設省令第1号別表第1
	全窒素	JIS K 0102(2008)45.2、45.3又は45.4
	全りん	JIS K 0102(2008)46.3
	N-ヘキサン抽出物質	環告第59号付表10又は昭和49年9月30日環告第64号付表4
	亜鉛	JIS K 0102(2008)53
健康項目等	カドミウム	JIS K 0102(2008)55
	全シアン	JIS K 0102(2008)38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3
	鉛	JIS K 0102(2008)54
	六価クロム	JIS K 0102(2008)65.2
	砒素	JIS K 0102(2008)61.2、61.3又は61.4
	総水銀	環告第59号付表1
	アルキル水銀	環告第59号付表2
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	環告第59号付表3
	ジクロロメタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2
	四塩化炭素	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
	トリクロロエチレン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,3-ジクロロプロパン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.1
	チウラム	環告第59号付表4

表5-1 水質試験方法

	試験項目	試験方法
健康項目等	シマジン	環告第59号付表5の第1又は第2
	チオベンカルブ	環告第59号付表5の第1又は第2
	ベンゼン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2
	セレン	JIS K 0102(2008)67.2、67.3又は67.4
	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102(2008)43.2.1、43.2.3又は43.2.5(硝酸性) JIS K 0102(2008)43.1(亜硝酸性)
	フッ素	JIS K 0102(2008)34.1又は34.1(C)及び付表6
	ホウ素	JIS K 0102(2008)47.1、47.3又は47.4
	1,4-ジオキサン	環告第59号付表7
	特項目	フェノール類
銅		JIS K 0102(2008)52.2
鉄(溶解性)		JIS K 0102(2008)57.2、57.3又は57.4
マンガン(溶解性)		JIS K 0102(2008)56.2、56.3、56.4又は56.5
クロム		JIS K 0102(2008)65.1.1
有機燐化合物		環告第64号付表1又はハ ^o ラチオン、メチル ^o ラチオン若しくはEPNは JIS K 0102(2008)31.1(ガスクロマトグラフ法を除く)、メチルジ ^o メト は環告第64号付表2
アンモニア性窒素		JIS K 0102(2008)42.2、42.3又は42.5
要監視項目	クロロホルム	JIS K 0125(1995)5.1、5.2又は5.3.1
	トランス-1,2-ジクロエチレン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2又は5.3.1
	1,2-ジクロプロパン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2又は5.3.1
	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2又は5.3.1
	イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	フェントロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	オキシ銅	環水規第121号付表2
	クロロタロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2
	プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2
	EPN	環水規第121号付表1の第1又は第2
	ジクロルボス	環水規第121号付表1の第1又は第2
	フェノブカルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2
	イプロベンホス	環水規第121号付表1の第1又は第2
	クロルニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	トルエン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2又は5.3.2
	キシレン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2又は5.3.2
	フタル酸ジ ^o エチルヘキシル	環水規第121号付表3の第1又は第2

表 5-1 水質試験方法

	試験項目	試験方法
要 監 視 項 目	ニッケル	JIS K 0102(2008)59.3又は環水規第121号付表4 若しくは付表5
	モリブデン	JIS K 0102(2008)68.2又は環水規第121号付表4 若しくは付表5
	アンチモン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403 31005号付表5の第1、第2又は第3
	塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403 31005号付表1
	エピクロヒドリン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403 31005号付表2
	1,4-ジオキサン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403 31005号付表3の第1又は第2
	全マンガン	JIS K 0102(2008)56.2、56.3、56.4又は56.5
	ウラン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403 31005号付表4の第1、第2又は第3

注) 「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号 昭和46年12月28日)を示す。

「厚生省・建設省令第1号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」(厚生省・建設省令第1号昭和37年12月17日)を示す。

「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号昭和49年9月30日)を示す

「環水規第121号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(環水規第121号 平成5年4月28日)を示す。

「環水企発第040331003号、環水土第040331005号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(環水企発第040331003号、環水土発第040331005号平成16年3月31日)を示す。

5-2-7 試験機関

受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行うものとする。

5-2-8 観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び分析結果を整理し、解析を行うものとする。

5-2-9 成果品

成果品は、5-1-5 成果品を適用するものとする。

5-2-10 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と水質調査内容の適切性
 - (2) 試験結果と既存資料の整合性
 - (3) 成果品の適切性

3節 底質調査

5-3-1 適用の範囲

本節は、底質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-3-2 調査準備

調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。

5-3-3 位置測量

位置測量は、5-2-3 位置測量を適用するものとする。

5-3-4 観測機器

受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

5-3-5 採泥・観測

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める採泥地点及び採泥方法により底質調査を行うものとする。
- 2) 受注者は、関係法令の定める規定量の試料採取をし、採泥地点、水深、深度、年月日及び時間の記録するものとする。
- 3) 受注者は、採取した試料に対し「表5-2 底質試験方法」に定める前処理を施し、すみやかに試験室に運搬するものとする。

5-3-6 底質試験

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める項目の試験を行うものとする。
- 2) 受注者は、「表5-2 底質試験方法」に示す試験方法により試験するものとする。
なお、試験方法が複数ある場合は、特記仕様書の定めにより行うものとする。
- 3) 受注者は、試験値に疑義が生じた場合、すみやかに調査職員に通知するものとする。

表5-2 底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
アルキル水銀化合物	環告第59号付表2及び環告第64号付表3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	底質調査方法Ⅱ.5.2	
水銀又はその化合物	環告第59号 付表1		底質調査方法Ⅱ.5.1	
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102(2008)55		底質調査方法Ⅱ.6	
鉛又はその化合物	JIS K 0102(1998)54		底質調査方法Ⅱ.7	
有機りん化合物	環告64号付表1又はJIS K 0102 (2008)31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては環告64号付表2)			
六価クロム化合物	JIS K 0102(2008)65.2		底質調査方法Ⅱ.12.3	
ひ素又はその化合物	JIS K 0102(2008)61		底質調査方法Ⅱ.13	
シアン化合物	JIS K 0102(2008)38ただし38.1.1は除く		底質調査方法Ⅱ.14	
PCB	環告第59号 付表3 又はJIS K 0093(2002)		底質調査方法Ⅱ.15	
有機塩素化合物			環告第14号別表1	最終改正： 平成15年6月13日
銅又はその化合物	JIS K 0102(2008)52		底質調査方法Ⅱ.8	
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102(2008)53		底質調査方法Ⅱ.9	
ふっ化物	JIS K 0102(2008)34			
トリクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5			
テトラクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5			
ベリリウム又は化合物	環告第13号 別表7	最終改正： 平成12年1月14日		
クロム又はその化合物	JIS K 0102(2008)65.1		底質調査方法Ⅱ.12.1	
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102(2008)59			
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102(2008)70			
ジクロロメタン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
四塩化炭素	環告第14号別表2又はJIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
1,1,1-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
1,1,2-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
チウラム	環告第59号 付表4			
シマジン	環告第59号 付表5			
チオベンカルブ	環告第59号 付表5			
ベンゼン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2			
セレン	JIS K 0102(2008)67			
ダイオキシン類	環告第14号第四 (JIS K 0312(1999))	最終改正； 平成15年6月13日	環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(平成12年3月環境庁水質保全局水質管理課))	最終改正； 平成14年7月22日
泥温			JIS K 0102(2008)7に準ずる方法	
泥色			新版標準土色帳による	
水素イオン濃度(pH)			ガラス電極法 JIS K 0102(2008)12.1に準ずる法	
化学的酸素要求量(CODsed)過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法Ⅱ.20	
硫化物(T-S)			底質調査方法Ⅱ.17	
強熱減量(I-L)			底質調査方法Ⅱ.4	
密度(比重)			JIS A 1202(1999)	
粒度組成			JIS A 1204(2000)	

注) 「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号 昭和46年12月28日)を示す。

「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号 昭和49年9月30日)を示す。

「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水管第127号環境庁水質保全局水質管理課通達 昭和63年9月8日)を示す。

「環告第14号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第14号昭和48年2月17日)を示す。

「環告第13号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示13号昭和48年2月17日)を示す。

「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(環境庁告示68号 平成11年12月27日)を示す。

5-3-7 試験機関

受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行うものとする。

5-3-8 観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び分析結果を整理し解析を行うものとする。

5-3-9 成果品

成果品は、5-1-5 成果品を適用するものとする。

5-3-10 照 査

1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。

2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と底質調査内容の適切性

(2) 試験結果と既存資料の整合性

(3) 成果品の適切性

4 節 騒音調査

5-4-1 適用の範囲

本節は、騒音調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-4-2 調査準備

調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。

5-4-3 資料収集整理

受注者は、調査の実施に当たり既存資料、観測データ及び参考文献等を収集整理し、分析しなければならない。

5-4-4 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、使用に先立ち監督職員の承諾を得るものとする。

5-4-5 測 定

1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の騒音を測定するものとする。

2) 受注者は、「騒音に係る環境基準(平成11年4月1日施行)」の定める方法により測定するものとする。

3) 受注者は、騒音レベルを測定するものとする。

なお、特記仕様書の定めのある場合は、騒音レベル以外の項目も測定するものとする。

5-4-6 測定結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行うものとする。

5-4-7 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出するものとする。
 - ・件名
 - ・調査目的
 - ・調査地域（調査地域図添付）
 - ・測定地点（測定地点図添付）
 - ・調査項目
 - ・調査日時及び測定回数
 - ・調査方法及び使用機器
 - ・調査結果
 - ・調査結果の考察

5-4-8 協議・報告

受注者は、特記仕様書の定めのある場合、監督職員と協議又は報告しなければならない。

5-4-9 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と騒音調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果品の適切性

5節 振動調査

5-5-1 適用の範囲

本節は、振動調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-5-2 調査準備

調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。

5-5-3 資料収集整理

資料収集整理は、5-4-3 資料収集整理を適用するものとする。

5-5-4 観測機器

受注者は、振動レベル計を用いるものとする。

なお、使用する機器は、計量法の定めによる性能を有するものとする。

5-5-5 測定

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の振動を測定するものとする。
- 2) 受注者は、「振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）」の定める方法により測定を行うものとする。
- 3) 受注者は、振動レベルを測定するものとする。

なお、特記仕様書の定めのある場合は、振動レベル以外の項目も測定するものとする。

5-5-6 測定結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行うものとする。

5-5-7 成果品

成果品は、5-4-5 成果品を適用するものとする。

5-5-8 協議・報告

協議・報告は、5-4-8 協議・報告を適用するものとする。

5-5-9 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と振動調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果品の適切性

6 節 悪臭調査

5-6-1 適用の範囲

本節は、悪臭調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-6-2 調査準備

調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。

5-6-3 資料収集整理

資料収集整理は、5-4-3 資料収集整理を適用するものとする。

5-6-4 測定・調査

受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の悪臭調査を行うものとする。

5-6-5 調査項目

受注者は、特記仕様書の定めにより悪臭発生源の有無、悪臭発生源に係る項目及び悪臭の濃度（臭気濃度、成分濃度）に係る項目を調査するものとする。

5-6-6 測定方法

受注者は、「表5-3 悪臭物質成分濃度測定方法」、「表5-4 悪臭物質臭気濃度測定方法」及び「表5-5 悪臭物質排出成分濃度測定方法」に示す方法により測定するものとする。

5-6-7 測定結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行うものとする。

5-6-8 成果品

成果品は、5-4-5 成果品を適用するものとする。

5-6-9 協議・報告

協議・報告は、5-4-8 協議・報告を適用するものとする。

5-6-10 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と悪臭調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果品の適切性

表 5-3 悪臭物質成分濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘 要
アンモニア	環告第9号 別表第1	敷地境界及び発生源
メチルメルカプタン	環告第9号 別表第2	敷地境界及び発生源 (発生源は、硫化水素のみ)
硫化水素		
硫化メチル		
二硫化メチル		
トリメチルアミン	環告第9号 別表第3	敷地境界及び発生源
アセトアルデヒド	環告第9号 別表第4	敷地境界及び発生源 (発生源は、アセトアルデヒドを除く5物質)
プロピオンアルデヒド		
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒド		
ノルマルヘキシルアルデヒド		
イソヘキシルアルデヒド		
イソブタノール	環告第9号 別表第5	敷地境界及び発生源
酢酸エチル	環告第9号 別表第6	敷地境界及び発生源
メチルイソブチルケトン	環告第9号 別表第7	敷地境界及び発生源 (発生源は、スチレンを除く2物質)
トルエン		
スチレン		
キシレン		
プロピオン酸	環告第9号 別表第8	
ノルマル酪酸		
ノルマル吉草酸		
イソ吉草酸		

表 5-4 悪臭物質臭気濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘 要
臭気指数	三点比較式臭袋法 環告第63号	敷地境界及び発生源

表 5-5 悪臭物質排水成分濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘 要
メチルメルカプタン 硫化水素 硫化メチル 二硫化メチル	環告第9号 別表第2の3	

注) 「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示第9号昭和47年5月30日)を示す。

「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示63号平成7年9月13日)を示す。

7 節 環境生物調査

5-7-1 プランクトン調査

- 1) 適用の範囲
環境生物調査のうち、プランクトン調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
- 2) 調査準備
調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。
- 3) 位置測量
位置測量は、5-2-3 位置測量を適用するものとする。
- 4) 調査機器
受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 5) 調査方法
受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査海域、調査時期、調査地点及び調査方法により行うものとする。
- 6) 試料の固定
 - (1) 受注者は、採水器を引き上げた後、試料を標本瓶に入れ、すみやかに固定し、併せて、クロロフィル a 測定用試料を別途標本瓶に入れ保管するものとする。
 - (2) 受注者は、プランクトンネットを引き上げた後、ただちに試料を標本瓶に保管し、生体試料として用いる場合を除き、すみやかに固定するものとする。
- 7) 試料の同定・分析
 - (1) 受注者は、試料の同定・分析を試料の前処理（濃縮）、沈殿量の測定、種の同定、個体数（細胞数）の計数の手順で行うものとする。
 - (2) 受注者は、クロロフィル a の測定を測定・分析手引き書（海洋観測指針）に従って行うものとする。
- 8) 調査結果の解析及び考察
受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察するものとする。
- 9) 成果品
 - (1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
 - (2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出するものとする。
 - ・件名
 - ・調査目的
 - ・調査海域
 - ・調査地点
 - ・調査日時
 - ・調査方法及び調査機器
 - ・調査結果及び解析結果
 - ・考察
- 10) 照査
 - (1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
 - (2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (イ) 調査方針と調査内容の適切性
 - (ロ) 調査結果及び解析結果と既存資料の整合性
 - (ハ) 成果品の適切性

5-7-2 卵・稚仔調査

- 1) 適用の範囲
環境生物調査のうち、卵・稚仔調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
- 2) 調査準備

- 調査準備は、**5-1-2 調査準備**を適用するものとする。
- 3) 位置測量
位置測量は、**5-2-3 位置測量**を適用するものとする。
- 4) 調査機器
受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 5) 調査方法
受注者は、図面及び特記仕様書の定める調査海域、調査時期、調査地点及び採集方法により行うものとする。
- 6) 試料の固定
受注者は、標本瓶に移した試料をホルマリンで固定するものとする。
- 7) 試料の同定・分析
(1) 受注者は、固定された試料の中から卵・稚仔を選別するものとし、選別後のサンプルは、実体顕微鏡などで再検するものとする。
(2) 受注者は、卵・稚仔の計数に実体顕微鏡を用い、種類別に個体数を計数するものとする。
- 8) 調査結果の解析及び考察
受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察するものとする。
- 9) 成果品
成果品は、**5-7-1 プランクトン調査 9) 成果品**を適用する。
- 10) 照査
(1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
(2) 照査は、**5-7-1 プランクトン調査 10) 照査(2)**を適用する。

5-7-3 底生生物調査

- 1) 適用の範囲
環境生物調査のうち、底生生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
- 2) 調査準備
調査準備は、**5-1-2 調査準備**を適用するものとする。
- 3) 位置測量
位置測量は、**5-2-3 位置測量**を適用するものとする。
- 4) 調査機器
受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 5) 調査方法
受注者は、図面及び特記仕様書に定める海域及び位置において、項目・時期及び頻度等により調査を行うものとする。
- 6) 試料の固定
受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行うものとする。
- 7) 試料の同定・分析
受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行うものとする。
- 8) 調査結果の解析及び考察
受注者は、特記仕様書の定めにより調査結果を解析し、考察するものとする。
- 9) 成果品
成果品は、**5-1-1 プランクトン調査 9) 成果品**を適用する。
- 10) 照査
(1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
(2) 照査は、**5-7-1 プランクトン調査 10) 照査(2)**を適用する。

5-7-4 付着生物調査

- 1) 適用の範囲
環境生物調査のうち、付着生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
- 2) 調査準備
調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。
- 3) 位置測量
位置測量は、5-2-3 位置測量を適用するものとする。
- 4) 調査機材
受注者は、特記仕様書の定める調査機材を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 5) 調査方法
受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査範囲、調査時期、基質の選択、調査地点及び試料の採取方法により実施するものとする。
- 6) 試料の固定
受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行うものとする。
- 7) 試料の同定・分析
受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行うものとする。
- 8) 調査結果の解析及び考察
受注者は、特記仕様書の定めにより調査結果を解析し、考察するものとする。
- 9) 成果品
成果品は、5-7-1 プランクトン調査 9) 成果品を適用する。
- 10) 照査
(1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
(2) 照査は、5-7-1 プランクトン調査 10) 照査(2)を適用する。

5-7-5 藻場調査

- 1) 適用の範囲
環境生物調査のうち、藻場調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
- 2) 調査準備
調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。
- 3) 位置測量
位置測量は、5-2-3 位置測量を適用するものとする。
- 4) 調査機器
受注者は、特記仕様書の定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 5) 調査方法
受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査項目、調査時期、調査範囲、調査点、調査測線及び調査方法により実施するものとする。
- 6) 試料の固定
受注者は、特記仕様書に定める方法により行うものとする。
- 7) 試料の同定・分析
受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行うものとする。
- 8) 調査結果の解析及び考察
受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察を行うものとする。
- 9) 成果品
成果品は、5-7-1 プランクトン調査 9) 成果品を適用する。
- 10) 照査
(1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
(2) 照査は、5-7-1 プランクトン調査 10) 照査(2)を適用する。

5-7-6 魚介類調査

- 1) 適用の範囲
環境生物調査のうち、魚介類調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
- 2) 調査準備
調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。
- 3) 位置測量
位置測量は、5-2-3 位置測量を適用するものとする。
- 4) 調査機材
受注者は、特記仕様書に定める調査機材を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 5) 調査方法
受注者は、図面及び特記仕様書の定める調査対象種、調査方法、調査時期、調査機器、調査位置及び統計調査により行うものとする。
- 6) 試料の固定
受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行うものとする。
- 7) 試料の固定・分析
受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行うものとする。
- 8) 調査結果の解析及び考察
受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し考察を行うものとする。
- 9) 成果品
成果品は、5-7-1 プランクトン調査 9) 成果品を適用する。
- 10) 照査
(1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
(2) 照査は、5-7-1 プランクトン調査 10) 照査(2)を適用する。

6章 気象・海象調査

1節 気象調査

6-1-1 適用の範囲

本節は、気象調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

6-1-2 調査準備

調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。

6-1-3 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

6-1-4 観 測

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により行うものとする。
- 2) 受注者は、観測に先立ち監督職員に機器の設置方法の承諾を得るものとする。

6-1-5 観測資料の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行うものとする。

6-1-6 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他の必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出するものとする。
 - ・件 名
 - ・調査目的
 - ・観測場所
 - ・観測期間
 - ・観測機器
 - ・観測方法
 - ・観測並びに解析結果
 - ・調査結果の考察

6-1-7 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査するものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と気象調査内容の適切性
 - (2) 観測記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果品の適切性

2 節 波浪調査

6-2-1 適用の範囲

本節は、波浪調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

6-2-2 調査準備

調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。

6-2-3 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

6-2-4 観 測

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測するものとする。
- 2) 受注者は、観測に先立ち監督職員に機器の設置方法の承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、機器を設置して観測する場合、特記仕様書に定める標識を設置し、観測位置の表示を行うものとする。

6-2-5 観測資料の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行うものとする。

6-2-6 成果品

成果品は、6-1-6 成果品を適用するものとする。

6-2-7 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査するものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と波浪調査内容の適切性
 - (2) 観測記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果品の適切性

3 節 潮位調査

6-3-1 適用の範囲

本節は、潮位調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

6-3-2 調査準備

調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。

6-3-3 観測機器等

観測機器等は、2-1-2 測量基準 2) 検潮(1)(2)を適用するものとする。

6-3-4 水準測量

水準測量は、2-1-2 測量基準 2) 検潮(3)を適用するものとする。

6-3-5 検 潮

検潮は、2-1-2 測量基準 2) 検潮(3)を適用するものとする。

6-3-6 観測資料の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行うものとする。

6-3-7 成果品

成果品は、6-1-6 成果品を適用するものとする。

6-3-8 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査するものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と潮位調査内容の適切性
 - (2) 観測記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果品の適切性

7章 計 画 調 査

1節 一般事項

7-1-1 適用の範囲

本章は、漁港空間の基本的な計画策定に係る漁港施設計画調査、漁港施設用地計画調査、フィッシャリーナ計画調査等のほか、現況特性の把握、漁港利用動向の推計等の基礎調査（以下「計画調査」という。）に関する一般的事項を取り扱うものとする。

7-1-2 計画準備

受注者は、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画、立案するものとする。

7-1-3 使用する基準及び図書

- 1) 受注者は、「漁港・漁場の施設の設計の手引き(社)全国漁港漁場協会」及び「漁港計画の手引(社)全国漁港漁場協会」に準拠し、計画調査業務を実施するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に1)以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによるものとする。

2節 現況特性等の把握

7-2-1 適用の範囲

本節は、計画調査のために必要な漁港の現況、自然条件及び社会・経済条件の現況等の把握に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節で取り扱う調査内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等を含まないものとする。

7-2-2 漁港の現況

- 1) 受注者は、対象漁港の現況に関する既存資料を収集し、その特性を整理するものとする。
- 2) 受注者は、対象漁港の沿革、漁港施設の整備状況、施設利用状況を整理するものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象漁港及び範囲を調査するものとする。

7-2-3 自然条件

- 1) 受注者は、対象区域の自然条件に関する調査区分（地勢、地質、気象、海象）に関する既存資料を収集し、その特性を整理するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目を調査するものとする。
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表7-1 自然条件に関する調査項目」に示す調査項目のうち自然条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査するものとする。

表7-1 自然条件に関する調査項目

区分	分類	調査項目
地 勢	陸上地形	陸上地形、地形変化、海岸地形の安定性
	海底地形	海底地形、深淺、地形変動
	河 川	流速、流量、流出土砂量
地 質	地盤の性状	地盤の種類、地層の厚さ
	土 質	N値、粒度組成
気 象	風	風向、風速
	天 候	気温、降水量、降雪、濃霧、氷結、流氷
	台 風	通過頻度、コース、規模
海 象	潮 汐	潮位、高潮
	波 浪	常時波浪、異常時波浪、津波
	流 況	沿岸流、離岸流、向岸流
	漂 砂	卓越方向、漂砂量、漂砂源、粒径

7-2-4 社会・経済条件

- 1) 受注者は、対象区域の社会・経済条件に係る調査項目（土地、人口、労働、生活及び生産、所得）に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査するものとする。
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表7-2 社会・経済条件に係る調査項目」に示す調査項目のうち社会・経済条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表7-2 社会・経済条件に係る調査項目

区 分	分 類	調 査 項 目
社会条件	土 地	土地利用
	人 口	総人口、年齢構成、人口動態、世帯数
	労 働	労働力人口、産業別就業者数
	生 活	住宅、公共基盤施設（上下水道、し尿、ゴミ処理、都市公園）、教育・福祉・文化、物価
経済条件	生 産	総生産、産業別総生産、鉱工業生産指数
	所 得	県民所得、雇用者所得

7-2-5 漁業条件

- 1) 受注者は、対象区域の漁業条件に関する調査項目（漁業生産、流通加工、漁船、船舶）について既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査するものとする。
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表7-3 漁業条件に関する調査項目」に示す調査項目のうち漁業条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表7-3 漁業条件に関する調査項目

区分	分類	調査項目
漁業生産	魚種及び漁業種類	魚種別陸揚量(属人, 属地, 年月別) 漁業種類別陸揚量(属人, 属地, 年月別) 盛漁期陸揚量(年月別)
	漁場	漁業種類別, 季節別の漁場分布 漁場の魚種別漁獲量 魚種別漁獲量の経年変化 資源の動向
	規制等	期間, 量, 漁具, 船型, 隻数, 場所に関する各種規制
	就業者	就業者数(漁業種類別, 年齢別, 性別) 就業者の所得(漁家所得, 漁業所得, 兼業の比重)
	資本	漁船漁具等の資本内容
	習慣	操業習慣
	経営体	漁業業同組合, 個人経営体, 会社, 生産組合等の組織の数, 内容, 人員 各経営体の経営状況
流通加工	搬入搬出量	魚種別 期間別 流通形態別(鮮魚, 活魚, 冷凍魚, 塩干品 ねり製品等) 搬入搬出先別 搬入搬出手段別
	搬入搬出手段	鉄道, 保冷車, 運搬船等の量, 時間, 経費
	流通加工関係者	仲買業者, 加工業者, 運輸業者の数, 規模, 資本
	荷捌方法	競売の方法, 回数 契約制(一船買等)の有無 小運搬の方法と運搬量
	流通加工施設	製氷施設, 冷蔵庫, 蓄養施設等の容量 加工形態, 加工場の処理能力
	消費	消費地別仕向量, 季節別消費量, 消費地までの所要時間 消費形態
	輸出入量	輸出入先別, 品目別, 期間(年月日)別, 輸出入形態別
漁船, 船舶	利用漁船	年間利用漁船, 1日当たり利用漁船(陸揚, 準備, 休けい, 避難, 揚船), 修理漁船
	利用船舶	一般船舶の種類別, 船型別の年間利用数 種類別, 船型別の1日当たり利用一般船舶数 種類別, 船型別の避難船舶数 利用者数 取扱貨物の種類及び数量
	船型	船長 船幅 吃水 重量 マスト高 乾舷高
	装備	漁具の種類, 数量 クレーンの能力, 数量 船倉の容量, 漁獲物の荷姿, 容器 油槽の容量, 油の種類・貯水槽の容 量 貯氷庫の容量, 氷の種類 その他の装備の種類, 性能, 数量
	利用パターン	漁業種類別, 船型別の陸揚・準備・休けい時間 漁業種類別, 船型別の操船距離, 時間 施設利用の順序と時間 係留の方法 操業日数, 操業パターン
	性能	馬力数 船型別, 速度別回転半径

7-2-6 産業(漁業以外)

- (1) 受注者は、対象区域に立地する産業に係る調査項目(1次産業、2次産業、3次産業)に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表7-4 産業に係る調査項目」に示す調査項目のうち産業の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 7-4 産業（漁業以外）に係る調査項目

区分	分類	調査項目
一次	農業 林業	粗生産額、生産所得、耕地面積、作物別収穫高、家畜数 森林伐採面積、林産物生産量、外材依存度
二次	工業 鉱業	工業出荷額、業種別出荷額、企業立地状況、原材料、製品、用地面積、 従業者数、埋蔵鉱量、生産量
三次	商業 観光 エネルギー	卸売業、小売業、飲食店等の従業員数、販売額、売場面積 観光入込客数、観光文化資源、観光ルート 電力立地状況

7-2-7 貨客流動

- (1) 受注者は、対象区域の貨客流動に係る貨物及び旅客に関する既存資料を収集し、貨物流動及び旅客流動の特性を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 7-5 貨客流動に係る調査項目」に示す調査項目のうち貨客流動の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 7-5 貨客流動に係る調査項目

区分	分類	調査項目
貨物	漁港貨物	漁港貨物量、陸上出入貨物量、漁港勢力圏貨物
	地域間流動貨物	地域間貨物量、輸送機関別貨物量
旅客	漁港旅客	漁港旅客数
	地域間・内流動旅客	地域間・内旅客数、輸送機関別旅客数

7-2-8 交通体系

- (1) 受注者は、対象区域の交通体系に係る調査項目（船舶、道路、鉄道、空港）に関する既存資料を収集し、交通体系の特性と将来動向を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 7-6 交通体系に係る調査項目」に示す調査項目のうち交通体系の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 7-6 交通体系に係る調査項目

区分	分類	調査項目
船舶	海上交通	海上交通ネットワーク、輸送量
道路	一般道路 幹線道路	地域間幹線、地域内幹線道路ネットワーク、道路交通量混雑度、 道路整備計画
	臨港道路	道路交通量、臨港幹線道路
鉄道		鉄道ネットワーク、輸送量
空港		空路網、輸接量、空港整備計画

7-2-9 地域開発計画

- (1) 受注者は、計画調査のために必要な国及び地方公共団体の策定した既存資料を収集し、地域開発構想・計画を整理しなければならない。

- (2) 受注者は、総合計画、交通計画及び個別計画（都市計画、道路計画、漁港計画、その他必要な計画）を地域開発計画として整理しなければならない。
- (3) 受注者は、特記仕様書に定めのある総合計画、交通計画及び個別計画を調査しなければならない。

7-2-10 地域指定状況

- (1) 受注者は、計画調査のために必要な調査項目（自然公園、都市計画、港湾・漁港・海岸、その他）に関連する地域指定状況の既存資料を収集し、整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表7-7 地域指定状況に係る調査項目」に示す調査項目のうち、対象漁港の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表7-7 地域指定状況に係る調査項目

分類	調査項目
自然公園	国立・国定自然公園、県立自然公園
都市計画	用途地域、建ぺい率、容積率、景観条例
港湾・漁港・海岸	港湾区域・漁港区域、臨港地区、海岸保全区域
その他	農業振興地域、鳥獣保護区、保安林、文化財保護法の指定 類型指定、公害防止計画策定地域、大気汚染防止法による規制 水質汚濁防止法による規制

7-2-11 陸域・水域の環境及び利用現況

- (1) 受注者は、対象区域における陸域・水域の利用現況の既存資料を収集し、整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表7-8 陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象漁港の現況の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表7-8 陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目

分類	調査項目
陸域環境利用現況	漁港施設用地、漁港関連施設用地、緑地・水際線へのアクセス、景観
水域環境利用現況	航路・泊地、レクリエーション水域、漁業水域、景観

7-2-12 権利関係

- (1) 受注者は、計画調査業務の実施に係る調査項目（土地、建物、水域）に関連する権利関係の既存資料を収集し、整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表7-9 権利関係に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の現況の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域を調査しなければならない。

表 7-9 権利関係に係る調査項目

分類	調査項目
土地	所有者、借地権、地価
建物	所有権、借家権、価格
水域	漁業権

7-2-13 現況等把握結果の整理

受注者は、本節 7-2-2 から 7-2-12 までの調査結果を踏まえて、現況特性等を総合的に把握・整理しなければならない。

3 節 基本方針の策定

7-3-1 適用の範囲

本節は、漁港整備の基本方針を策定するための調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

7-3-2 調査対象漁港の位置付け

1) 対象漁港への要請及び課題

受注者は、現況特性などの把握結果及びその他関連する調査結果に基づき対象漁港に対する各種機能整備の要請及び課題を整理、把握しなければならない。

2) 対象漁港の位置付け

受注者は、前項の結果に基づき対象漁港の機能を整理し、役割を検討しなければならない。

7-3-3 整備目標と主要施策

1) 整備目標と主要施策の目標年次

整備目標と主要施策の目標年次は、特記仕様書に定めるものとする。

2) 整備目標と主要施策

受注者は、対象漁港の将来の機能、役割を基に、目標年次における整備目標と主要施策を検討しなければならない。

3) 空間利用の方針

受注者は、対象漁港に要請される機能を発揮するために原則として「表 7-10 ゾーン区分」に示すゾーン区分により必要なゾーンを選定し、次の項目を考慮のうえ、配置しなければならない。

(1) 背後圏の土地利用状況又は開発計画

(2) 各ゾーン間の配置関係

(3) 配置地点への適合度

なお、受注者は、特記仕様書に定めるケース数の配置案を作成するものとする。

表 7-10 ゾーン区分

物流関連	人流関連	交流拠点
生産	危険物	エネルギー関連
緑地レクリエーション（水域含む）	漁港業務関連	都市機能
	廃棄物処理	停泊
避泊	留保	浄化機能
漁村再開発	通信機能	

4 節 漁港利用の将来推計

7-4-1 適用の範囲

本節は、漁港の利用に関する将来推計を行うための調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

7-4-2 推計の目標年次等

受注者は、特記仕様書に定める目標年次に基づき漁港利用の将来推計を行わなければならない。

なお、受注者は、特記仕様書に定めるケース数の将来推計を行うものとする。

7-4-3 取扱漁獲量

1) 背後圏及び将来フレームの設定

受注者は、取扱漁獲量の現況、国及び地方公共団体の開発計画に基づき推計に際しての前提条件となる背後圏の人口、国民総生産、漁業情勢及びその他必要な経済社会フレームを設定しなければならない。

2) 取扱漁獲量の推計

(1) 受注者は、取扱漁獲物を水揚げ種別（属人、他からの搬入別）及び漁種別、水産加工の有無に分類して推計するものとする。

なお、推計漁獲物は、当該港の整備目標と主要施策に関連する品目とする。

また、特記仕様書に推計漁獲物の特定の定めのある場合は、それに従うものとする。

(2) 受注者は、取扱漁獲量推計に際して特記仕様書に定めのある場合、関係者（地元漁業者）ヒアリングを行わなければならない。

7-4-4 漁港利用船舶隻数

受注者は、目標年次における利用船舶を漁船及びその他の船舶に分類し、船種別隻数及びトン数を推計しなければならない。

7-4-5 漁港利用者数

受注者は、漁港施設利用者（船舶乗降旅客を含む。）、緑地利用者（一体として計画されている海浜、洋上レクリエーション施設利用者を含む。）、フィッシャリーナ利用者（一体として計画されている海浜、海洋性レクリエーション施設利用者を含む。）を対象として、目標年次における漁港利用者数を推計しなければならない。

5 節 施設計画及び土地利用計画

7-5-1 適用の範囲

本節は、2 節 現況特性等の把握、3 節 基本方針の策定及び4 節 漁港利用の将来推計における検討結果に基づき漁港の施設計画及び土地利用計画を策定するための調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

7-5-2 外郭施設計画

1) 受注者は、外郭施設の規模及び配置を設定しなければならない。

2) 受注者は、外郭施設が十分な機能を発揮し、船舶が安全に利用できるよう位置、構造（反射特性等）、その他必要な事項を検討したうえで規模及び配置を設定しなければならない。

3) 受注者は、周辺の地形、環境、流況、防護しようとする水域施設及び係留施設の利用計画に与える影響並びに漁港の将来の発展を考慮し、外郭施設の配置等を検討しなければならない。

4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の確認及び静穏度の評価を行わなければならない。

7-5-3 水域施設計画

1) 受注者は、水域施設の規模及び配置を設定しなければならない。

2) 受注者は、将来利用する船舶の種類、船型を考慮し、船舶の安全と円滑な利用ができるよう位置、構造、設備を検討したうえで水域施設の規模及び配置を設定しなければならない。

- 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の確認及び静穏度の評価を行わなければならない。

7-5-4 係留施設計画

- 1) 受注者は、係留施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、将来利用する船舶の種類、船型、隻数、取扱漁獲の種類、数量、陸揚げ方式及び海陸の輸送機関の状況を考慮したうえで係留施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 3) 受注者は、地形、気象、海象、その他の自然条件及び船舶の航行、その他の当該施設周辺の利用状況を考慮し、係留施設背後の土地利用形態及び陸上交通体系との整合性を十分図り、係留施設を配置しなければならない。

7-5-5 輸送施設計画

- 1) 受注者は、輸送施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、輸送需要の質及び量に適合し、人及び車両が安全かつ円滑に利用できるよう漁港及びその周辺における交通の状況、他の漁港施設の状況、地形等の自然条件を考慮し、輸送施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 3) 受注者は、諸法令に示された基準等を参考にし、各漁港の実態に即して輸送施設を計画しなければならない。

7-5-6 フィッシャリーナ計画

- 1) 受注者は、フィッシャリーナに関する基本的事項を検討のうえ、遊漁船等の隻数を推計し、フィッシャリーナ施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、フィッシャリーナに関する基本的事項として、次の内容を検討しなければならない。
 - (1) 漁業の振興
 - (2) 漁業と海洋性レクリエーションの共存
 - (3) 漁港漁村地域の活性化
- 3) 受注者は、次に示す事項を検討のうえ、計画フィッシャリーナの計画収容隻数を設定しなければならない。
 - (1) 対象漁港における遊漁船等の保有隻数の現況及び将来動向
 - (2) 対象漁港における遊漁船等の種別、船型別隻数の推計
 - (3) 周辺マリーナ及びフィッシャリーナの保管見通し及び整備計画資料を収集して行うものとし、特記仕様書に定めのある場合は、現地調査による確認を行うものとする。
- 4) 受注者は、フィッシャリーナの種類と計画収容隻数に基づき次に示す事項を検討のうえ、導入する施設、規模及び配置を設定しなければならない。
 - (1) フィッシャリーナの有すべき機能と施設構成
 - (2) 水面保管・陸上保管割合と主要施設規模
 - (3) 機能配置と動線計画
 - (4) 施設配置と全体計画
- 5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、静穏度の評価を行わなければならない。

7-5-7 漁港環境整備施設等計画

- 1) 緑地等施設（海浜、緑地、広場、植栽、休憩所等）
 - ①受注者は、緑地等施設の種類、規模及び配置を設定しなければならない。
 - ②受注者は、利用形態及び配置等を考慮して、緑地等施設の種類を決定しなければならない。
 - ③受注者は、利用者数その他の必要な指標に基づいて緑地等施設の規模を設定しなければならない。
 - ④受注者は、特記仕様書に定めのある場合、緑地等施設内の配置についてのイメージ図等を作成しなければならない。

- 2) 廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物粉碎施設、廃油処理施設等）
- ①受注者は、廃棄物の種類別（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土及び浚渫土砂、廃油、廃有害物質等、汚水及び廃物）発生量及び埋立処分量を推計し、廃棄物処理施設の規模及び配置を設定しなければならない。
 - ②受注者は、廃棄物の発生量と処理の実態を既往資料を収集して調査し、これを基に将来の発生量及び埋立処分量を種類ごとに推計しなければならない。
 - ③受注者は、廃棄物の埋立処分に必要な埋立処分地の規模を設定し、廃棄物の種類別の処理空間を選定して、廃棄物埋立護岸の配置計画を検討しなければならない。
なお、目標年次において廃棄物処理施設用地を利用する場合は、土地利用計画を策定するものとする。
 - ④受注者は、特記仕様書に定めのある場合、その定める対象範囲及び期間に発生する廃棄物の種類、量等現況を調査しなければならない。

7-5-8 自然調和型漁港づくり推進施設計画

- 1) 受注者は、自然調和型施設の種類、規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、漁港施設の整備を進めるにあたって、海水交流の促進、水質の保全及び周辺の自然環境等を配慮して、自然調和型施設の規模及び配置を決定しなければならない。
- 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、施設の配置についてのイメージ図等を作成しなければならない。

7-5-9 漁港交流広場整備施設計画

- 1) 受注者は、漁港交流広場整備施設の種類、規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、外来者との交流が図れる広場を核とし、親水施設、水産物直販施設等に配慮した、漁港交流広場整備施設の規模及び配置を決定しなければならない。
- 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、施設の配置についてのイメージ図等を作成しなければならない。

7-5-10 土地造成及び土地利用計画

- 1) 受注者は、施設計画及びその他の需要に基づいて次に示す用途区分で土地利用計画を策定し、土地造成の必要規模を設定しなければならない。
 - (1) 漁港施設用地
 - (2) 漁港利用調整施設用地
 - (3) 漁港関連用地
 - (4) 公用・公共用施設用地
 - (5) 漁村再開発施設用地
 - (6) 交通機能用地
 - (7) 危険物取扱施設機能用地
 - (8) 緑地用地
 - (9) 廃棄物処理施設用地
 - (10) 海面処分用地（海面処分・活用用地）
 - (11) 公共用地
- 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、関係者（地元漁業者等）アンケート調査又はヒアリング調査を行わなければならない。

6 節 計画関連検討事項

7-6-1 適用の範囲

本節は、前節までの計画調査の一環として必要とする検討事項に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、詳細な調査を行う場合は、特記仕様書の定めにより行うものとする。

7-6-2 工程計画

受注者は、対象計画の整備の優先順位、機能発揮の効率性、投資規模の平均性、その他必要な事項を考慮のうえ、工程計画、整備スケジュール（段階整備計画）を検討し、事業の整備工程を作成しなければならない。

7-6-3 整備主体等

受注者は、対象計画の施設の性格と整備主体の特性を踏まえて、公共、漁協、第三セクターに区分したうえで、事業の整備主体を検討しなければならない。

7-6-4 概算事業費の算出

- 1) 受注者は、概算事業費を事業主体別、施設別に区分して算出しなければならない。
- 2) 受注者は、当該漁港における実績、類似漁港の事例、その他の事業例を参考に概算事業費を算出しなければならない。

7-6-5 管理運営主体等

受注者は、公共性の確保、施設の利用形態、利用の効率性等総合的に検討し、公共、漁協、第三セクターに区分したうえで、管理運営主体の検討をしなければならない。

7-6-6 事業採算性

- 1) 受注者は、損益計算書、資金計画表、その他必要な資料を作成し、対象事業の損益及び資金収支の状況より事業採算性を検討しなければならない。
- 2) 受注者は、収益的プロジェクト又は収益的個別施設を対象に事業採算性を検討するものとし、対象施設は、監督職員の承諾を得なければならない。
- 3) 受注者は、採算性の検討に使用する採算計算、予測期間、施設耐用年数、計算に用いる価格等の基本的な条件及び考え方を整理し、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

7-6-7 法線計画

- 1) 受注者は、防波堤、岸壁、護岸等の施設の法線を示す座標を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める法線の基点の位置及び座標系を用いなければならない。

7-6-8 開発効果

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象計画の開発効果を推定しなければならない。
- 2) 受注者は、開発（建設）投資の過程で発生する効果及び施設利用によってもたらされる効果を定量的に把握し、経済開発効果を推計しなければならない。
- 3) 受注者は、既存資料を用いて経済開発効果を推計するものとし、経済効果の推計項目及び手法は、特記仕様書の定めによらなければならない。
なお、経済効果の推計項目及び手法が特記仕様書に定めのない場合は、監督職員と協議するものとする。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、既存資料以外のものを用いて推計しなければならない。
- 5) 受注者は、開発が地域社会及び地域住民に及ぼす定性的な社会開発効果を特記仕様書の定める項目により抽出、整理しなければならない。

7-6-9 実現化への課題

受注者は、策定した計画を実現化するうえの課題を抽出し、次に示す項目を含め整理し、提言しなければならない。

- (1) 今後さらに検討が必要な計画課題、技術課題
- (2) 計画を具体化していくために取組むべき事業化に向けての課題
- (3) 開発を進めるために漁港以外の部門に要請すべき課題

7 節 照査及び成果品

7-7-1 適用の範囲

本節は、2 節 現況特性等の把握から 6 節 計画関連検討事項における検討結果についての協議・報告、照査及び成果品に関する一般的事項を取り扱うものとする。

7-7-2 協議・報告

協議・報告は、5-4-8 協議・報告を適用するものとする。

7-7-3 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2) 照査技術者が行う照査事項及び方法は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 使用する基準及び図書の適切性。
 - (2) 現況特性等の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
 - (3) 基本的方針の策定における要請・課題の把握、整備目標と主要施策、空間利用の方針の適切性
 - (4) 漁港利用の将来推計における推計方法及び推計結果の適切性
 - (5) 施設計画及び土地利用計画における各施設計画、土地造成及び土地利用計画の適切性
 - (6) 計画関連検討事項における各検討結果の適切性

7-7-4 成果品

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

8章 環境影響評価調査

1節 一般事項

8-1-1 適用の範囲

本章は、漁港及び漁港海岸の計画策定及び事業の実施に際し、必要とする環境影響評価調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

8-1-2 計画準備

受注者は、調査の着手に先立ち調査対象となる事業計画の内容を把握するとともに、「表8-1 調査項目」に示す項目についての業務手順及び遂行に必要な事項を企画・立案しなければならない。

また、必要に応じて現地踏査を行うものとする。

表8-1 調査項目

項目	漁港計画	埋立事業	備考
自然条件、社会条件の把握	—	○	
環境に関する現況の把握	○	○	
環境保全目標の設定	—	○	
影響予測及び影響評価	○ 完成後の予測	○ 施工中及び 完成後の予測	埋立事業においては、環境保全対策、環境監視計画の検討を行う。

8-1-3 使用する基準及び図書

受注者は、環境影響評価調査に使用する基準及び図書が特記仕様書に定めのある場合、その定めにより調査を行わなければならない。

2節 自然条件、社会条件の把握

8-2-1 適用の範囲

本節は、環境影響評価で考慮すべき自然条件、社会条件の把握に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節で取り扱う調査の内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等は含まないものとする。

8-2-2 気象条件

- 1) 受注者は、対象区域の気象条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める風、天候、台風等の項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域及び期間を調査しなければならない。

8-2-3 水象条件

- 1) 受注者は、対象区域の水象条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める河川、潮汐、波浪、津波等の項目及び内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

8-2-4 社会条件

- 1) 受注者は、対象区域の社会条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める人口、土地利用、水域利用、交通及び産業等の項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

8-2-5 環境関連計画

- 1) 受注者は、環境影響評価に必要な対象区域に関連する地方公共団体等が策定した環境管理計画、公害防止計画、下水道整備計画等の環境関連計画を収集・整理しなければならない。
- 2) 受注者は、環境関連計画について特記仕様書に定めのある場合、その定める計画を収集・整理しなければならない。

8-2-6 地域指定状況

- 1) 受注者は、環境影響評価に必要な対象地域に関連する自然公園、鳥獣保護区、文化財保護法の指定、環境基準の類型指定、公害防止計画の策定地域、環境省が定める排水基準の他に当該自治体が定める上乘せ基準・横出し基準等の地域指定状況を調査し整理しなければならない。
- 2) 受注者は、地域指定状況について特記仕様書に定めのある場合、その定める地域指定事項を調査し整理しなければならない。

3節 環境に関する現況把握

8-3-1 適用の範囲

本節は、環境予測及び影響評価に先立って行う環境の現況把握に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節で取り扱う現況把握は、既存の調査資料、文献によるものとし、現地観測及び試験を含まないものとする。

8-3-2 大気質

- 1) 受注者は、対象区域の大気質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。
- 4) 受注者は、最新のデータを基に「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）及び「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）に定められる基準項目並びに特記仕様書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移を整理し、これにより大気質の状況を把握しなければならない。
- 5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、大気質の特性の解析を行わなければならない。

8-3-3 潮流

- 1) 受注者は、対象区域の潮流に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、最新のデータを基に対象海域の潮流の流況特性を整理しなければならない。

- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象海域の潮流の流況特性の要因の解析を行わなければならない。

8-3-4 水質

- 1) 受注者は、対象区域の水質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。
- 4) 受注者は、最新のデータを基に、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に定められる基準項目並びに特記仕様書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移に整理し、水質の状況を把握しなければならない。
- 5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、水質汚濁特性の解析を行わなければならない。

8-3-5 底質

- 1) 受注者は、対象区域の底質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。
- 4) 受注者は、最新のデータを基に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日総理府令第6号）に定められる判定基準（以下、「水底土砂等に係る判定基準」という。）項目並びに特記仕様書に定める項目を水底土砂等に係る判定基準との適合状況、過去からの推移を整理し、底質の有害物質による汚染状況を把握しなければならない。
- 5) 受注者は、最新のデータを基に、化学的酸素要求量、全硫化物等の特記仕様書に定める項目に関する過去からの推移を整理し、底質の汚染状況を把握しなければならない。
- 6) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、底質の特性の解析を行わなければならない。

8-3-6 騒音

- 1) 受注者は、対象区域の騒音に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、最新のデータを基に、「騒音に係る環境基準について」（昭和46年5月25日閣議決定）に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、騒音の状況を把握しなければならない。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、騒音の発生要因の解析を行わなければならない。

8-3-7 振動

- 1) 受注者は、対象区域の振動に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、最新のデータを基に「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）に定められる特定建設作業の規制に関する基準及び道路交通振動の限度、並びに「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年11月10日

環境庁告示第90号)に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、振動の状況を把握しなければならない。

- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、振動の発生要因の解析を行わなければならない。

8-3-8 悪臭

- 1) 受注者は、対象区域の悪臭に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- 4) 受注者は、最新のデータを基に「悪臭防止法施行規則」(昭和47年5月30日総理府令39号)に定められる規制基準項目並びに特記仕様書に定める項目を規制基準との適合状況、過去からの推移を整理し、悪臭の状況を把握しなければならない。
- 5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、悪臭の発生要因の解析を行わなければならない。

8-3-9 自然環境

- 1) 受注者は、対象地区の自然環境に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、地形・地質、植物、動物、景観及び野外レクリエーション地並びに特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- 4) 受注者は、最新のデータ及び過去からの推移を整理し、自然環境の状況を把握しなければならない。

4節 環境保全目標の検討

8-4-1 適用の範囲

本節は、環境保全目標の検討に関する一般的事項を取り扱うものとする。

8-4-2 目標の検討

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める項目の環境保全目標を検討しなければならない。
- 2) 受注者は、環境に関する現況把握の結果を基に、関係法令、条例及び通達に定められた事項に照らし、それぞれの項目ごとに目標を設定しなければならない。

5節 環境予測及び影響評価

8-5-1 適用の範囲

本節は、環境予測及び影響評価に関する一般的事項を取り扱うものとする。

8-5-2 大気質の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測項目、方法により大気質の状態を予測しなければならない。
- 2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が大気質へ及ぼす影響をとりまとめ、**8-3-2 大気質 4)**に示す環境基準並びに**8-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価しなければならない。

8-5-3 潮流の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により潮流の流況を予測しなければならない。
- 2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が潮流へ及ぼす影響をとりまとめ、**8-4-**

2 目標の検討 2) の検討結果に照らして評価しなければならない。

8-5-4 水質の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期、予測項目及び予測方法により水質の状態を予測しなければならない。
- 2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が水質へ及ぼす影響をとりまとめ、8-3-4 水質 4) に示す環境基準に基づき水域類型の指定が行われている水域では、当該環境基準に照らし、また、水域類型の指定が行われていない水域では、環境基準の類型にあてはめようえ、当該環境基準並びに8-4-2 目標の検討 2) の検討結果に照らして評価しなければならない。
なお、海域の浮遊物質量(SS)は、「水産生物、日常生活において支障がない程度」並びに8-4-2 目標の検討 2) の検討結果に照らして評価するものとする。

8-5-5 底質の影響評価

受注者は、当該計画が、底質へ及ぼす影響をとりまとめ、8-3-5 底質 4) に示す判定基準並びに8-4-2 目標の検討 2) の検討結果に照らして評価しなければならない。

8-5-6 騒音の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により騒音の状況を予測するものとする。
- 2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画による騒音の影響をとりまとめ、道路交通騒音では8-3-6 騒音 3) に示す環境基準に基づき地域の類型指定が行われている地域では当該環境基準に照らし、また、地域の類型指定が行われていない地域では、将来の土地利用の動向を考慮した環境基準の類型にあてはめようえ、当該環境基準並びに8-4-2 目標の検討 2) の検討結果に照らして評価しなければならない。
- 3) 受注者は、建設作業騒音を「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省建設省告示第1号）」を踏まえ、「大部分の地域住民が日常において支障がない程度」並びに8-4-2 目標の検討 2) の検討結果に照らして評価しなければならない。

8-5-7 振動の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により振動の状況を予測しなければならない。
- 2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画による振動の影響をとりまとめ、8-3-7 振動 3) に定める基準を踏まえ、「大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度」並びに8-4-2 目標の検討 2) の検討結果に照らして評価しなければならない。

8-5-8 悪臭の影響評価

受注者は、当該計画による悪臭の影響をとりまとめ、「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」並びに8-4-2 目標の検討 2) の検討結果に照らして評価しなければならない。

8-5-9 自然環境の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、影響予測項目及び予測方法により自然環境の状態を予測しなければならない。
- 2) 受注者は、当該計画による各項目への影響をとりまとめ、「自然環境の保全上、支障を生じないこと」並びに8-4-2 目標の検討 2) の検討結果に照らして評価しなければならない。

8-5-10 環境保全対策及び環境監視計画の検討

- 1) 受注者は、本節 環境予測及び影響評価の結果を基に予測、評価の対象とした全項

- 目の環境保全対策及び環境監視計画を検討しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める検討内容により環境保全対策及び環境監視計画を検討しなければならない。

8-5-11 総合評価

- 1) 受注者は、環境予測及び影響予測の結果を基に総合評価を行わなければならない。
- 2) 受注者は、環境予測及び影響予測の対象とした全項目の総合評価を行わなければならない。

8-5-12 環境影響評価書

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の基礎資料を作成しなければならない。

6節 照査及び成果品

8-6-1 適用の範囲

本節は、環境影響評価調査の協議・報告、成果に係る照査及び成果品の作成に関する一般的事項を取り扱うものとする。

8-6-2 協議・報告

協議・報告は、5-4-8 協議・報告を適用するものとする。

8-6-3 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
- (1) 使用する基準及び図書の適切性
 - (2) 自然条件、社会条件の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
 - (3) 環境に関する現況把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
 - (4) 環境保全目標の各項目検討結果の適切性
 - (5) 環境予測における予測結果の適切度
 - (6) 影響評価における基準もしくは環境保全目標適用の適切性
 - (7) 事業計画に対する環境保全対策及び環境監視計画の適切性
 - (8) 個別項目の環境予測及び影響評価結果に対する総合評価の整合性

8-6-4 成果品

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

9章 設 計

1節 一般事項

9-1-1 適用の範囲

本章は、漁港の係留施設及び外郭施設並びに漁場、海岸保全施設の設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。その他類似の施設の設計は、これを準用するものとする。

9-1-2 計画準備

受注者は、設計に先立ち業務の目的及び内容を把握し、現況の把握及び関連資料の収集を行わなければならない。

9-1-3 使用する基準及び図書

- 1) 受注者は、「漁港・漁場の施設の設計の手引（2003年版）（社）全国漁港漁場協会」に準拠し、設計業務を実施するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に1)以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによるものとする。
- 3) 受注者は、1)及び2)以外の基準及び図書を設計に用いる場合、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

9-1-4 設計手法

- 1) 受注者は、特殊な構造又は特殊な設計方法を用いる場合、あらかじめ監督職員に設計手法の承諾を得なければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、特記仕様書の定める設計手法により設計しなければならない。

9-1-5 特許工法

受注者は、特許工法又は特殊工法を用いて設計する場合、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

9-1-6 リサイクル計画書の作成

受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行わなければならない。また、建設副産物の検討成果として、監督職員の指示する様式によりリサイクル計画書を作成する。

2節 設計条件

9-2-1 適用の範囲

本節は、土木構造物の設計に必要な設計条件に関する一般的事項を取り扱うものとする。

9-2-2 自然条件

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める土質条件、海象条件、気象条件、地震及びその他設計に必要な自然条件に基づき設計しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書の定めにより設計に用いる自然条件を決定する場合、監督職員にその決定結果の承諾を得なければならない。

9-2-3 機能条件

受注者は、特記仕様書の定めにより設計に用いる機能条件を決定する場合、監督職員にその決定結果の承諾を得なければならない。

9-2-4 材料条件

- 1) 受注者は、J I S又は同等以上の品質を有するもの若しくは一般市場に流通する材料及び製品を用いて設計するものとする。
なお、主要な使用材料の規格は、特記仕様書の定めによるものとする。
- 2) 受注者は、1) 以外の材料及び製品を使用する場合、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

9-2-5 施工条件

受注者は、特記仕様書に定める施工条件を考慮して設計しなければならない。

9-2-6 基礎の検討

受注者は、必要に応じて安定計算や地盤改良の検討を行い、基礎の断面を決定しなければならない。

3節 基本設計

9-3-1 適用の範囲

本節は、2節設計条件に基づき施設の構造形式並びに断面その他基本的形状を決定するための基本設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

9-3-2 基本設計

- 1) 受注者は、構造形式の異なる比較案を提案し、安定性、耐久性、経済性、施工性及びその他必要な要件を検討のうえ、最適構造形式を選定しなければならない。
なお、構造形式の選定は、監督職員の承諾を得なければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定めるケース数の工区別比較案を作成するものとする。
- 3) 受注者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果品に記載しなければならない。
- 4) 受注者は、特殊な構造又は工法を採用した場合、施工上特に留意すべき点を成果品に記載しなければならない。

9-3-3 概算数量及び概算工事費等

- 1) 概算数量
 - (1) 受注者は、計画平面図、標準断面図、縦断図、及びその他作成した図面に基づき**9-3-2 基本設計 1)**の経済性の比較に必要な概算数量を比較案ごとに工種別、材料別に算出しなければならない。
 - (2) 受注者は、あらかじめ監督職員に算出する概算数量の工種名、材料名、規格及び数値の承諾を得るものとする。
- 2) 概算工事費
受注者は、1) で算出した概算数量に基づき比較案ごとに概算工事費を算出するものとする。
なお、使用する単価はあらかじめ監督職員に承諾を得なければならない。
- 3) 工事施工計画
受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成するものとする。

9-3-4 図面作成

受注者は、選定した構造形式について、標準断面図、平面図、その他必要な図面を作成しなければならない。

9-3-5 協議・報告

協議・報告は、**5-4-8 協議・報告**を適用するものとする。

9-3-6 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

らない。

2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 設計条件の適切性
- (2) 設計方針及び設計内容の適切性
- (3) 設計計算書と設計図との整合性
- (4) 概算数量及び概算工事費算出内容の適切性
- (5) 最適構造形式の適切性
- (6) 施工性

9-3-7 成果品

1) 受注者は、基本設計の成果として、「表9-1 基本設計成果品項目」に示す内容の成果品を作成し、監督職員に提出しなければならない。

表9-1 基本設計成果品項目

成 果 品	内 容
I. 報告書	
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、比較検討結果の概要
2) 基本設計計算書	比較案選定理由、設計計算他
3) 数量計算書	各比較案の工種別、材料別、数量の算出
4) 概算工事費算出書	各比較案の数量計算に基づく概算工事費の算出
5) 付帯構造物設計書	防舷材、けい船柱等
6) 設計図	選定した構造形式に基づく標準断面図、計画平面図、縦断面図他必要な図面の作成
7) 施工計画書	
8) リサイクル計画書	
II. 設計図面	

2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表9-1 基本設計成果品項目」に示す以外にその定める成果品を作成し、監督職員に提出しなければならない。

3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、関連機関との協議用資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

4 節 細部設計

9-4-1 適用の範囲

本節は、3節**基本設計**で決定された構造形式の施設又は特記仕様書に定める施設の部材諸元を定め、詳細な部材構成材料及び数量を決定するための細部設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

9-4-2 設計計画

設計計画は、9-1-2 **計画準備**から9-1-5 **特許工法**を適用するものとする。

9-4-3 設計波の算定

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定めのある場合、設計波を算定しなければならない。
- 2) 受注者は、設計波の算定で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果品に記載しなければならない。

9-4-4 細部設計

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象施設及び対象範囲の細部設計を行わなければならない。
- 2) 受注者は、基本設計の成果品、土質資料及びその他の設計条件に基づき細部設計を行い、部材の設計計算書、施設の詳細図面及び数量計算書を作成しなければならない。

- 3) 受注者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果品に記載しなければならない。
- 4) 受注者は、特殊な構造又は特殊な工法を採用する場合、施工上特に留意すべき点を成果品に記載しなければならない。

9-4-5 数量計算

- 1) 受注者は、詳細図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、1) で算出した数量計算に基づき概算工事費を算出しなければならない。
- 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成しなければならない。

9-4-6 図面作成

受注者は、一般図、配筋図等を作成しなければならない。

9-4-7 付帯施設

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象付帯施設の設計を行わなければならない。

9-4-8 協議・報告

協議・報告は、5-4-8 協議・報告を適用するものとする。

9-4-9 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 設計条件の適切性
 - (2) 設計方針及び設計内容の適切性
 - (3) 設計計算書と設計図との整合性
 - (4) 数量計算内容の適切性

9-4-10 成果品

- 1) 受注者は、細部設計の成果として、「表9-2 細部設計成果品項目」に示す内容の成果品を作成し、監督職員に提出しなければならない。

表9-2 細部設計成果品項目

成 果 品	内 容
I. 報告書	
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、設計経過の概要、新技術の提案
2) 細部設計計算書	
3) 設計図面	
4) 計算書	
II. 設計図面	設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出

- 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表9-2 細部設計成果品項目」に示す以外にそれに定める成果品を作成し、監督職員に提出しなければならない。

5 節 実施設計

9-5-1 適用の範囲

本節は、3 節 基本設計及び4 節 細部設計で設計を行った施設又は特記仕様書に定める施設における工事の実施に必要な図面作成及び数量計算を行うための実施設計に関する

る一般的事項を取り扱うものとする。

9-5-2 設計計画

受注者は、設計に当り、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の遂行に必要な計画を立案しなければならない。

9-5-3 実施設計

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象施設及び対象範囲の実実施設計を行わなければならない。
- 2) 受注者は、**3節 基本設計**及び**4節 細部設計**で決定された構造形式の施設又は特記仕様書に定める構造形式の施設に基づき実施設計を行い、工事の実施に必要な平面図、縦断図、横断図及び数量計算書を作成しなければならない。
なお、作成及び算出を必要とする図面及び数量は、特記仕様書の定めによるものとする。
- 3) 受注者は、施工上特に留意すべき点を成果品に記載しなければならない。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、仮設構造物の検討を行わなければならない。

9-5-4 数量計算等

- 1) 受注者は、作成した図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、1) で算出した数量に基づき工事費を算出しなければならない。
- 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成しなければならない。

9-5-5 協議・報告

協議・報告は、**5-4-8 協議・報告**を適用するものとする。

9-5-6 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 構造形式及び構造物と設計図との整合性
 - (2) 数量算出内容の適切性

9-5-7 成果品

- 1) 受注者は、実施設計の成果として、「表9-3 実施設計成果品項目」に示す内容の成果品を作成し、監督職員に提出しなければならない。

表9-3 実施設計成果品項目

成 果 品	内 容
I. 報告書	
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、構造形式
2) 設計図面	工事の実施に必要な図面の作成
3) 数量計算書	設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出
II. 設計図面	

- 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表9-3 実施設計成果品項目」に示す以外にそれに定める成果品を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-7-2 調査業務写真管理基準

調査業務写真管理基準目次

1章 総 則	管 1
2章 深 浅 測 量	管 2
3章 探 査 工	管 2
4章 土 質 調 査	管 2
5章 環 境 調 査	管 3
6章 気象・海象調査	管 5

1 章 総 則

1) 適用の範囲

本章は、漁港漁場及び漁港海岸に係る測量・土質等調査の写真（電子媒体によるものを含む）に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2) 撮影一般

受注者は、調査設計業務の実施にあたり、次の写真を撮影し、監督職員に提出するものとする。

- (1) 調査設計業務段階ごとの状況一般
- (2) その他、特に監督職員が指示した箇所

3) 撮影構成

- (1) 受注者は、調査設計業務段階ごとの写真を現場条件の変更、臨機の措置、貸与物件、現場発生品及び調査中の安全管理を対象とし、調査実施中における状況を把握できるように撮影するものとする。
- (2) 受注者は、同じ調査設計業務内容を繰り返す場合、代表的な1サイクルを撮影し、他のサイクルの撮影を省略することができるものとする。
- (3) 受注者は、調査中の被災状況を撮影する場合、全景及び部分写真により被災前と被災後の状況が比較できるように撮影するものとする。

4) 撮影方法

- (1) 受注者は、被写体の状況、場所、時期、形状寸法の確認ができるように工夫して撮影するものとする。
- (2) 受注者は、必要に応じて次の事項を記入した小黒板を入れ、撮影するものとする。
 - イ. 調査名
 - ロ. 調査の種類
 - ハ. 測点番号
 - ニ. 略 図
 - ホ. 撮影場所
 - ヘ. その他
- (3) 写真は、カラー写真とする。

5) 整 理

- (1) 受注者は、写真を実施順序に従い、撮影ごとに各1枚を張り付け、必要に応じて各写真に撮影箇所、撮影年月日及び説明を記入するものとする。
- (2) 受注者は、整理する写真の大きさを116mm×82mm(サービス判)以上とし、アルバム又は報告書に整理するものとする。

また、アルバムの大きさはA-4判(21cm×29.5cm)程度とし、表紙には実施年度、調査名、受注者名を記入するものとする。
- (3) 電子媒体を提出する場合は、原本としてCD-ROM又はMO(230Mb以下)を、その記録画像ファイル形式はJPEG形式(非圧縮～圧縮率1/8まで)をそれぞれ原則とし、これ以外による場合には監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。(有効画素数100万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。)

2章 深浅測量

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
深浅測量	施工管理	基準点測量及び設標 使用船舶・機器等	測量及び設標伏況	測量及び設標時	船名及び標識（形象物）が判明できるように撮影 船上（海上）及び陸上の作業状況撮影
			測量船	測量及び機器の取付伏況	
		海上測位	使用機器	海上測位作業時	
			海上測位作業状況	海上測位作業時	
			測量船の誘導状況	海上測位作業時	
		測深	使用機器	測深作業時	
			測深作業状況	測深作業時	
バーチェック作業状況	測深作業時				

3章 探査工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
磁気探査	施工管理	使用機器	磁気探査機	設置時	探査センサー及び記録計を撮影
			船位測定装置	設置時	
			音響測深器	設置時	
		使用船舶	曳船及び探査船	着手前	
潜水探査	施工管理	使用船舶・機器等	探査状況	探査時	曳舟及び探査船の探査状況 探査機、簡易磁気探査計又は突棒 探査状況。監視船（監視船が必要な場合）
			潜水探査機器	探査前	
		探査	潜水土船、監視船	探査前	
			海上位置出し状況	探査前	
			潜水探査状況	探査時	
		確認	異常物揚収状況	揚収前	
			揚収物確認検査状況	揚収後確認時	
揚収作業 (残存爆発物発見時)	発見位置の標識設置	設置時	爆発物の位置に設置した標識を撮影		
	揚収状況	揚収時	揚収状況（自衛隊の揚収状況）		
	引渡状況	引渡時	引渡状況（形状寸法撮影を兼ねる）		

4章 土質調査

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
土質調査	施工管理	使用船舶・機械等	固定足場	組立時及び組立完了時	位置、形式等が判明できるように撮影
			ボーリング機減	組立時及び組立完了時	
			据付状況	第1回掘付時	
			試験機械器具	試験時	
			夜間標識等	適宜	
		施工状況	調査位置測量状況	測量時	調査孔番号と測定結果を記入した小黒板を同時撮影
			現地盤高又は 固定足場高	測量時	
			測量状況	測量時	
			固定足場	移動中	
			ボーリング機械	掘進中	
			削孔用具	掘進中	
			サンプリング (乱れの少ない試料採取)	押込中	
			原位置試験	試験中	
		室内土質試験	試験中		
		現場条件変更状況	標本	想定地盤と異なる標本を採取したとき	位置、深さを記入した小黒板を同時撮影
品質管理	材料の確認	サンプリングチューブ	搬入時	長さの分かるメジャー等を同時撮影	
	乱れの少ない資料採取後の状況	シール状況	採取後		
出来形確認	出来形の確認	コアチューブ、ロッド等	掘進完了時	掘進長が確認できる方法（位置、深さを記入した小黒板及びメジャー等を同時撮影）	

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期		
音波探査	施工管理	基準点測量及び設標 使用船舶・機器等	測量及び設標状況	測量及び設標時	測量船名及び作業標識（形象物）が判明できるように撮影	
			測量船	測量船及び機器の取付状況		
		海上測位	使用機器	海上測位作業時		
			海上測位作業状況	海上測位作業時		
		測深	使用機器	探査作業時		
			測深作業状況	探査作業時		
			バーチェック作業状況	探査作業時		
		音波探査	使用機器	探査作業時		機器の種類・規格が判明できるように撮影
			探査作業状況	探査作業時		
		検潮	観測機器	設置時		機器の種類・規格が判明できるように撮影
近景 施設の構造・機器の 設置等を観測できる もの	観測中					
遠景 (位置・観測状況)	観測中					

5章 環境調査

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期		
流況調査	施工管理	使用船舶・機械等	観測及び海上測位機器	着工前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影	
			調査船、標識類	観測時		標識類が判明できるように撮影
		観測状況	測定位置測量	観測時		
			水深測量	観測時		
			観測機器設置	観測時		
水質調査	施工管理	使用船舶・機械等	観測	観測時	測定状況が判明できるように撮影	
			試料採取器、計測機器	着工前		使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
			海上測位機器	着工前		
		採水状況	調査船、標識	採水時	標識類が判明できるように撮影	
			資料保管容器等	搬入時		
			採水位置測量	採水時		
			水深測量	採水時		
			試料採取、測定	採水時		
試験	試料採取の処理	採水時	採水試料の処理、保管状況が判明できるように撮影			
底質調査	施工管理	使用船舶・機械等 採泥状況 試験	試験の項目、方法、状況	試験時	試験期間が判明できるように撮影	
			水質調査を適用する。			
騒音調査		測定点の選定	調査対象区域の全景	測定前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影	
			測定点、近傍状況	測定前		
		測定機器	測定機器	測定中		測定中の枚数は、測定点ごと
		近景 遠景	周辺の景観を含め、測定条件を理解できる状況	測定中 測定中		
振動調査		測定点の選定	調査対象区域の全景	測定前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影	
			測定点、近傍状況	測定前		
		測定機器	測定機器	測定中		測定中の枚数は、測定点ごと
		近景 遠景	周辺の景観を含め、測定条件を理解できる状況	測定中 測定中		

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
悪臭調査		測定点の選定	調査対象区域の全景	測定前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影 測定中の枚数は、測定点ごと
		測定機器	測定機器	測定中	
		近景	周辺の景観を含め、測定条件を理解できる状況	測定中	
		遠景		測定中	
環境生物調査 (1) プランクトン調査	施工管理	使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器	調査船、試料採集機器及び同定・分析機器	着手前	調査船、試料採集機器が判明できるように撮影 試料採集点位置測量 採水状況、プランクトンネット採集状況が判明できるように撮影 試料の固定及び保管状況が判明できるように撮影 試料の同定・分析状況が判明できるように撮影
		試料採集状況	試料採集点位置測量 採水状況 プランクトンネット採集状況	試料採集時	
		試料の固定状況	試料の固定及び保管状況、生体試料	試料採集時	
		試料の同定・分析状況	試料の同定・分析状況	試料の同定・分析状況	
(2) 卵・稚仔調査	施工管理	使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器			(1) プランクトン調査を適用する。
		試料採集状況			
		試料の固定状況			
		試料の同定・分析状況			
(3) 底生生物調査	施工管理	使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器			(1) プランクトン調査を適用する。
		試料採集状況			
		試料の固定状況			
		試料の同定・分析状況			
(4) 付着生物調査	施工管理	使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器	調査船、試料採集機器及び同定・分析機器	着手前	調査船、試料採集機器が判明できるように撮影 試料採集点位置測量、試料採集状況が判明できるように撮影 試料の同定・分析状況が判明できるように撮影
		試料採集状況	試料採集点位置測量 試料採集状況	試料採集時	
		試料の同定・分析状況	試料の同定・分析状況	試料の同定・分析時	
(5) 藻場調査	施工管理	使用船舶、航空機、試料採集機器	調査船、調査航空機、試料採集機器	着手前	調査船、調査航空機、試料採集機器が判明できるように撮影 調査点及び調査線の位置測量が判明できるように撮影 試料の採集状況が判明できるように撮影 生育調査状況が判明できるように撮影 環境調査状況が判明できるように撮影 試料の同定・分析状況が判明できるように撮影
		調査点及び調査線	調査点及び調査線位置測量	調査時	
		試料採集状況	試料採集状況	試料採集時	
		生育調査状況	生育調査状況	調査時	
		環境調査状況	環境調査状況	調査時	
(6) 魚介類調査	施工管理	使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器	調査船、試料の採集機器	着手前	調査船、試料採集機器及び同定・分析機器が判明できるように撮影 調査船の海上位置測量及び試料採集状況が判明できるように撮影 試料の同定・分析状況が判明できるように撮影
		試料採集状況	調査船の海上位置測量及び試料採集状況	試料採集時	
		試料の同定・分析状況	試料の同定・分析状況	試料の同定・分析時	

6章 気象・海象調査

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
気象調査	施工管理	観測機器	観測機器	観測中	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影 施設工事を伴う場合は、工事の経過を含む
		近景	施設の構造、機器取付機材等を理解できるもの	観測中	
		遠景	周辺の景観を含め、測定条件を理解し得る状況	観測中	
波浪観測	施工管理	測定点の選定	調査対象海域の全景	観測前・波浪状況を含む	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
			測定点、近傍の状況	観測前	
		観測機材	観測機器	設置前	
		海底設置状況	架台、機器	設置時	
		目視観測	目視観測(機器を含む)	観測中	
船上による観測作業	近景、遠景	観測中			
潮汐調査	施工管理	観測機器	観測機器	設置前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影 副標の位置関係及び付近物標との立体関係が説明できるように撮影
		近景	施設の構造、機器の設置等を理解できるもの	観測中	
		遠景	位置、観測状況	観測中	

1 - 7 - 3 付属資料

付 属 資 料 目 次

1. 共通仕様書掲載 J I S ・ J G S 一覧表	資 1
2. 海上工事における関係法令一覧	資 3
3. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き	資 7
(1) 港湾区域内で、工事等を施工する場合	資 7
(2) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合	資 7
(3) 港湾区域及び第 5 6 条第 1 項の規定により 公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合	資 8
(4) 漁港区域内で、工事等を施工する場合	資 9
(5) 海岸保全区域内で、工事等を施工する場合	資 9
(6) 自然公園、特別地域内で工事を施工する場合	資 10
(7) 水路測量を実施する場合	資 11
(8) 航路標識を設置、管理、変更する場合	資 12
4. 船舶航行に関する報告手続きの手引き	資 13
(1) 長大物件をえい(押)航するときの航路通報	資 13
(2) 海難発生時の通報	資 14
(3) 航路標識等事故発生時の通報	資 14
(4) 海難報告	資 14

1. 共通仕様書掲載 J I S ・ J G S 一 覧 表

章	節	JIS番号	JGS番号	試 験 名 称	制定年月	改正年月	確認年月	
4 章	土質調査							
	4-1-6	原位置試験						
		A 1219		土の標準貫入試験方法	1961.12	2001. 6	2010. 2	
			1411-2003	原位置ベーンせん断試験方法				
			1435-2003	電気式静的コーン貫入試験方法				
			1421-2003	孔内水平載荷試験方法				
		4-1-7	検 層					
				1122-2003	地盤の弾性波速度測定方法			
		4-1-10	乱さない試料の採取					
				1221-2003	固定式ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法			
				1222-2003	ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法			
				1223-2003	ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法			
				1224-2003	ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法			
		4-1-13	土質試験					
			1) 土質試験は、JIS及び地盤工学会の規定(JGS)による試験方法によらなければならない。 土質試験のJIS・JGSには次のものがある。					
		A 1201	0101-2000	土質試験のための乱した土の試料調製方法	1950.11	2009. 9	1995.11	
		A 1202	0111-2000	土粒子の密度試験方法	1950.11	2009. 9	1995.11	
		A 1203	0121-2000	土の含水比試験方法	1950.11	2009. 9	1989. 4	
		A 1204	0131-2000	土の粒度試験方法	1950.11	2009. 9	1995.11	
		A 1205	0141-2000	土の液性限界・塑性限界試験方法	1950.11	2009. 9	1986.10	
		A 1209	0145-2000	土の収縮定数試験方法	1950.11	2009. 9	1995.11	
		A 1210	0711-2000	突固めによる土の締固め試験方法	1950.11	2009. 9	1995.11	
		A 1211	0721-2000	C B R 試験方法	1953. 7	2009. 9	1986.10	
		A 1214		砂置換法による土の密度試験方法	1953.12	2001. 6	2010. 2	
		A 1215		道路の平板載荷試験方法	1953.12	2001. 6	2010. 2	
		A 1216	0511-2000	土の一軸圧縮試験方法	1958. 7	2009. 9	1986.10	
		A 1217	0411-2000	土の圧密試験方法	1960. 3	2009. 9	1986.10	
	A 1218	0311-2000	土の透水試験方法	1961. 3	2009. 9	1989. 4		
	A 1219		土の標準貫入試験方法	1961.12	2001. 6	2010. 2		
	A 1220		オランダ式二重管コーン貫入試験方法	1976.11	2001. 6	2010. 2		
	A 1221		スウェーデン式サウンディング試験方法	1976.11	2002. 5	2010. 2		
	4-1-16	成果品						
		2) 土質試験結果の整理方法は原則としてJIS及び地盤工学会(JGS)の指定する様式によるものとする。 上記JIS・JGS一覧表に同じ						
5 章	環境調査							
	2 節	水質調査						
	5-2-6	水質試験						
		K 0102		工業排水試験方法	1964. 2	2010. 7	2003. 4	
		K 0101		工業用水試験方法	1957. 4	1998. 4	2012.10	
		K 0125		用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法	1987. 2	1995. 4	2007. 2	
	3 節	底質調査						
5-3-6	底質試験							
	K 0102		工業排水試験方法	1964. 2	2010. 7	2003. 4		
	K 0093		工業用水・工場排水中のポリクロロビフェニル (P C B) 試験方法	1974. 5	2006. 3	2010.10		

章	節	JIS番号	JGS番号	試 験 名 称	制定年月	改正年月	確認年月
		K 0125		用水・排水中の揮発性有機化合物試験 方法	1987. 2	1995. 4	2007. 2
		K 0312		工業用水・工場排水中のダイオキシン 類の測定方法	1999. 9	2008. 1	2012. 10
		A 1202	0111-2000	土粒子の密度試験方法	1950. 11	2009. 9	1995. 11
		A 1204	0131-2000	土の粒度試験方法	1950. 11	2009. 9	1995. 11

注) 制定年月、改正年月、確認年月はJ I Sについてのものである。

2. 海上工事における関係法令一覧

分 類	法 令 名
航行安全に関する法令	海上衝突予防法 (昭和52. 6. 1 法律第62号) 同 施行規則 (昭和52. 7. 1 運輸省令第19号) 海上交通安全法 (昭和47. 7. 3 法律第115号) 同 施行令 (昭和48. 1.26 政令第5号) 同 施行規則 (昭和48. 3.27 運輸省令第9号) 港則法 (昭和23. 7.15 法律第174号) 同 施行令 (昭和40. 6.22 政令第219号) 同 施行規則 (昭和23.10. 9 運輸省令第29号) 水路業務法 (昭和25. 4.17 法律第102号) 同 施行令 (平成13.12.28 政令第433号) 同 施行規則 (昭和25. 7.26 運輸省令第55号) 航路標識法 (昭和24. 5.24 法律第99号) 同 施行規則 (昭和24. 6.25 運輸省令第30号) 水難救護法 (明治32. 3.29 法律第95号) 同 施行令 (昭和28. 8.31 法律第237号) 同 施行規則 (明治32. 7.29 逓信省令第35号) 海難審判法 (昭和22.11.19 法律第135号) 同 施行令 (昭和23. 3. 6 政令第54号) 同 施行規則 (昭和23. 4. 2 運輸省令第8号) 船舶法 (明治32. 3. 8 法律第46号) 同 施行細則 (明治32. 6.12 逓信省令第24号) 内航海運業法 (昭和27. 5.27 法律151号) 同 施行規則 (昭和27. 7. 2 運輸省令第42号)
港湾等整備に関する法令	港湾法 (昭和25. 5.31 法律第218号) 同 施行令 (昭和26. 1.19 政令第4号) 同 施行規則 (昭和26.11.22 運輸省第98号) 港湾の施設の技術上の基準を定める省令 (昭和49. 7.16 運輸省令第30号) 漁港漁場整備法 (昭和25. 5. 2 法律第137号) 同 施行令 (昭和25. 7.28 政令第239号) 同 施行規則 (昭和26. 7.17 農林省令第47号) 海岸法 (昭和31. 5.12 法律第101号) 同 施行令 (昭和31.11. 7 政令第332号) 同 施行規則 (昭和31.11.10 農林、運輸、建設省令第1号) 公有水面埋立法 (大正10. 4. 9 法律第57号) 同 施行令 (大正11. 4. 8 勅令第194号) 同 施行規則 (昭和49. 3.18 運輸、建設省令第1号)
海洋汚染防止等に関する法令	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45.12.25 法律第136号)

分 類	法 令 名
	<p>同 施行令 (昭和46. 6. 22 政令第201号)</p> <p>同 施行規則 (昭和46. 6. 23 運輸省令第38号)</p> <p>船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であって海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45. 12. 25 法律第137号)</p> <p>同 施行令 (昭和46. 9. 23 政令第300号)</p> <p>同 施行規則 (昭和46. 9. 23 厚生省令第35号)</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12. 11. 19 法律第104号)</p> <p>同 施行令 (平成12. 11. 19 政令第495号)</p> <p>同 施行規則 (平成14. 3. 5 国土交通省・環境省第1号)</p> <p>水質汚濁防止法 (昭和45. 12. 25 法律第138号)</p> <p>同 施行令 (昭和46. 6. 17 政令第188号)</p> <p>同 施行規則 (昭和46. 6. 19 総理府通産省令第2号)</p> <p>水産資源保護法 (昭和26. 12. 17 法律第313号)</p> <p>自然環境保全法 (昭和47. 6. 22 法律第85号)</p> <p>同 施行令 (昭和48. 3. 31 政令第38号)</p> <p>同 施行規則 (昭和48. 2. 9 総理府令第62号)</p>
自然公園に関する法令	<p>自然公園法 (昭和32. 6. 1 法律第161号)</p> <p>同 施行令 (昭和32. 9. 30 政令第298号)</p> <p>同 施行規則 (昭和32. 10. 11 厚生省令第41号)</p>
危険物に関する法令	<p>火薬類取締法 (昭和25. 5. 4 法律第149号)</p> <p>同 施行規則 (昭和25. 10. 31 通産省令第88号)</p> <p>火薬類の運搬に関する総理府令 (昭和35. 12. 28 総理府令第65号)</p> <p>危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和32. 8. 20 運輸省令第30号)</p> <p>危険物の規制に関する政令 (昭和34. 9. 26 政令第306号)</p> <p>危険物の規制に関する規則 (昭和34. 9. 29 総理府令第55号)</p>
火災防止に関する法令	<p>消防法 (昭和23. 7. 24 法第186号)</p> <p>同 施行令 (昭和36. 3. 25 政令第37号)</p> <p>同 施行規則 (昭和36. 4. 1 自治省令第6号)</p>

分 類	法 令 名
交通安全に関する法令	道路交通法 (昭和35. 6. 25 法律第105号) 同 施行令 (昭和35. 10. 11 政令第270号) 同 施行規則 (昭和35. 12. 3 総理府令第60号) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別一措置法 (昭和42. 8. 2 法律第131号)
船舶設備に関する法令	船舶安全法 (昭和 8. 3. 15 法律第11号) 同 施行令 (昭和 9. 2. 1 勅令第13号) 同 施行規則 (昭和38. 9. 25 運輸省令第41号) 船舶構造規則 (平成10. 3. 31 運輸省令第16号) 船舶機関規則 (昭和31. 10. 20 運輸省令第55号) 船舶設備規程 (昭和 9. 2. 1 逓信省令第6号) 船舶区画規程 (昭和27. 11. 14 運輸省令第97号) 船舶防火構造規則 (昭和55. 5. 6 運輸省令第11号) 満載喫水線規則 (昭和43. 8. 10 運輸省令第33号) 船舶復原性規則 (昭和31. 12. 28 運輸省令第76号) 船舶救命設備規則 (昭和40. 5. 19 運輸省令第36号) 船舶消防設備規則 (昭和40. 5. 19 運輸省令第37号)
船員に関する法令	船舶職員法 (昭和26. 4. 16 法律第149号) 同 施行令 (昭和58. 2. 12 政令第13号) 同 施行規則 (昭和26. 10. 15 運輸省令第91号) 船員法 (昭和22. 9. 1 法律第100号) 同 施行規則 (昭和22. 9. 1 運輸省令第23号) 小型船等に乘組む海員の労働時間及び休日に関する省令 (昭和42. 6. 2 運輸省令第31号) 船員労働安全衛生規則 (昭和39. 7. 31 運輸省令第53号) 船員保険法 (昭和14. 4. 6 法律第73号)
陸上労働に関する法令	労働基準法 (昭和22. 4. 7 法律第49号) 同 施行規則 (昭和22. 8. 30 厚生省令第23号) 女子年少者労働基準規則 (昭和29. 6. 19 労働省令第13号) 事業付属寄宿舍規程 (昭和22. 10. 31 労働省令第7号) 建設業付属寄宿舍規定 (昭和42. 9. 29 労働省令第27号) 建設労務者の雇用の改善等に関する法律 (昭和51. 5. 27 法律第33号) 労働安全衛生法 (昭和47. 6. 8 法第57号) 同 施行令 (昭和47. 8. 19 政令第318号) 労働安全衛生規則 (昭和47. 9. 30 労働省令第32号) 有機溶剤中毒予防規則 (昭和47. 9. 30 労働省令第36号) ボイラー及び圧力容器安全規則 (昭和47. 9. 30 労働省令第33号)

分 類	法 令 名
	クレーン等安全規則 (昭和47. 9. 30 労働省令第34号)
	ゴンドラ安全規則 (昭和47. 9. 30 労働省令第35号)
	高気圧作業安全衛生規則 (昭和47. 9. 30 労働省令第40号)
	酸素欠乏症等防止規則 (昭和47. 9. 30 労働省令第42号)
	労働者災害補償保険法 (昭和22. 4. 7 法律第50号)
	同 施行令 (昭和52. 3. 23 政令第33号)
	同 施行規則 (昭和30. 9. 1 労働省令第22号)
	職業安定法 (昭和22. 11. 30 法律第141号)
	同 施行令 (昭和28. 8. 31 政令第242号)
	同 施行規則 (昭和22. 12. 29 労働省令第12号)
	雇用保険法 (昭和49. 12. 28 法律第116号)
	同 施行令 (昭和50. 3. 10 政令第25号)
	同 施行規則 (昭和50. 3. 10 労働省令第3号)
	労働保険の保険料の 徴収等に関する法律 (昭和44. 1. 29 法律第84号)
	同 施行令 (昭和47. 3. 31 政令第46号)
	同 施行規則 (昭和47. 3. 31 労働省令第8号)
	健康保険法 (大正11. 4. 22 法律第70号)
	同 施行令 (大正15. 6. 30 勅令第243号)
	同 施行規則 (大正15. 7. 1 内令第36号)
	厚生年金保険法 (昭和29. 5. 19 法律第115号)
	同 施行令 (昭和29. 5. 24 政令第110号)
	同 施行規則 (昭和29. 7. 1 厚生省令第37号)
	最低賃金法 (昭和34. 4. 15 法律第137号)
	同 施行規則 (昭和34. 7. 10 労働省令第16号)
	賃金の支払の確保等 に関する法律 (昭和51. 5. 27 法律第34号)
	同 施行令 (昭和51. 6. 28 政令第169号)
	同 施行規則 (昭和51. 6. 28 労働省令第26号)
	職業能力開発促進法 (昭和44. 7. 18 法律第64号)
	同 施行令 (昭和44. 9. 30 政令第258号)
	同 施行規則 (昭和44. 10. 1 労働省令第24号)
	所得税法 (昭和40. 3. 31 法律第33号)
	同 施行令 (昭和40. 3. 31 政令第96号)
	同 施行規則 (昭和40. 3. 31 大蔵省令第11号)
	建設業退職金共済制度 (昭和39. 6. 18 政令第188号)
	悪臭防止法 (昭和46. 6. 1 法律第91号)
	同 施行令 (昭和47. 5. 30 政令第207号)
	同 施行規則 (昭和47. 5. 30 政令第39号)

3. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き

(1) 港湾区域内で、工事等を施工する場合

書類の名称	港 湾 工 事 等 許 可 申 請 書
根 拠 法 令	港湾法 37-1 項、同令 13、14
適 用 海 域	港湾区域内、又は港湾隣接地域内（港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者の長が指定する区域）
手続きを必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ① 港湾区域の水域（上空100mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ）又は公共空地の占用 ② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 ③ 水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一項の占用を伴うものは除く） ④ 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為 イ. 港湾管理者の長が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築 ロ. 港湾管理者の長が指定する廃物の投棄
提 出 者	工事等施工者
提 出 先	港湾管理者の長
他の法令との関係	公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。 港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水域を定めて公告した場合は、その水域施設、外かく施設、若しくはけい留施設を建設し、その他水域の一部を占用し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。（港湾法 56-1）

(2) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合

書類の名称	作 業 等 許 可 申 請 書
根 拠 法 令	港則法 31-1 項、37-3 項、同則 16
適 用 海 域	特定港内又は特定港の境界附近（特定港以外の港にも準用）
手続きを必要とするとき	工事又は作業を行うとき
提 出 者	工事又は作業の実施責任者
提 出 先	特定港にあつては所轄港長 特定港以外の港にあつては所轄海上保安部又は海上保安部の長

書類の名称	作業等許可申請書
申請の内容	① 氏名及び住所 ② 工事又は作業の目的及び種類 ③ 工事又は作業の期間及び時間 ④ 工事又は作業の区域及び場所 ⑤ 工事又は作業の方法 ⑥ その他（標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等）

(3) 港湾区域及び第56条第1項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合

書類の名称	工事等許可申請書
根拠法令	港湾法56-3、同令20、同則29、30
適用海域	港湾区域及び港湾法第56条第1項以外の水域
手続きを必要とするとき	水域施設、外郭施設又は係留施設（危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数500トン以上の船舶の係留施設）を建設し又は改良する場合
提出者	工事等施工者
提出先	都道府県知事（当該届出にかかわる水域施設等の所在する地先水面が2以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）
記載事項	1) 事項 ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ② 種類規模及び構造 ③ 船舶許容能力、係留能力 ④ 工事の開始及び完了の予定期日 ⑤ 使用及び管理の計画 2) 添付書類 ① 工事設計書 ② 位置及び付近の状況を表示した縮尺1/10,000以上の図面 ③ 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1/1,000以上の図面 ④ 規模及び構造を表示した縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図（種類、規模等により一部を省略することができる） ⑤ その他参考書類

(4) 漁港区域内で、工事等を施工する場合

書類の名称	工 事 等 許 可 申 請 書	
根 拠 法 令	漁港漁場整備法 39	
適 用 海 域	漁港の区域内の水域又は公共空地	
手続きを必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ① 工作物の建設若しくは改良 (水面又は土地の占用を伴うものを除く) ② 土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土 ③ 汚水の放流若しくは汚物の放棄 ④ 水面若しくは土地の一部の占用 (公有水面の埋立による場合は除く)	
提 出 者	工事等施工者	
提 出 先	漁港管理者	
注)	特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規定によってする行為、又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。 国の機関又は地方公共団体(港湾法に規定する港務局を含む)が上記の許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ漁港管理者に協議することをもって足りる。	

(5) 海岸保全区域で、工事等を施工する場合

書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
根 拠 法 令	海岸法 7、同則 3	海岸法 8、同令 3、同則 4
適 用 海 域	(陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ 50m をこえない範囲)	同左
手続きを必要とするとき	海岸保全施設以外又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占用しようとするとき	次の行為をしようとするとき ① 土石(砂を含む)を採取すること ② 水面若しくは他の土地の他の施設等を新設し、又は水面若しくは他の土地にある他の施設等を改築すること ③ 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為(木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で、海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの)

書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
提出者	占用しようとするもの	工事等施工者
提出先	海岸管理者	同 左
申請の内容	① 海岸保全区域の占用の目的 ② 海岸保全区域の占用の期間 ③ 海岸保全区域の占用の場所 ④ 施設又は工作物の構造 ⑤ 工事实施の方法 ⑥ 工事实施の期間	① 土石採取の場合 イ. 採取の目的 ロ. 採取の期間 ハ. 採取の場所 ニ. 採取の方法 ホ. 採取量 ② 施設又は工作物の新設、改築の場合 イ. 新設又は、改築する目的 ロ. 新設又は、改築する場所 ハ. 新設又は、改築する施設 又は工作物の構造 ニ. 工事实施の方法 ホ. 工事实施の期間 ③ 土地の掘削、盛土、切土等 を行う場合 イ. 目的 ロ. 内容 ハ. 期間 ニ. 場所 ホ. 方法

(6) 自然公園、特別地域内で工事を施工する場合

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
根拠法令	自然公園法 17、18、18-2、20 同則 10
適用海域	特別地域（国立公園、国定公園） 特別保護地区、海中公園地区
手続きを必要とするとき	特別地域内で次の行為をしようとするとき ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること ② 木竹を伐採すること ③ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること ④ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること ④の2. 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺 1 キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに 流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること ⑤ 広告物その他これに類するものを提出し、若しくは設置し、 又は公告その他これに類するものを工作物等に表示すること ⑥ 水面を埋立て、又は干拓すること ⑦ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
	⑧ 高山植物その他これに類する植物で環境庁長官が指定するものを採取し、又は損傷すること ⑨ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること ⑩ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること
提出者	工事等施工者
提出先	国立公園区域 環境大臣 国定公園区域 都道府県知事
申請の内容	① 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） ② 行為の種類 ③ 行為の目的 ④ 行為の場所 ⑤ 行為地及びその付近の状況 ⑥ 行為の施行方法 ⑦ 着手及び完了の予定日 （添付図面等） ① 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図 ② 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真 ③ 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 ④ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の1以上の図面

(7) 水路測量を実施する場合

書類の名称	水路測量許可申請書
根拠法令	水路業務法6 同則2、3
手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき ただし、次の場合は、本件許可は不要である ① 学術的な調査、研究のための水路測量 ② 港湾施設施工のための水路測量 ③ 百分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量 ④ 前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量
提出者	水路測量実施者
提出先	管区海上保安本部海洋情報部（管区海上保安本部長あて）

書類の名称	水路測量許可申請書
申請の内容	① 申請者の住所、氏名又は名称 ② 水路測量の目的区域 ③ 精度 ④ 方法 ⑤ 期間 ⑥ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑦ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑧ 水路測量作業員の構成

(8) 航路標識を設置、管理、変更する場合

書類の名称	航路標識設置(管理)許可申請書	航路標識現状変更許可申請書
根拠法令	航路標識法2のただし書 同則1、3	航路標識法5の1 同則7
手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その者が行う事業又は事務の用に供するため、その者の費用で航路標識を設置し、又は管理するとき	海上保安庁以外の者が設置した航路標識の管理者が、その航路標識を廃止し、その位置を変更し、その他その現状を変更しようとするとき
提出者	設置及び管理しようとする者	航路標識の管理者
提出先	所轄海上保安部燈台部 (管区海上保安本部長あて)	同左
申請の内容	1) 設置の場合 ① 理由書 ② 設置位置を海図上に示した図面 ③ 航路標識の全体を示した側面図 ④ 航路標識の各部の構造についての図面 ⑤ 告示要項書 ⑥ 用品調書 2) 管理の場合 ① 航路標識の名称 ② 管理の理由 ③ 管理期間 ④ 管理条件 ⑤ 管理方法	1) 位置を変更する場合 ① 設置位置を海図上に示した図面 ② 告示要項書 2) 性質又は構造を変更する場合 ① 航路標識の全体を示した側面図 ② 航路標識の各部の構造についての図面 ③ 告示要項書 3) 廃止、休止の場合[航路標識廃止(休止)許可申請書] ① 理由 ② 廃止の期日(休止の期間) ③ 廃止(休止)に伴う措置

[備考] 許可申請書作成にあたっては、保燈監第365号(昭和51年12月24日)

「所管外航路標識許可事務処理要領」を参照すること。

4. 船舶航行に関する報告手続きの手引き

(1) 長大物件をえい（押）航するときの航行通報

書類の名称	長大物件えい航船等航行予定通報													
根拠法令	海交法22 同則12、13、14													
手続きを必要とするとき	長大物件えい航又は押航して（引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの長さが200m以上のもの）、海交法第2条1項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき													
通報者	船長又は船長の職務代行者													
通報先	航路を担当する海上保安部署 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">航路名</th> <th style="width: 50%;">航路担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>裏賀水道航路、中ノ瀬航路</td> <td>東京湾海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>明石海峡航路</td> <td>大阪湾海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路</td> <td>備讃瀬戸海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>伊良湖水道航路</td> <td>第四管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td>来島海峡航路</td> <td>今治海上保安部</td> </tr> </tbody> </table> 海難事故が発生した場合は、発生した海域を管轄する海上保安(監)部		航路名	航路担当部署	裏賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター	明石海峡航路	大阪湾海上交通センター	備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上交通センター	伊良湖水道航路	第四管区海上保安本部	来島海峡航路	今治海上保安部
航路名	航路担当部署													
裏賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター													
明石海峡航路	大阪湾海上交通センター													
備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上交通センター													
伊良湖水道航路	第四管区海上保安本部													
来島海峡航路	今治海上保安部													
通報時期	① 最初の通報：航路入港予定日の前日の正午まで ② 変更通報：航路入港予定時刻の3時間前 以後その都度直ちに													
通報手段	海上保安庁長官が告示で定める方法													
通報事項	① 船舶の名称及び総トン数 ② 長大物件えい（押）航船の全体の長さ及び喫水（単位メートル） ③ 長大物件えい（押）航船の引き又は押す物件の概要（種類、長さ、巾、高さ等） ④ 仕向港（仕向港の定まっている船舶に限る） ⑤ 航行しようとする航路の区間 ⑥ 航路入航予定日時（時刻は24時、日本標準時による） ⑦ 航路出航予定日時（同上） ⑧ 船舶局の呼出符号又は呼出名称（船舶局のある船舶に限る） ⑨ 海上保安庁との連絡方法（船舶局のない船舶に限る）													

(注) (1) 通報を郵送する場合は、封筒に「航路通報」と朱書すること。

(2) 航路を通航しない場合はこの通報は必要としない。

(2) 海難発生時の通報

書類の名称	海 難 報 告	海 難 報 告
根 拠 法 令	海交法 33 同則 29	港則法 25
適 用 海 域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海	港内又は港の境界附近
手続きを必要とするとき	海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき	海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき
通 報 者	船 長	船 長
通 報 先	所轄海上保安（監）部の長	所轄港長又は所轄海上保安（監）部の長
通 報 事 項	① 海難の概要 ② 標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するためにとった措置の概要	同 左

(3) 航路標識等事故発生時の通報

書類の名称	航 路 標 識 事 故 発 生 時 の 通 報
根 拠 法 令	航路標識法 7
適 用 海 域	港、湾、海峡、その他国内沿岸水域
手続きを必要とするとき	航路標識に事故のある事を発見したとき
通 報 者	事故発見者
通 報 先	海上保安庁又は所轄管区海上保安本部若しくはその事務所
通 報 事 項	事故状況

(4) 海難報告

書類の名称	海 難 報 告 書
根 拠 法 令	船員法 19 同則 14
手続きを必要とするとき	次の事態が発生したとき ① 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき ② 人命又は船舶の救助に従事したとき ③ 航行中、他の船舶の遭難を知ったとき ④ 船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき

書類の名称	海 難 報 告 書
	⑤ 予定航路変更したとき ⑥ 船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶に関し著しい事故があったとき
通 報 者	船 長
通 報 先	最寄りの地方運輸局等の事務所
報 告 時 期	発生後遅滞なく
報 告 部 数	2 部
通 報 内 容	① 件名（衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等） ② 船 名 ③ 船 質 ④ 船舶番号 ⑤ 船籍港 ⑥ 総トン数 ⑦ 航行区域又は従業制限及び従業区域 ⑧ 主機の種類、箇数及び出力 ⑨ 船舶所有者住所、氏名又は名称 ⑩ 船長 住所、氏名、海技名状 種類、番号 ⑪ 機関長 住所、氏名、海技名状 種類、番号 ⑫ 発航港及び到着港 ⑬ 事実発生の年月日時及び場所 ⑭ 事実のてん末
様 式	第 4 号
注)	① 海難報告書を提出する際、航海日誌を呈示すること航海日誌を呈示できないときは、その理由を事実の末尾に記載すること ② 航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には遭難船舶の救助におもむくことができなかつた理由をも記載すること ③ 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること ④ 報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること